

第三期岐阜県地震防災行動計画 〔平成28年度～31年度〕



根尾谷断層(明治24(1891)年) [Koto,B.(1893)より引用]

平成29年3月

岐 阜 県

目次

| | |
|----------------------------|-----|
| 1. 第三期行動計画の策定について | 1 |
| (1) 策定の経緯 | 1 |
| (2) 第三期岐阜県地震防災行動計画の策定のポイント | 2 |
| 2. 行動計画の基本目標等 | 4 |
| 3. 行動計画の施策体系 | 5 |
| 4. 地震防災行動計画（施策項目と施策） | 6 |
| ◆ A 予防対策（予防効果による減災対策） | |
| (1) 地震に強いまちづくり | 8 |
| (2) 地域防災力の強化 | 20 |
| (3) 地震防災における教育・啓発 | 35 |
| ◆ B 応急対策（応急対策による減災対策） | |
| (4) 迅速な初動対応 | 40 |
| (5) 救急・救助体制の充実 | 51 |
| (6) 受援・支援体制の整備 | 57 |
| ◆ C 復旧・復興対策（復旧・復興時期の減災対策） | |
| (7) 復旧・復興体制の整備 | 69 |
| (8) 被災者の救済・生活支援 | 74 |
| 5. 原子力防災対策 | 81 |
| 6. 対象とする地震及び被害想定 | 85 |
| (1) 対象とする地震 | 85 |
| (2) 発生が想定される地震の被害想定 | 86 |
| 〔参考〕過去の地震被害 | 88 |
| 7. 参考資料 | |
| ◆ 行動計画の目標指標一覧 | 89 |
| ◆ 行動計画の施策担当課一覧 | 95 |
| ◆ 岐阜県地震防災対策推進条例 | 116 |
| ◆ 岐阜県地震防災行動計画検討委員会設置要綱 | 121 |

1 第三期行動計画の策定について

(1) 策定の経緯

◆ 平成17年4月 「岐阜県地震防災対策推進条例」を施行

自助、共助の考え方を基に、平時はもとより震災時における県民及び事業者の役割を明らかにし自助・共助を促すとともに、行政が果たすべき責務を明確にし県が地震防災対策として実施する基本的事項を定め、関係者の協力の下、これらを総合的に推進していくことが定められています。この中で、県が、地震防災行動計画を策定することが定められています。

○岐阜県地震防災対策推進条例（平成17年4月1日から施行）

(目的)

第一条 この条例は、地震災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、地震防災対策に関し、県の責務並びに市町村、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、県、市町村、県民及び事業者による相互の信頼関係に基づく協働体制を確立し、地震災害に強い安全な地域社会づくりの実現を図ることを目的とする。

(行動計画)

第七条 知事は、地震防災対策を総合的かつ計画的に推進するため、地震防災に関する施策の実施に係る総合的な計画（以下「行動計画」という。）を策定しなければならない。

2 行動計画には、次に掲げる事項を定める。

- 一 地震防災に関する施策の目標
- 二 地震防災に関する施策の概要

三 前二号に掲げるもののほか、地震防災対策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 知事は、地震防災に関する施策の実施状況を点検し、必要に応じ、行動計画の見直しを行うものとする。

◆ 平成18年4月 「岐阜県地震防災行動計画」（平成18年度～22年度）

予防対策（予防効果による減災対策）、応急対策（応急対策による減災対策）、復旧・復興対策（復旧・復興時期の減災対策）の3つの時系列別の減災対策のもと、県、市町村、県民、事業者が実施する地震防災対策の施策を取りまとめ、広く内容を公表し、地震防災対策を推進してまいりました。（予防、応急、復旧復興の3つの減災対策30項目269施策）

◆ 平成23年4月 「第二期岐阜県地震防災行動計画」（平成23年度～27年度）

第一期計画策定後発生した近年の地震災害（新潟県中越沖地震、能登半島地震、岩手宮城内陸地震など）の教訓や地震防災に関する県民の意見に基づき、見直し作業を行い、その結果を「岐阜県地震防災行動計画検討委員会」で検討していただき、新たな5箇年計画として発表しました。（予防、応急、復旧復興の3つの減災対策31項目288施策）

◆ 平成23年10月「第二期岐阜県地震防災行動計画(改訂版)」

(平成23年度～27年度)

平成23年3月11日の東日本大震災の発生を踏まえ、震災の教訓を行動計画に反映するため、県内の各界、各層の有識者の見識を集約した震災対策検証委員会報告に基づき、第二期計画の見直しを行い、再度、「岐阜県地震防災行動計画検討委員会」で検討していただき、第二期地震防災行動計画(改訂版)として発表しました。

◆ 平成25年12月「第二期岐阜県地震防災行動計画(改訂版)」

(平成23年度～27年度)

県の南海トラフ巨大地震等の被害想定調査結果を平成25年2月に公表したことを受け、平成25年3月に岐阜県地域防災計画が見直されたことから、当計画においても計画内容、関係箇所の精査を行い、必要に応じて追加・修正等を行いました。

◆ 平成26年3月「第二期岐阜県地震防災行動計画(改訂版)」

(平成23年度～27年度)

平成24年9月の原子力災害対策特別措置法の改正や同月に公表した県の放射性物質拡散シミュレーション調査結果並びに同年10月策定の国の原子力災害対策指針等を受け、県地域防災計画を改訂したことに伴い、当計画においても施策体系を整理するとともに新規施策を加える等、原子力防災対策を充実させました。

◆ 平成28年3月「第三期岐阜県地震防災行動計画」(平成28年度～31年度)

地震に対する予防対策、応急対策、復旧・復興対策の3つの時系列別の減災対策及び原子力防災対策について、県、市町村及び県民のみなさんが実施する地震防災対策の施策を取りまとめました。また、岐阜県強靱化計画の策定等を踏まえた施策の見直し等も併せて行い、平成28年度から4年間を計画期間としています。

(予防、応急、復旧復興の3つの減災対策及び原子力防災対策 40項目
440施策)

(2) 第三期岐阜県地震防災行動計画の策定のポイント

<当初計画策定のポイント>

① 岐阜県強靱化計画に基づく地震防災施策の実施計画として位置付け・整理

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が施行されたことを受け、県では、どんな自然災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける強靱な岐阜県を作り上げるため、全国に先駆けて平成27年

3月に「岐阜県強靱化計画」(平成27年度～31年度)を策定しました。

これに伴い、本行動計画を、県強靱化計画を基本指針とする各種基本計画・行動計画のうち、地震防災施策の実施計画として位置付けることとし、第三期行動計画からは、県強靱化計画における基本目標を踏襲するとともに、計画期間についても県強靱化計画との整合を図りました。

また、県強靱化計画に位置づけられた施策のうち、地震防災に関するものを行動計画の施策として整理し、併せて県強靱化計画で設定した重点化施策項目を行動計画の主要な施策として位置付け、県強靱化計画と足並みを揃えて地震防災対策を着実に推進していきます。

＜参考＞岐阜県強靱化計画について

- ◇ 国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本県の強靱化に係る他の計画等の指針となるべきものとして策定
(国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画)
- ◇ どんな自然災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気で
あり続ける強靱な岐阜県をつくり上げるために策定するもの

② 第二期行動計画の点検を踏まえた施策への反映

第二期行動計画の期間中において、目指すべき目標値に届かなかった施策や県民の意見等により新たに実施すべき施策について、施策の追加、見直し等を行いました。

＜計画改定のポイント＞

③ 平成28年熊本地震の課題を踏まえた施策への反映

「平成28年熊本地震を踏まえた防災対策の強化について」(平成28年8月取りまとめ)で整理された課題について、現行の行動計画に加えて実施すべき施策や表現の見直しを行うべき内容について、見直しを行いました。

2 行動計画の基本目標等

第三期行動計画においては、「岐阜県強靱化計画」の基本目標を踏襲し、以下の4つを基本目標として、地震防災対策を推進します。

<基本目標>

- 県民の生命の保護が最大限図られること
- 県の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 迅速な復旧復興

○ 計画期間

平成28年度～31年度までの4年間

岐阜県強靱化計画（平成27年度～31年度）と終期を合わせることであり、県強靱化計画と足並みを揃えて地震防災対策を推進します。

○ 実施状況の点検

施策の進捗状況を、防災課が定期的に点検（市町村施策は毎年進捗確認実施）するとともに、「岐阜県地震防災行動計画検討委員会」に報告し、委員からの助言を得て必要に応じ見直しを行います。

「岐阜県地震防災行動計画検討委員会設置要綱」…参考資料として巻末に添付

3 行動計画の施策体系

<3つの減災対策 8つの柱 38施策項目 516施策>

[施策数] [掲載ページ]

予防効果による 減災対策

3つの柱

16項目 229 施策

1 地震に強いまちづくり

- | | | |
|----------------------|------|-------|
| (1) 都市基盤の整備強化 | [20] | P. 8 |
| (2) 住宅の耐震化等促進 | [16] | P. 10 |
| (3) 公共建築物等の耐震化等の推進 | [21] | P. 13 |
| (4) 公共土木構造物等の防災対策の推進 | [32] | P. 15 |
| (5) 液状化対策の推進 | [4] | P. 18 |
| (6) 孤立集落対策の推進 | [7] | P. 19 |

2 地域防災力の強化

- | | | |
|----------------------|------|-------|
| (1) 地域防災力（自主防災）の強化 | [13] | P. 20 |
| (2) 防災訓練の実施・マニュアルの検証 | [5] | P. 23 |
| (3) 要配慮者避難支援対策の充実 | [30] | P. 24 |
| (4) 地域の消火体制の充実 | [19] | P. 27 |
| (5) 地域防災計画等の充実 | [7] | P. 29 |
| (6) 行政における業務継続対策の強化 | [15] | P. 31 |
| (7) 産業防災の推進 | [8] | P. 33 |

3 地震防災における教育・啓発

- | | | |
|---------------------|------|-------|
| (1) 地震防災啓発活動の推進 | [12] | P. 35 |
| (2) 災害伝承等の地震防災教育の推進 | [7] | P. 37 |
| (3) 防災に関する人材の育成 | [13] | P. 38 |

応急対策による 減災対策

3つの柱

15項目 234 施策

4 迅速な初動対応

- | | | |
|----------------------------|------|-------|
| (1) 災害対策本部の初動体制強化 | [14] | P. 40 |
| (2) 被災情報の収集と被災者への情報提供体制の充実 | [26] | P. 42 |
| (3) 公共土木施設復旧体制の早期整備 | [7] | P. 44 |
| (4) 輸送の確保 | [17] | P. 46 |
| (5) 避難所の迅速な開設・運営 | [28] | P. 48 |

5 救急・救助体制の充実

- | | | |
|--------------------|------|-------|
| (1) 医療救護体制の充実 | [31] | P. 51 |
| (2) 医療インフラ・情報体制の整備 | [14] | P. 54 |
| (3) 救急・救助等の受援体制の整備 | [10] | P. 55 |

6 受援・支援体制の整備

- | | | |
|---------------------------|------|-------|
| (1) 応急危険度判定体制の充実 | [11] | P. 57 |
| (2) 避難生活支援体制の整備 | [7] | P. 59 |
| (3) し尿・トイレ対策の充実 | [8] | P. 60 |
| (4) 食料・物資の供給体制の整備 | [25] | P. 61 |
| (5) ボランティアの受援体制の整備 | [15] | P. 64 |
| (6) 帰宅困難者・滞留旅客の支援体制、観光客対策 | [9] | P. 66 |
| (7) 「超」広域災害に対する受援・支援対策の推進 | [12] | P. 67 |

復旧・復興時期 の減災対策

2つの柱

7項目 53 施策

7 復旧・復興体制の整備

- | | | |
|----------------------|------|-------|
| (1) 震災廃棄物処理対策の推進 | [6] | P. 69 |
| (2) ライフラインの早期復旧体制の整備 | [15] | P. 71 |
| (3) 復興体制の整備 | [4] | P. 73 |

8 被災者の救済・生活支援

- | | | |
|------------------------------|------|-------|
| (1) 応急仮設住宅提供体制の整備 | [10] | P. 74 |
| (2) 被災認定体制の充実 | [5] | P. 76 |
| (3) 被災者の救済・生活支援制度の充実 | [2] | P. 78 |
| (4) 地域保健体制の整備（被災者の健康・精神保健対策） | [11] | P. 79 |

原子力防災対策の施策体系

<2施策項目 22施策>

- | | | |
|----------------|------|-------|
| (1) 原子力防災体制の整備 | [11] | P. 83 |
| (2) 原子力防災対策の推進 | [11] | P. 84 |

4 地震防災行動計画（施策項目と施策）



濃尾大震災における美濃笠松（画像提供：国立科学博物館）

（次ページ以降の見方）

- ・ 目 標：地震防災の目標を示しています。
- ・ 教 訓：東日本大震災など過去の大規模地震災害等の事例から導かれる教訓を記載しています。
- ・ 施策の体系：各行動項目の施策の概要を記載し、当該施策を主体的に実施する機関等を【 】内に記載しています。
- ・ 主要な施策：主要な施策については、施策名の初めに「◎」を表記しています。（施策の柱（丸数字）の初めに「◎」を表記しているものについては、ぶら下がる全ての施策が主要な施策であることを意味します。）
- ・ 数 値 目 標：数値目標を設定している施策については、施策名の下段に数値目標を示しています。
- ・ 協定締結先：「◇」の表示は、現在、県と災害応援協定等を締結し、連携体制を構築している団体等の名称です。

減災対策の効果

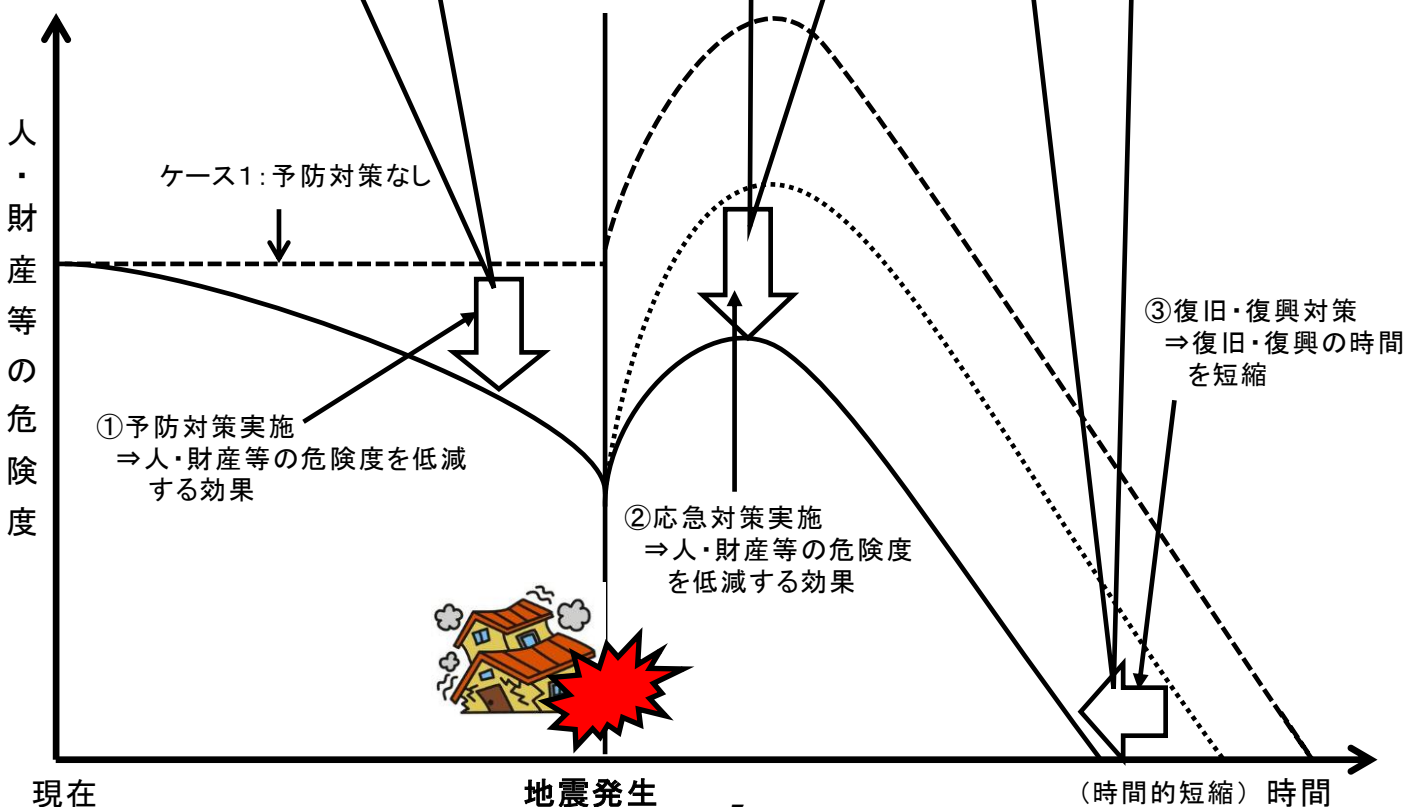
減災効果のある施策を「①予防対策－地震発生時の被害軽減」「②応急対策－地震発生後の被害拡大防止」「③復旧・復興対策－地震災害からの速やかな復旧」に区分します。

以下の表は、それら3区分による減災のイメージを表したもので、それぞれ対策を実施した場合（実線）と実施していない場合（破線）で表しています。

①②の場合は人・財産等の危険度を低減する効果、③の場合は復旧・復興の時間を短縮する効果があります。

減災対策 ①予防対策 ②応急対策 ③復旧・復興対策

| | | |
|---|---|--|
| <p>①予防対策 (地震発生時の被害軽減)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の耐震化 ・ 公共施設等の耐震化 ・ 道路等土木構造物の耐震化 ・ 地震防災に関する啓発 ・ 地域防災力（自主防災）の強化 ・ 人材育成、防災訓練の実施 ・ 要配慮者支援対策 等 | <p>②応急対策 (地震発生後の被害拡大防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部の初動体制強化 ・ 被災情報の収集、情報提供体制の充実 ・ 救急、救助の受援体制の整備 ・ 医療救護体制の充実 ・ 輸送の確保 ・ ボランティアの受援体制の整備 ・ 食料、物資の供給体制の整備 等 | <p>③復旧・復興対策 (地震発生からの速やかな復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物解体、がれき、ゴミ処理対策の推進 ・ 緊急仮設住宅提供体制の整備 ・ 被災者の救済、生活支援体制の充実 ・ ライフラインの早期復旧体制の整備 ・ 復興計画の立案 |
|---|---|--|



A 予防効果による減災対策

1 地震に強いまちづくり

1- (1) 都市基盤の整備強化

県担当部：都市建築部 他

(目標) ライフライン関連施設(ガス、電気、通信、上下水道、浄化槽、廃棄物処理施設等)の耐震・老朽化対策を推進し、地震に強いまちづくりを進める。また、県、市町村は、地震による火災の延焼をくい止め、被害の拡大を防ぐオープンスペースを設けるなどまちづくりを進める。さらには大規模地震に備え、主要な骨格幹線道路や隣接県との応援・受援に必要な県境道路等の整備を推進し、交通ネットワークを強化する。

(教訓)

◆熊本地震

老朽化した水道管が損壊し、熊本県内で最大43万2千戸が断水したほか、復旧に相当の時間を要し、避難生活にも支障が生じた。

◆東日本大震災

人的被害(約20,900人)、住家被害(約720,000棟)をはじめ、各種ライフライン及びインフラにおいて、極めて甚大な被害が発生した。

断水は約180万戸、停電は約871万戸、LPガス供給停止は約166万戸、道路については、高速道路15路線、国道171区間、県道等540区間が通行止めとなり、鉄道は、6路線の新幹線(東北、秋田、山形、上越、長野、東海道)をはじめ、42社177路線で運転を休止する結果となった。

◆阪神・淡路大震災

約6,400人の犠牲者が出た原因は、8割が家屋の倒壊、1割が地震による火災となっている。

(施策の体系)

① 地震災害に強いまちづくりの推進

- ・道路、河川、公園等の基盤施設の整備【県・市町村】
- ・土地区画整理事業の推進【県・市町村・事業者】
- ・市街地再開発事業の促進【県・市町村・事業者】
- ◎都市機能の集約化を図る市街地整備の推進【県・市町村・事業者】
- ◎空家等対策の推進【県・市町村・事業者】

② ライフライン施設の耐震化

- ◎流域下水道の耐震・老朽化対策の推進【県】→「項目 6-(3)、7-(2)」に記載
- ・公共下水道の耐震・老朽化対策の推進【県・市町村】→「項目 6-(3)、7-(2)」に記載
- <地震対策上重要な下水管きょにおける地震対策実施率（市町村を含む）>**
現状値：68% (H26) ⇒ 目標値：70% (H31)
- ◎水道施設の耐震化の推進【県・市町村】→「項目 7-(2)」に記載
(生活基盤施設耐震化等交付金事業補助金の活用)
- ◇岐阜県管設備工業協同組合
- <上水道の基幹管路の耐震適合率>** 現状値：37% (H26) ⇒ 目標値：50% (H34)
- ◎県営水道の大規模地震対策の推進【県】→「項目 7-(2)」に記載
(大容量送水管による既設送水管のバックアップ化（二重化）と耐震化の促進)
- <県営水道基幹管路の耐震適合率>** 現状値：81% (H26) ⇒ 目標値：91% (H34)
- ・電力供給ネットワークの災害対応力強化【県・事業者】→「項目 7-(2)」に記載
- ◇中部電力株式会社 等
- ・ガス事業者による防災対策の推進【県・事業者】→「項目 7-(2)」に記載
- ◇東邦ガス株式会社 等

③ ◎交通ネットワークの整備

- ・東海環状自動車道西回り区間及び I C アクセス道路の整備推進【県・事業者】
- <東海環状自動車道の県内供用率>** 現状値：52% (H27) ⇒ 目標値：71% (H31)
- ・主要な骨格幹線道路ネットワークの整備【県・事業者】
- <主要な骨格幹線道路ネットワークの整備率>** 現状値：35% (H27) ⇒ 目標値：41% (H31)
- ・県境道路の整備推進【県】
- ・濃飛横断自動車道の整備推進【県】
- ・地域を繋ぐ道路ネットワークの整備【県】
- ・都市の骨格を形成する街路の整備【県】

④ 二次災害への備え

- ◎建築物に附属するブロック塀、屋外広告物その他の工作物の耐震化
【県・市町村・県民・事業者】
- ・地震発生後のエレベーターの機能維持措置、窓ガラス、天井からのつり下げ物の落下防止【県・市町村・県民・事業者】
- ・所有者等による、倒壊建築物のアスベスト飛散防止措置の徹底【県・市町村・県民・事業者】

1 - (2) 住宅の耐震化等促進

県担当部：都市建築部 他

(目標) 個人住宅の耐震化等を促進する。建築基準法改正(昭和56年5月31日)以前に着工された木造建築物の耐震性を向上する。

(教訓)

◆熊本地震

亡くなった方の多くが、住宅の倒壊によって圧死したと見られているが、全壊した木造住宅の多くは旧耐震基準で建てられた住宅であった。一方で、新耐震基準導入以降の住宅であっても倒壊等の被害が発生しており、特に平成12年以前に建てられた住宅で被害が目立った。

◆東日本大震災

旧耐震基準(S56.5以前)により建設された建築物での被害が多数発生したが、耐震補強済み、あるいは新耐震基準建物においては、構造体(柱や梁など)の損傷による被害報告はごく少数であった。地震による被害軽減のためには、住宅の耐震化目標の達成に向けた普及啓発や耐震化補助制度の拡充、不特定多数の者が利用する民間の特定建築物の耐震性の早期確保が重要な課題である。

◆新潟県中越沖地震

犠牲者(15名)のうち6割の方が建物の下敷きになって死亡した。比較的新しい住宅はほとんど被災しておらず、築年数が経過し、増改築を行い不整形になった木造住宅等が被害を受けた。

(施策の体系)

① ◎木造住宅の耐震化促進啓発活動の一層の充実

- ・木造住宅耐震相談士を養成するため、講習会を開催【県】
H26年度末時点：約1,400人が木造住宅耐震相談士に登録
- ・木造住宅耐震相談士による相談会の開催【県・市町村】
◇岐阜県建築士事務所協会
- ・各種団体・企業等と連携した耐震化に関する説明会の開催【県】
- ・補強工事の具体的手法を紹介する啓発資料の作成・配布【県】
- ・木造住宅の簡易的な補強対策の検討【県・市町村】

② ◎木造住宅の耐震化の推進

＜住宅の耐震化率＞ 現状値：78% (H25) ⇒ 目標値：95% (H32)

- ・木造住宅における耐震診断に対する補助制度の普及、活用促進【県・市町村・県民・事業者】

＜住宅の耐震診断補助制度の年間活用件数＞

現状値：982件/年 ⇒ 目標値：3,000件/年 (H31)

- ・木造住宅における耐震補強工事に対する補助制度の普及、活用促進
【県・市町村・県民・事業者】

＜住宅の耐震補強工事補助制度の年間活用件数＞

現状値：156件/年 ⇒ 目標値：400件/年 (H31)

- ・住宅の耐震診断から工事まで一貫したサポート体制の構築【県・市町村・県民・事業者】
- ・「耐震啓発ローラー作戦」の実施【県・市町村】

※耐震啓発ローラー作戦とは

昭和56年5月以前に建築された木造住宅が密集する地区を対象に、戸別訪問し、耐震診断受診への働きかけを行うとともに、地震対策に対する住民意識の啓発を図る。

- ・耐震化普及啓発重点地区を中心とした啓発活動【県・市町村】
- ・耐震診断を実施したものの、補強工事に未着手の県民に対して、工事の施工事例の紹介や個別相談等を通じたフォローアップの実施【県】
- ・耐震改修済み建築物の表示制度の検討【県・市町村】

・県民意識調査における、耐震診断・耐震補強に対する補助制度の認知度

＜耐震診断＞ H17 24.6% ⇒ H22 56.6% ⇒ H27 59.1%

＜耐震補強＞ H17 24.6% ⇒ H22 45.2% ⇒ H27 50.5%

＜耐震診断補助制度の認知度（県民意識調査）＞ 目標値：毎年向上

＜耐震補強工事補助制度の認知度（県民意識調査）＞ 目標値：毎年向上

③ ◎特定建築物（マンション等）の耐震化

- ・特定既存耐震不適格建築物の耐震診断に対する補助制度、耐震補強工事に対する補助制度の整備・普及、活用促進【県・市町村・県民・事業者】
- ・緊急輸送道路等の避難路沿道及び不特定多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の耐震化の促進【県・市町村・県民・事業者】

※ 特定既存耐震不適格建築物とは

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第14条各号に規定される建築物

第十四条 次に掲げる建築物であつて既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であつて政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

④ 家の中の安全性の向上

- ・家具の固定や寝室には家具を置かないなど家の中の安全対策の実施

【県・市町村・県民・事業者】

・県民意識調査における、家財等を「大部分」及び「一部分固定している」の合計値
H17 34.7% ⇒ H22 58.6% ⇒ H27 61.1%

<家の中の家財等を固定している割合（県民意識調査）> 目標値：毎年向上

⑤ 地震保険の加入【県・市町村・県民】

世帯加入率：H17 20.7% ⇒ H22 27.8% ⇒ H26 32.5%

1 - (3) 公共建築物等の耐震化等の推進

県担当部：危機管理部 他

(目標) 県・市町村は防災活動の拠点となる施設及び住民の避難生活の拠点となる避難所の耐震性を向上させるとともに、災害発生時に必要な機能を発揮できるよう、併せて、非常用電源の確保等設備の充実を図る。

(教訓)

◆熊本地震

建て替えを先延ばしした耐震基準を満たさない庁舎が被災し、使用不能に陥ったため、罹災証明書^りの発行など、応急対策に遅れが生じた。また、避難所についても非構造部材の崩落や余震のため、使用不能になる事態が発生した。

◆東日本大震災

庁舎、警察、病院などの防災拠点施設や避難所について、津波あるいは揺れにより建物・設備が損傷して使用不能となり、その結果、震災への応急対応能力が喪失した事例が多くみられた。

◆新潟県中越地震

市町村庁舎が被災し、初動体制の立ち上げが遅れたり、避難所に指定されていた学校が被害を受け、避難所として利用できなかった事例がみられた。

(施策の体系)

① ◎防災拠点の耐震化推進

- ・防災拠点の耐震化状況の公表（各棟毎に公表）【県】

② ◎県の重要な防災拠点の耐震化の計画的推進

- ・災害対策の中核拠点となる県庁舎の再整備【県】
- ・県有建築物の耐震化の推進【県】
- ・警察署・警察施設の耐震化の推進【県】

＜都道府県警察本部及び警察署の耐震化率＞ 現状値：87% (H26) ⇒ 目標値：100% (H29)

- ・岐阜南警察署の改築整備【県】
- ・高山警察署の移転改築整備【県】
- ・防災拠点施設の機能維持・強化のための取組みの実施【県】

③ ◎市町村の重要な防災拠点等の耐震化等の計画的推進

- ・市町村の防災拠点、避難所の耐震化の推進【市町村】
- ・市町村立の学校、病院、社会福祉施設の耐震化の推進【市町村】
- ・防災拠点施設の機能維持・強化のための取組みの実施【市町村】
- ・市町村と連携した道の駅の防災機能強化の推進【県・市町村】→「項目6-(6)」に記載

④ ◎その他の施設の耐震化

- ・災害拠点病院等の耐震化の推進【県・事業者】

＜災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率＞ 現状値：92% (H26) ⇒ 目標値：100% (H30)

- ・老人・障害福祉施設等の耐震化等の推進【県・事業者】

＜社会福祉施設（老人福祉施設等（入所系））の耐震化率＞

現状値：97% (H26) ⇒ 目標値：100% (H30)

＜社会福祉施設（障害者支援施設（入所系））の耐震化率＞

現状値：98% (H27) ⇒ 目標値：100% (H33)

- ・私立学校の耐震化の推進【県・事業者】
- ・私立保育所の耐震化【県・事業者】
- ・多数の者が利用する建築物等の耐震化の推進【県・市町村・事業者】

⑤ ◎重要文化財等の耐震化

- ・「重要文化財（建築物）耐震診断指針」に基づいた「重要文化財（建造物）耐震予備診断、同耐震基礎診断及び同耐震専門診断」の所有者への周知【県・市町村】
- ・保存修理及び防災対策の推進【県・市町村・県民・事業者】

⑥ ◎老朽コンクリート製信号機柱の検査及び建替更新の実施【県】

⑦ 避難所の耐震化（非構造部材の耐震化も含む）

- ・国における「非構造部材の耐震化ガイドブック」の改定状況を踏まえた、点検方法や体制の見直し【県・市町村】
- ・使用不能となる避難所が一部発生しても、他の避難所で避難者の受入れが可能となるよう、避難所の追加指定を推進【市町村】

1 - (4) 公共土木構造物等の防災対策の推進

県担当部：県土整備部 他

(目標) 県、市町村は、孤立集落の発生防止や、医療救護、食料物資の供給等被災地域の支援を円滑に行うために、道路等土木構造物の耐震化を進めるとともに、土砂崩落危険箇所(特に基幹交通網)における土砂災害の対策等を促進する。

(教訓)

◆熊本地震

緊急輸送道路等で陥没や落石等の被害が発生し、道路が寸断したほか、河川堤防にも深い亀裂が生じたり、沈下変形するなどの被害が発生した。

◆東日本大震災

防災拠点施設や避難所に至る道路において、沿道建築物の倒壊あるいは外壁の落下、がれきの散乱などにより通行に支障を来したことから、発災後も通行が確保できるよう、沿道建築物の耐震化が重要な課題である。

また、福島県内において、かんがい用のダムが決壊し、住戸の流失・全壊並びに人的被害の発生、宮城県内での上水道の大容量送水管の被害をはじめ多くの市町村で断水が発生した。

大震災では土石流等12件、地すべり28件、崖崩れ81件、合計12の県にまたがり、122件の災害で19名が亡くなっており、崩落危険箇所に対する土砂災害対策を進めていく必要がある。

◆新潟県中越地震

中山間地域で地滑り、落石、土砂崩壊等により道路網が寸断され、多数の集落が孤立した。

中山間地域を多く抱える岐阜県においても、ひとたび大規模地震が発生すれば、多数の集落が孤立する可能性が高い。

(施策の体系)

・緊急輸送道路の落石及び崩落対策及び橋梁耐震対策の推進

平成7年の阪神・淡路大震災や平成8年の北海道豊浜トンネル岩盤崩落事故を契機に、平成8年度に「道路防災総点検」を実施。この結果をもとに、対策を必要とする緊急輸送道路上の橋梁や落石危険箇所等について重点的に事業を実施している。

① ◎県管理緊急輸送道路(※)の防災対策の推進

※ 県管理緊急輸送道路の区分(H27.4.1時点)

| | | | | |
|-----|-----|-----|------|-----------|
| 第1次 | 路線数 | 11 | 距離延長 | 261.4km |
| 第2次 | 路線数 | 140 | 距離延長 | 1,679.4km |
| 第3次 | 路線数 | 16 | 距離延長 | 39.1km |

・緊急輸送道路上の落石及び崩落対策の実施【県】

＜県管理緊急輸送道路上の道路斜面等の要対策箇所数＞

現状値：465箇所(H27) ⇒ 目標値：301箇所(H31)

・緊急輸送道路ネットワーク整備計画に基づく防災・減災対策の推進【県】

＜主要な骨格幹線道路ネットワーク上の県管理橋梁の落橋防止フルスペック化の要対策箇所数＞

現状値：91橋(H27) ⇒ 目標値：0橋(H31)

＜主要な骨格幹線道路ネットワーク上の県管理道路斜面等の要対策箇所数＞

現状値：83箇所(H27) ⇒ 目標値：29箇所(H31)

＜H25改正道路法による道路施設の点検完了率＞ 現状値：36%(H27) ⇒ 目標値：100%(H31)

・林道施設の点検診断の実施【県・市町村】

＜林道橋、トンネルの点検診断実施＞

現状値：橋：32.5%、トンネル：86%(H27) ⇒ 目標値：100%(H29)

・無電柱化対策の推進【県・市町村】

- ② ◎県管理緊急輸送道路の耐震対策の推進
- ・緊急輸送道路上の橋梁耐震対策の実施【県】
 - ＜県管理緊急輸送道路上の橋梁の要耐震補強箇所数＞
現状値：58箇所(H27) ⇒ 目標値：0箇所(H31)
 - ・緊急輸送道路上の耐震対策に資する道路改良工事の実施【県】
- ③ ◎県管理緊急輸送道路のトンネル及び横断歩道橋の修繕の推進
- ・緊急輸送道路上のトンネル及び横断歩道橋の詳細点検を実施【県】
 - ・老朽化による対策が必要な施設の維持修繕【県】
- ④ ◎県管理緊急輸送道路の広幅員化の推進
- ・歩道整備予定箇所のうち、地震時に家屋倒壊や土砂崩落の恐れがある緊急輸送道路上の箇所の歩道設置の実施【県】
- ⑤ ◎県管理道路の防災対策の推進
- ・孤立集落へ通じる道路の落石及び崩落対策の実施【県】
 - ＜県管理道路斜面等の要対策箇所数＞ 現状値：1,600箇所(H27) ⇒ 目標値：1,440箇所(H31)
 - ＜県境道路上の県管理道路斜面等の要対策箇所数＞ 現状値：10箇所(H27) ⇒ 8箇所(H31)
 - ・孤立を防ぐための道路改良工事の実施【県】
 - ・基幹道路における落石及び崩落対策の実施【県】
- ⑥ ◎県管理道路の耐震対策の推進
- ・孤立集落解消を図るため、橋梁耐震対策の実施【県】
 - ＜県境道路上の県管理橋梁の落橋防止フルスペック化の要対策箇所数＞
現状値：9橋(H27) ⇒ 目標値：0橋(H31)
 - ＜県管理橋梁の要耐震補強箇所数＞ 現状値：237橋(H27) ⇒ 目標値：152橋(H31)
- ⑦ ◎県管理道路の谷埋め盛土箇所の把握と対策工法の検討
- ・谷埋め盛土箇所の崩壊対策の推進【県】
- ⑧ ◎土砂災害（二次的な被害）発生防止のための広幅員化の推進
- ・現道幅が1車線程度の狭隘区間で、道路防災総点検で要対策箇所となっている箇所等、土砂崩壊が発生しやすい箇所への法面对策の推進と必要に応じた道路広幅員化の推進【県】
- ⑨ ◎県管理道路の広幅員化の推進
- ・歩道整備予定箇所のうち、地震時に家屋倒壊や土砂崩落の恐れがある幹線道路上の箇所の歩道設置の実施【県】
- ⑩ ◎市町村管理道路の耐震化
- ・道路災害防除工事の実施【市町村】
 - ・橋梁の耐震補強工事の実施【市町村】
 - ・市町村に対する技術的支援【県】
- ⑪ ◎避難路、避難場所の整備推進
- ・避難路、避難場所の整備【市町村】
 - ・基幹的農道の整備と農道橋の耐震対策の推進【県・市町村】
 - ＜農道橋（延長15m以上）・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施割合＞
現状値：5割(H26) ⇒ 目標値：10割(H32)

- ⑫ ◎河川管理施設の耐震対策の重点実施【県】
＜河川構造物の耐震化施設率＞ 現状値：32% (H27) ⇒ 目標値：100% (H35)
- ⑬ ◎総合的な土砂災害対策の推進
・震災発生後、支援物資輸送等のため重要となる基幹交通網と同時に要配慮者利用施設や避難所を保全する砂防施設整備の推進【県】
- ⑭ ◎急傾斜地崩壊対策
・県立障害福祉施設の急傾斜地崩壊対策の実施【県】
- ⑮ 治山ダム等の整備・機能強化
・治山ダムの機能強化【県】
・治山ダム等の整備（緊急輸送道路等に面した事業の前倒し実施を含む）【県】
- ⑯ ◎農業施設の耐震対策等の推進
・農業用排水機場の更新整備と耐震対策の推進【県・市町村】
・農業ため池の耐震対策の推進【県・市町村】
- ⑰ 大規模盛土造成地対策の推進【県・市町村】
- ⑱ ◎亜炭鉱の廃坑への対応
・亜炭鉱ハザードマップによる危険性の啓発【県・市町村】
・亜炭鉱廃坑対策のための調査研究の実施【県・市町村・事業者】
＜南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業における防災工事面積＞
現状値：約 5.3ha (H27) ⇒ 目標値：7ha (H28)
・緊急輸送道路における路面陥没対策の推進【県】
＜御嵩町内の県管理緊急輸送道路における路面陥没対策の完了率＞
現状値：37% (H26) ⇒ 目標値：100% (H31)

1 - (5) 液状化対策の推進

県担当部：危機管理部 他

(目標) 東日本大震災においては、液状化現象が広範囲で発生し、ライフライン（道路、電気都市ガス、上下水道等）や住宅に大きな被害をもたらした。

県・市町村は、液状化現象の発生に対して、液状化危険度の把握と県民への意識啓発を図るとともに、液状化危険度調査の見直し、液状化危険度マップの作成を推進する。

また、本県への津波による直接被害は考えにくいと思われるが、継続時間の非常に長い地震動により、木曾川、長良川、揖斐川等の主要な河川の堤防が大きく沈下することが予想される。

(教訓)

◆東日本大震災

東日本各地で液状化現象及び被害が発生し、特に被害が甚大であったのが、千葉県浦安市であり、埋め立て地を中心に、市の面積の約4分の3にあたる1,455ヘクタールで液状化現象が発生し、多数の住家被害や道路被害が発生した（全壊12棟、大規模半壊1,387棟）。

また、湾岸部のみならず、内陸部でも液状化現象は発生しており、埼玉県久喜市南栗橋地区では、被災宅地危険度判定調査（調査対象131宅地）で27宅地が「要注意判定」を受けるなどの住家被害が発生した。

(施策の体系)

① 液状化危険度に関する意識啓発

- ・液状化危険箇所（宅地被害含む）の周知啓発【県・市町村】
- ・液状化危険度マップの作成と更新【市町村】

② 液状化対策の推進

- ・堤防の液状化に対する安全点検及び液状化に備えた対策の実施【県・市町村】
- ・道路等、公共土木施設の迅速な機能回復を図るために必要な資機材の備蓄拠点を整備【県】→「項目4-(4)、6-(4)」に記載

1 - (6) 孤立集落対策の推進

県担当部：危機管理部 他

(目標) 県内の大部分は山地で占められており、その中を河川が深い谷を刻みながら流れ、所々に盆地を形成、山間地には小集落が点在し、大規模地震発生時には孤立地域の発生の可能性が高い。そのため、県・市町村は、あらかじめ孤立が予想される集落を把握し、孤立した場合を想定した対策として、通信手段の確保、道路網の整備等の防止対策を推進する。

(教訓)

◆東日本大震災

津波被害を受けた岩手県内の11市町村の194箇所、最多で10,823人の住民が孤立状態に陥った。

◆新潟県中越地震

7市町村で計61の集落が孤立し、固定電話や携帯電話が不通になるなどした。そのうち2自治体では災害時に役立つ衛星携帯電話があったが、導入したことを忘れていたり、故障したりして、使えないケースがあった。岩手・宮城内陸地震では、各地で道路が寸断し約500人が孤立した。孤立集落内からの救出や、孤立集落内への物資輸送にヘリコプターが有効に機能した。

また、通信の確保や避難所の非常用電源確保といった、孤立に備えた資機材の整備が課題となった。

(施策の体系)

① ◎孤立予想地域の実態把握

- ・「孤立予想集落台帳」の更新【県・市町村】

※ 孤立予想集落台帳とは

孤立する可能性がある集落ごとに、避難施設やヘリコプター離発着可能候補地といった詳細情報を記載した台帳

② ◎孤立予想集落に対する対策の推進

- ・ヘリコプター離発着可能候補地の把握【県・市町村】
- ・非常用通信手段の確保【県・市町村】
- ・孤立時の緊急資機材の整備【市町村】
- ・ヘリコプター離発着場の整備を支援するなど、市町村が実施する孤立集落対策への支援強化及び整備した地域の孤立を想定した訓練の実施【県】

③ ◎孤立集落対策における道路整備の推進【県】

※ 孤立とは

中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの地区及び集落のうち、道路交通または海上交通による外部からのアクセスが、地震、風水害に伴う土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積により、人の移動・物資の流通の点で困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となる状態を指す。

※ 孤立に至る条件

- ・地区または集落への全てのアクセス道路^{注1}が土砂災害危険箇所^{注2}及び山地災害危険地区^{注3}に隣接している。

注1：外部から集落まで四輪自動車アクセスできるかどうかという基準で判断する

注2：土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所

注3：山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区

[出典：中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況調査
(内閣府 平成21年度)]

※ 岐阜県内の孤立する可能性がある集落数 H27 524箇所

④ 市町村と連携した緊急時の避難ルート（異種の道※）の検討【県・市町村】

※異種の道…公道（県道、市町村道、林道、農道等）の異なる事業者の道を共有すること

2 地域防災力の強化

2 - (1) 地域防災力（自主防災）の強化

県担当部：危機管理部

（目標）全市町村で、自主防災組織を設立し、組織率を向上する。

県民は、自主防災組織等が実施する防災訓練等に積極的に参加し、地震防災対策に関する知識・技術の習得や地域課題の共有、地域人材の連携・活用に努める。

県、市町村は、県民及び事業所の取組が積極的に行われるよう、防災訓練や啓発活動を実施する。

（教訓）

◆長野県北部地震

震度5強という強い揺れに襲われた長野県白馬村では50棟以上の家屋が全半壊したにも関わらず、住民らによる迅速な安否確認と救助活動が功を奏し、死者をゼロに抑えた。

白馬村では、地区ごとに「区長」を頂点としたピラミッド型の住民組織が築かれており、区長の下に10世帯ほどを束ねる「組長」が、さらに各組長の下に補佐役として「伍長」がいる。災害時、伍長は受け持ち世帯の住民の安否を組長に伝え、組長が区長に伝える仕組みがあらかじめできていたことから、今回の地震直後、短時間に集まった安否情報で迅速な搜索活動・救助活動へと繋がった。さらに普段から向こう三軒両隣・隣保共助の濃密な絆が構築されていたことにより、消防団や住民に加え、地元の建設会社が重機を動員し、地域が結束・協力して倒壊した家屋に取り残された被災者を懸命に救助した。日頃からの住民連帯と適切な自主防災活動が「白馬の奇跡」を生んだ。

◆新潟中越沖地震

地震発生後の柏崎市松美町では、町内会長の指示のもと、町内会役員が住民の家を一軒一軒見回って安否・被害情報を確認するとともに、避難生活時の治安維持のためのパトロールも実施した。また、復旧活動においても町内会長指示の下、発災後の住民のニーズを早期に把握したことにより、保健師やボランティアの派遣をスムーズに実施することができた。また、被害状況をデジタルカメラで記録することにより、柏崎市としても被害状況を早急に把握することができた。

（施策の体系）

① 自主防災組織活動への参加の推進

- ・自主防災組織活動への参加及び地域コミュニティの重要性の啓発【県・市町村・県民】

・県民意識調査における「自主防災組織活動に参加したことがあるか」の数値
「いつも参加する」、「以前に参加したことがある」2項目の合計値
H17 46.3% ⇒ H22 64.4% ⇒ H26 71.7%

<自主防災組織活動への参加実績（県民意識調査）> 目標値：毎年向上

- ・自治会（町内会）への加入【市町村・県民】

（課題）近年、住民の価値観の多様化や近隣関係の希薄化などにより、自治会活動に関心を持たない世帯が増えており、日常の活動に苦勞している自治会も少なくない。特にアパート・マンションなど集合住宅を抱える地域においてその傾向が大きくなっている。自治会は地域の抱える問題に対し組織的に対応する力を有し、とりわけ災害時には、地域住民同士の助け合い、いわゆる「共助」の力を発揮する母体となる。日頃からの親睦と交流など自主的な活動を通し、自治会の持つ地域力を維持、強化していくことは、災害に強いまちづくりを進めるうえで重要である。

② 自主防災組織の活動の活性化

- ・自主防災組織の組織率の向上【県・市町村・県民】

組織率：H16 80.6% ⇒ H22 92.8% ⇒ H26 92.2%

<自主防災組織の組織率> 目標値：100% (H31)

③ 地域における防災訓練の実施

- ・ 消火、救助、炊き出し等災害時に想定される業務の技術習得訓練の実施

【市町村・県民】

技術習得訓練を実施した市町村 H17 28/41 ⇒ H22 40/42 ⇒ H26 37/42

<消火・炊き出し等の技術習得訓練の実施市町村数> 目標値：42/42 市町村 (H31)

- ・ 緊急地震速報を活用した防災訓練の実施【県・市町村】

④ ◎ 自主防災組織のリーダー育成

- ・ 災害図上訓練・避難所運営指導者研修等の実施【県・県民・事業者】

→ 「項目 3-(3) , 4-(5)」に記載

災害図上訓練指導者養成数

(H16~H17) 394 人 ⇒ (H18~H22) 734 人 ⇒ (H23~H26) 1,048 人

<災害図上訓練指導者研修参加者数> 目標値：1,000 人/4 年間

- ・ 防災リーダーネットワークの構築【県】 → 「項目 3-(3) , 4-(5)」に記載

⑤ 災害図上訓練 (DIG：ディグ※) 等の実施

- ◎ 各市町村における自主防災組織単位などでの災害図上訓練の実施【市町村・県民】

実施市町村数 (H16~H17) 27/42 ⇒ H22 32/42 ⇒ H26 26/42

<災害図上訓練の実施市町村> 目標値：42/42 市町村 (H31)

※ 「DIG (ディグ)」とは

Disaster (災害) Imagination (想像力) Game (ゲーム) の頭文字を取って名付けられたもので、住んでいる地域の避難所や、防災施設などを地域の人たちが参加して地図上で確認したり、災害が発生したという想定で、参加者全員でイメージトレーニングをするもの

<DIG の手法と長所>

- (1) 町内会など比較的狭いエリアで実施する DIG
隣近所の要配慮者 (高齢者、障がい者など) の把握に適している。
- (2) 小学校区単位など広域エリアで実施する DIG
避難所を取り巻く周辺状況の危険箇所の確認や、普段交流のない自治会同士の間を深めることに適している。



※ 「HUG (ハグ) : 避難所運営ゲーム」とは

Hinanzyo (避難所) Unei (運営) Game (ゲーム) の頭文字を取ったもので、英語で「抱きしめる」という意味を持つ。

避難者の年齢、性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験し、避難所運営を学ぶことができるもの。

- ・ 地区防災計画・地区避難計画の策定推進【県・市町村・県民】

- ・各市町村における学校単位などでの防災運動会（※）等の実施【市町村・県民】

※「防災運動会」とは

学校や地域で開催される運動会や防災訓練に、防災の視点を取り入れた競技を加えて、若年層からお年寄りまで、幅広い世代層が楽しく防災活動を体験するイベント



<競技例>

バケツリレー競争、水消火器噴射競争、担架で搬送競争、放水ホース搬送競争

- ・シェイクアウト訓練（※）の実施【県・市町村・県民・事業者】

※「シェイクアウト訓練」とは

地震発生時に自分の身を守ることができるよう、一人ひとりがその場において、一斉に「姿勢を低くする」、「頭や体を守る」、「揺れが収まるまで待つ」といった「安全行動」を行い、日ごろから瞬時の行動を習慣化することを目的として行う訓練



- ⑥ 自主防災組織での資機材整備【県民】
（「コミュニティ助成事業」：財団法人自治総合センター）

- ⑦ 事前復興計画（※）の普及・推進【県・市町村・県民・事業者】 → 「項目 7-(3)」に記載

※「事前復興計画」とは

東日本大震災後の復旧・復興に遅れが生じた原因として、復興後のまちの姿に対する住民の合意形成に時間を要したことが挙げられる。一方、阪神淡路大震災では、平日頃からコミュニティでまちづくりを考えていた地区の復興は、比較的早く進んだと言われている。

被災後のまちの姿を住民参加の下に策定する「事前復興計画」は、日頃から自分たちのまちを考える機会を与え、また被災後の復興を迅速かつ円滑に進める有効な手段となる。さらには、日頃から地域の危険度の認識やその軽減のための検討を行うことにより、対策実施に繋がり、被害の低減が進むことも期待される。

事前復興計画は、まちの将来像を見据えた計画となるため、住民参加型ワークショップ等の機会に住民の夢や要望を聞きながら、合意形成を図りつつ作成することが基本となる。そのため、防災・減災の視点に特化することなく、地域活性化や持続可能な社会の視点等も取り入れたまちを目指すことも必要となる。

<参考>

愛知県震災復興都市計画の手引き、東京都震災復興グランドデザイン 等

2 - (2) 防災訓練の実施・マニュアルの検証

県担当部：危機管理部

(目標) 県、市町村は、実践的な訓練を繰り返し実施し、職員の災害対応能力を継続的に高める。また、災害対応の基本的な指針等を定める業務マニュアルを整備し、業務の標準化と共有化を図り、訓練や災害の検証結果を反映させる。

(教訓)

◆東日本大震災

地域ぐるみで平常時から意識啓発、防災訓練、災害伝承など、減災に向けた取り組みを行っていた成果が生存者数というカタチで明確に現れており、その重要性が実証される結果となった。

◆岩手・宮城内陸地震

宮城県大崎市鳴子温泉地域では、地震発生の約一週間前に防災訓練を実施していたこともあり、発災時の初動活動を迅速に行い、現地対策本部の設置や避難勧告・避難誘導を効率的に進めるに至った。

(施策の体系)

① 災害時における災害対策本部体制と業務指針等を定める業務マニュアルの整備と関係機関との情報共有

(※業務別マニュアルについては各項目に記載) 【県・市町村】

現状：業務マニュアルを整備している市町村 H26 26/42

<災害対応の基本的な指針等を定める業務マニュアルの整備市町村> 目標値：42/42 市町村(H31)

② 実践的な防災訓練の実施

- ・多機関連携防災訓練の実施【県・市町村】
- ・避難所、防災資機材を活用した実践的な防災訓練の実施【県・市町村】

③ 訓練の繰り返しによる各種業務マニュアルの検証・修正【県・市町村】

④ 大規模災害における対応の検証

- ・本県、他県を問わない災害対応の検証【県・市町村】

(目標) 県、市町村は県民と連携し、高齢者等の要配慮者に対する避難支援対策の充実を図る。

(教訓)

◆熊本地震

指定した 176 カ所の福祉避難所に、最大 1,746 人が避難できる計画であったが、開設場所を積極的に周知していなかったこと、運営体制の詳細を決めていなかったため、地震発生から 1 週間後の時点で、受入は 25 施設の 64 人のみであった。

また、多言語の避難所案内看板の設置が進んでいなかったため、何処に避難してよいのかわからず、数日間にわたり野宿する外国人がいたほか、ほとんどの避難所において、日本語以外の案内がなく、外国人避難者が孤立する事態に陥った。

◆東日本大震災

被災 3 県（岩手、宮城、福島）にある高齢者入所・居住型施設 1,309 ヶ所のうち、建物被害により運営できなくなった施設が約 80 ヶ所に上り、入所していた高齢者約 3,300 人が近隣の別の施設で避難生活を送った。

また、被災高齢者を受け入れたほとんどの施設が定員超過状態であり、介護環境が悪くなり、体調が悪化する高齢者も増えた。

◆新潟県中越地震

新潟県が市町村及び高齢者施設に緊急受入要請を行い、ピーク時には 80 施設、854 人を受け入れたが、障がい特性により、通常の避難所が利用できない方があり、要配慮者に配慮した避難設備、入所設備の確保が課題になった。

◆その他

能登半島地震では、輪島市門前町で「要援護者マップ」をもとに、発災後 4 時間でお年寄りなど 400 名の安否確認がなされた。一方、一般的な避難所では生活に支障を来す人のための、福祉避難所の確保が課題となった。

新潟県中越沖地震では、要配慮者の安否確認や避難支援の具体的方法を決めておらず、2 日後の安否確認状況は 23%に留まった。

※「要配慮者」：高齢者、障がい者、在宅療養者、外国人、乳幼児 等

(施策の体系)

- ① ◎市町村の要配慮者支援対策のガイドライン（具体的な方向性、標準例等）の提示
 - ・「要配慮者支援対策マニュアル」の改訂【県】
 - ・「要配慮者支援対策に関する市町村地域福祉計画等策定マニュアル」の改訂【県】
 - ② ◎市町村の要配慮者支援体制の整備
 - ・避難行動要支援者支援の全体計画の策定見直し【市町村】
<避難行動要支援者支援の全体計画の策定見直し>
現状値：28/42 市町村 (H26) ⇒ 目標値：42/42 市町村 (H31)
 - ・避難行動要支援者名簿の整備【市町村・県民】
<避難行動要支援者名簿の整備市町村>
現状値：34/42 市町村 (H26) ⇒ 目標値：42/42 市町村 (H31)
 - ・個別計画の策定【市町村・県民】
 - ・個別計画が未策定の市町村へ「市町村防災アドバイザーチーム」を派遣し、策定手順や避難時に配慮が必要な事項を助言する等、策定を支援【県】
<県内市町村における「避難行動要支援者個別計画」の策定状況>
現状値：19/42 市町村 (H27) ⇒ 目標値：42/42 市町村 (H31)
 - ・「避難行動支援者連絡会議（仮称）」（住民等を交えた推進組織）の設置
【市町村・県民】
 - ・要配慮者支援体制の確認等を行うための災害図上訓練(DIG)等の実施【市町村・県民】
- ※全体計画とは
避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、地域防災計画に重要事項を定めるとともに、細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として全体計画を定める。

※避難行動要支援者名簿とは
要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、名簿を作成する。
- ※個別計画とは
地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市町村又はコーディネーター（民生委員等）が中心となって、避難行動要支援者と打ち合わせ、具体的な避難方法等についての個別計画を策定する。
- ③ ◎福祉避難所（社会福祉施設等）の充実・強化
 - ・福祉避難所の設置促進や資器材整備の推進など福祉避難所の充実・強化
【県・市町村・事業者】
 - ・福祉避難所の耐震性向上及び運営指針の整備【市町村】→「項目5-(1)」に記載
 - ・「避難所運営ガイドライン」を改訂し、高齢者や障がい者の方等への具体的な配慮事項を追加するとともに、防災訓練による検証を実施
【県・市町村】→「項目4-(5) 5-(1)」に記載
 - ・市町村が作成する「福祉避難所運営マニュアル」の参考となる内容を盛り込むなど「災害時要援護者支援対策マニュアル」の改訂【県】→「項目5-(1)」に記載
 - ・福祉避難所運営訓練と連動した岐阜DCAT実地訓練の実施
【県・市町村】→「項目5-(1)」に記載
 - ・県内の福祉避難所に聴覚障がい者向けの字幕・手話放送受信機及び視覚障がい者向け地上デジタル放送対応ラジオを優先設置【県】→「項目5-(1)」に記載

- ・県内の市町村や福祉関連施設を対象に、災害時における障がい者への情報提供や対応方法、配慮事項に関する研修会を開催【県・事業者】→「項目 4-(5) 5-(1)」に記載

④ ◎外国人向け防災啓発・減災事業の推進

- ・外国人向け防災マニュアル、ガイド等の配布【県・市町村】
- ・在住外国人向け防災啓発講座の実施【県・市町村】
- ・災害時多言語支援センターの設置及び運営訓練【県・市町村】
- ・災害時語学ボランティア等の人材の育成・確保【県・市町村・事業者】→「項目 3-(3)」に記載
<災害時語学ボランティア数> 現状値：84人(H27) ⇒ 目標値：94人(H30)
- ・災害時の県、市町村の多言語相互支援（災害時語学ボランティア派遣等）に関する枠組みの整備【県・市町村】→「項目 6-(5)」に記載
- ・市町村に対する多言語に関する支援【県】
- ・災害時等の広報対策の実施（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）及び防災ガイドブック等の多言語化）【市町村】
- ・外国籍住民も取り込んだ地域の防災訓練の実施【市町村】
- ・「市町村外国人防災対策カルテ」を活用し、市町村に対する外国人防災対策の充実を促進【県】
- ・「避難所運営ガイドライン」を改訂し、外国語での案内表示や情報提供に関する事項等を追加【県】
- ・災害発生時における外国人観光客等への情報提供や、被災情報の収集体制を構築するため、観光事業者との連携について意見交換、相互確認を実施【県・事業者・関係団体】

⑤ ◎社会福祉施設での避難訓練の実施

- ・社会福祉施設への立入調査時における避難訓練実施状況の確認【県】

⑥ ◎要配慮者と地域とのつながりの促進

- ・要配慮者と地域とのつながりに関する取り組みの支援【県・市町村・県民】
- ・近隣住民や民生委員等が連携し、要支援者への声掛けや訪問を行う、「見守りネットワーク活動」の活発化を通じて、福祉避難所の情報等を広く周知【県・市町村・県民】→「項目 5-(1)」に記載
- ・地域の絆づくりの推進【県・市町村・県民・事業者】

2 - (4) 地域の消火体制の充実

県担当部：危機管理部

(目標) 市町村は、常設消防機関の整備充実を図るほか、消防団の育成をはじめとした地域における消火体制(消防団、自主防災組織、事業所との連携等)を整備する。
また、水利の確保、機器の整備を図る。

(教訓)

◆熊本地震

A町では、消防団が47名の人命救助にあたったほか、町内の見回り活動も精力的に実施するなど、復旧活動で中心的な役割を果たした。

◆東日本大震災

地震発生直後から各地域において火災が発生した。特に、沿岸部の市街地や石油コンビナート施設、危険物施設での火災が確認されている。

◆阪神・淡路大震災

神戸市内で約240カ所の火災が発生し、常設の消防機関の能力を超える状態となった。また、水道管の破損により消火用水が不足したこと、交通渋滞により現場到着が遅れたこと等も相まって消火活動が阻害され、延焼面積が拡大した。

(施策の体系)

① ◎常設消防の充実

- ・消防庁の「消防力の整備指針」を目標とする消防力の整備【市町村】

② ◎個人住宅の防火対策の推進

- ・住宅用火災警報器設置の推進【県・市町村・県民】

※住宅用火災警報器の設置について

消防法改正により、一般の戸建住宅等への設置が義務付けられている。(新築住宅は、H18.6.1から、既存住宅はH23.6.1から設置義務が生じた)

② ◎消防団員等の増員と訓練の充実

- ・県・市町村における消防団員確保対策の実施【県・市町村】
- ・岐阜県消防協会による、消防団が実施する訓練・研修への支援等【県・事業者】
- ・県消防学校における消防団の訓練の実施【県・県民】
- ・県消防操法大会の実施【県・事業者】
- ・女性防火クラブの育成【県・市町村・県民】

④ ◎消防団員確保の検討、消防団への支援

- ・機能別消防団員、機能別分団の活用の検討【市町村】

(課題) 消防団員数は減少傾向にある。少子化、過疎化、就労態勢や社会の変化に応じた、参加しやすい柔軟な運用について検討する必要がある。

- ・消防団協力事業所に対する事業税減税の実施【県】

＜消防団協力事業所表示制度導入市町村の割合＞ 現状値：60% (H27) ⇒ 目標値：100% (H28)

- ・「消防団加入促進事業費補助金」の実施など、消防団の加入促進活動への支援【県】
＜消防団員の条例定数に対する充足率＞ 現状値：92.7% (H27) ⇒ 目標値：98% (H31)
- ・「女性消防団員充実強化事業費補助金」の実施など、女性消防団員が活躍できる環境整備【県・市町村・事業者】
- ・「学生消防団活動認証制度」の導入を働きかけるとともに、県職員採用にも活用【県】

⑤ ◎事業者との連携（連携体制の確認、連携訓練の実施）【県】

- ◇岐阜県生コンクリート工業組合（消火水の運搬・提供）
- ◇岐阜県建設業協会（建設防災支援隊による救助支援等） 等

⑥ ◎消火資機材等の整備

- ・市町村消防施設整備【市町村】
- ・耐震性貯水槽の整備【市町村】
- ・可搬式ポンプの整備【市町村】

⑦ ◎地域の消火体制の強化

- ・地域における水利の多様化（井戸の再確認と新たな配置の検討など）【市町村・県民】
- ・消防団への必要な資機材の貸与の実施【市町村・県民】
- ・地域住民による初期消火体制強化に関する意識啓発【県・市町村】

2 - (5) 地域防災計画等の充実

県担当部：危機管理部 他

(目標) 県、市町村の地域防災計画(※)について、地域の特殊性、災害の特性に応じた計画に修正するなど、内容の向上を図る。

※「地域防災計画」とは

災害対策基本法に定められ、都道府県、市町村に策定が義務づけられている計画。
防災に関わりのある機関等の、防災に関して処理すべき事務又は業務について広く定める。

(教訓)

◆熊本地震

観測史上初めて、一連の地震活動で震度7を2回観測し、マグニチュード3.5以上の地震が過去最多のペースで発生したことを踏まえ、新たな災害想定に基づいた計画の策定等が求められている。

◆東日本大震災

大震災は、広域防災対策の重要性を改めて認識させたもので、災害想定の見直しを踏まえ、想定を超える災害が発生した場合の対処にも配慮した効果的な計画の策定等が求められている。

(施策の体系)

① 地域防災計画（地震防災強化計画（※）、推進計画（※）含む）の見直し【県・市町村】

※地震防災強化計画とは

「大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）」に基づき、地震防災対策強化地域内の市町村に策定が義務づけられた計画

○強化地域：1 市（中津川市）

※推進計画とは

「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（H14 年法律第 92 号）」に基づき、地震防災対策推進地域内の市町村に策定が義務づけられた計画

○推進地域：39 市町村

② 最悪の事態に備えた被害想定の特検・見直し

- ・熊本地震の特性や、国等における活断層の実態調査を踏まえた見直し【県】

③ 市町村の防災対策の強化

- ・市町村の防災対策の特検の実施【県】
- 県職員による市町村防災体制の支援強化【県・市町村・事業者】

④ ◎土砂災害の危険区域の明確化と避難体制の整備

- ・土砂災害の危険区域を明確化し、ハザードマップ作成等市町村が行う避難体制整備を支援【県】
- ・土砂災害ハザードマップ（※）の作成・普及啓発（ワークショップ等の開催）

【該各市町村】

※「土砂災害ハザードマップ」とは

土砂災害防止法に基づき市町村が作成。土砂災害警戒区域や避難所、避難経路、土砂災害に関する情報等の伝達方法が記載される。

縮尺は 1/5,000 程度で、同一の避難行動をとるべき地区単位（自治会等）で作成する。

⑤ 岐阜県警察大震災警備実施計画の見直し【県】

2 - (6) 行政における業務継続対策の強化

県担当部：危機管理部 他

(目標) 大規模災害後に事業の継続性維持、被害の拡大抑制を目的とした「業務継続計画(BCP) (※)」が未策定の市町村があるため、県は市町村の業務継続計画の策定を促進支援し、全市町村の策定を目指す。

また、市町村機能が壊滅した場合において、県職員や他市町村職員を速やかに派遣できる体制の確立を図るとともに、住民個人情報等の保存、媒体保管場所の分散化を図り、大規模災害時の個人情報等の消失を防ぐ。

※「業務継続計画(BCP)」とは

業務継続計画とは、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務(非常時優先業務)を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画である。

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなるが、業務継続計画を策定(継続的改善を含む。)することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

(教訓)

◆熊本地震

庁舎が使用不能となった熊本県内5市町のうち、3市町では、代替施設や非常時の優先業務等を予め定める、業務継続計画(BCP)を策定していなかったため、市町村が本来行うべき業務が滞った結果、仮設住宅への入居手続に必要な罹災証明の発行が遅れるなどの混乱に繋がった。

◆東日本大震災

庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤等が失われたことにより、行政の業務継続に大きな支障を来した事例が見られた。

岩手県大槌(おおつち)町では、津波により町長が行方不明となり、課長クラスの職員も大半が行方不明になるなど、136人の町職員中32人が死亡又は行方不明となった。また、2階建ての町庁舎が津波により大破状態になるとともに、住民基本台帳データ、戸籍データなどの行政データも消失した。

(施策の体系)

① 業務継続計画の策定

- ・市町村における業務継続計画(BCP)の策定【市町村】

<業務継続計画の策定市町村> 目標値：42/42市町村(H31)

- ・市町村が機能不全となった場合の支援体制の整備【県】
- ・岐阜県警察大規模災害対応業務継続計画の検証【県】
- ・市町村の担当者向けに業務継続計画策定に係る研修会を開催【県】
- ・市町村防災アドバイザーチームによる個別訪問や、先行事例の紹介など、市町村における業務継続計画の策定促進【県】
- ・県災害対策マニュアルを見直し、部局横断的に調整を行いながら災害対応にあたる「緊急対策チーム」間の連携体制等を再構築【県】
- ・県民からの相談対応に関するマニュアルの見直し【県】→「項目4-(2)」に記載

② 業務継続体制の整備

- ・業務継続体制の整備【県・市町村】
- ・下水道における業務継続体制の整備【県・市町村】
<下水道 BCP 策定率> 現状値 : 21% (H26) ⇒ 目標値 : 100% (H28)
- ・情報システム部門の業務継続計画の実効性の確保【県】
- ・代替施設の確保【県】
- ・可搬式発動発電機接続対応信号機の整備【県】
- ・県または市町村庁舎の倒壊を想定した防災訓練の実施【県・市町村】
- ・建築技術職員による県有施設の被災状況の確認体制の構築【県】

③ 行政情報の保存

- ・災害時に備え、住民情報等の分散保存の促進【県・市町村】

(目標) 事業者は、地震発生時にとるべき行動を明確にするとともに、応急的な措置に必要な資材、食料等の整備を進める。

また、地震により被害を受けた事業所の復旧が遅れることは、雇用の確保をはじめ、地域経済・地域社会全体の復旧に多大な影響を及ぼす。そのため、あらかじめ、事業者は地震防災対策を実施するとともに、大規模災害後に事業の継続性維持、被害の拡大抑制を目的とした「事業継続計画 (BCP)」の作成を進め、県、市町村はこれを支援する。

(教訓)

◆熊本地震

熊本県内の企業では多くの生産拠点が被災したが、一部メーカーでは、東日本大震災を契機に策定・強化した事業継続計画 (BCP) に定めた手順にしたがって、早期に生産を再開することができた。

◆東日本大震災

震災によって東北の飼料工場が被災し、また、主要道が通行止めになり輸送に支障が生じたことにより、本県においても家畜飼料の確保が課題となった。

◆新潟県中越沖地震

新潟県柏崎市の金型加工メーカーでは、新潟県中越地震を経験し、その後 BCP の作成に取り組んだ。その結果、中越沖地震の際には、事前対策として工場や大型機械の基礎強化、設備復旧の情報共有、防災勉強会の実施等を行っていたことにより、機械の転倒など大きな被害は発生しなかった。

また、発災当日も避難路の確保や社員全員の安否確認を行い、翌日には入社可能な社員による復旧作業を行ったことで、発災翌日の午後には生産の再開、出荷の開始が可能となった。

(施策の体系)

- ① ◎事業所の災害時事業継続計画（BCP）の周知・啓発
- ・事業所の地震防災対策の取り組み状況の把握【県】
 - ・熊本地震を体験した企業関係者を講師に加えるなどした災害時事業継続計画（BCP）セミナーの開催【県】
- <BCP策定支援事業数> 現状値：136事業所(H26) ⇒ 目標値：625事業所(H29)**

- ② ◎実効性の高い災害時事業継続計画（BCP）の普及強化
- ・災害時事業継続計画（BCP）の作成【事業者】
 - ・災害時事業継続計画（BCP）の作成・運用説明会の開催【県】
 - ・事業者に対して災害時事業継続計画（BCP）の普及を行う人材の育成【県】

- ③ 各事業者の社内における地震防災教育の推進
- ・防災士、災害図上訓練指導者等を講師とした社内教育の実施【県・事業者】
 - ・社内における地震防災訓練の実施【県・事業者】

- ④ ◎岐阜県建設業広域BCM認定制度（※）の普及、促進【県】
- <岐阜県建設業広域BCM認定団体数> 現状値：3団体(H27) ⇒ 目標値：5団体(H30)**

※岐阜県建設業広域BCM認定制度とは

建設業の事業継続力を高める取り組みを推進し、もって本県の地域防災力の向上を図るため、本県と災害応援協定を締結する建設業関連団体が策定する事業継続計画（BCP）とその改善に向けた継続的な活動を含めた事業継続マネジメントを認定する制度

3 地震防災における教育・啓発

3 - (1) 地震防災啓発活動の推進

県担当部：危機管理部

(目標) 県、市町村等は、「災害から命を守る岐阜県民運動」として、県民に対して地震防災の啓発を継続する。県民は、自ら住んでいる地域の地震災害の歴史、活断層の情報等を把握し、次世代に伝える。

(教訓)

◆東日本大震災

岩手県釜石市では、市内の小中学校全14校の児童・生徒約3,000人の避難率が100%に近く、ほぼ全員が無事であった。平成18年の千島列島沖地震の際に避難率が10%未満だったため、釜石市教委が避難訓練などを徹底して取り組んでおり、防災教育の重要性を裏付ける結果となった。

◆その他

地震災害は、その地域の特性、活断層の分布等に深く関わりがあるが、一般的に活断層の活動間隔は人間の一生よりはるかに長い為、地震の経験が後世に伝承されず、被害が甚大になるケースがある。

なお、南米チリ大地震の津波によって避難指示や勧告が出された約168万人の住民のうち、避難所に避難した住民はピーク時でもわずか3.8%に留まった。これは、「毎回津波情報を出すのは大げさだ」といった、個人が独自に判断してしまう傾向が強まっていることの表れであり、行政の住民に対する「知らせる努力」の必要性を再確認する契機となった。

(施策の体系)

① 県民の地震防災意識（「超」広域災害に関するものを含む）の向上、地震防災対策の取組の推進【県・市町村・県民】

・県民意識調査における「住んでいる地域の活断層の存在を知っているか」の「知っている」の値 H17 57.1% ⇒ H22 42.3% ⇒ H27 44.9%

<活断層の認知割合（県民意識調査）> 目標値：毎年向上

・県民意識調査における「住んでいる地域が東海地震の「地震防災対策強化地域」、「南海トラフ地震防災対策推進地域」である（ない）ことを知っているか」で「知っている」の値
 <地震防災対策強化地域> H17 8.0% ⇒ H22 29.5% ⇒ H27 38.2%
 <南海トラフ地震防災対策推進地域> H17 8.0% ⇒ H22 31.1% ⇒ H27 38.9%

<地震防災対策強化地域の認知度（県民意識調査）> 目標値：毎年向上

<南海トラフ地震防災対策推進地域の認知度（県民意識調査）> 目標値：毎年向上

・県民意識調査における「地震防災対策を実施している」の各回答ポイントの合計値 H17 195.9pt ⇒ H22 258.0pt ⇒ H27 308.7pt

(意識調査で把握する地震防災対策の一覧と H27 年度調査の値)

| | |
|---------------------------------|-------|
| ・食料、飲料水を備蓄している | 58.1% |
| ・携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品などを準備している | 57.1% |
| ・避難する場所や避難経路を確認している | 36.2% |
| ・風呂に水をためおきしている | 16.0% |
| ・消火器やバケツを準備している | 17.2% |
| ・貴重品などを持ち出せるよう準備している | 25.9% |
| ・非常持ち出し用衣類・毛布などを準備している | 17.7% |
| ・家族との連絡方法などを決めている | 21.4% |
| ・家族が集まる場所を決めている | 26.4% |
| ・公衆電話を利用するための小銭を用意している | 9.1% |
| ・災害時における、学校からの子どもの引き取り方法を確認している | 15.3% |
| ・ガラスの飛散防止対策をしている | 4.4% |
| ・東海地震の警戒宣言発令後の家族の行動を決めている | 2.7% |
| ・防災についての家族の役割を決めている | 1.2% |

<地震防災対策の実施ポイント（県民意識調査）> 目標値：毎年向上

- ② 岐阜県地震防災対策推進条例及び岐阜県地震防災の日（10/28）、岐阜県防災点検の日（毎月28日）の周知活動

- ・岐阜県地震防災の日、岐阜県防災点検の日のPR【県・市町村・事業者】
- ・各種防災対策の点検【県・市町村・県民・事業者】

- ③ イベントの開催による地震防災啓発活動の実施

- ・住民参加型の防災啓発イベント「防災タウンミーティング」の開催【県】

<「災害から命を守る岐阜県民運動」参加者数>

現状値：192万人(H26) ⇒ 目標値：200万人(H30)

- ④ 教材、講座による地震防災啓発活動の実施

- ・「1：25,000 岐阜県活断層図」を活用した活断層認知度の向上【県】
- ・地震防災パンフレット等啓発資料の作成・配布【県・市町村】
- ・ホームページによる情報提供【県・市町村】
- ・新聞、テレビ、ラジオ、広報誌等による情報提供【県・市町村・事業者】
- ・地震発生確率のランク分けを参考にした啓発の実施【県・市町村】

- ⑤ 岐阜県広域防災センターの利用

- ・岐阜県広域防災センターの利用促進【県】

利用者数： H17 5,694人 ⇒ H22 4,674人 ⇒ H26 3,993人

<岐阜県広域防災センターの利用者数>

現状値：3,993人/年(H26) ⇒ 目標値：5,000人/年(H31)

- ・地震体験車による地震体験【県・県民】

利用者数： H17 26,281人 ⇒ H22 27,212人 ⇒ H26 25,114人

<地震体験車体験者数> 現状値：25,114人/年(H26) ⇒ 目標値：30,000人/年(H31)

- ⑥ 継続的な県民意識の把握

- ・県民意識調査の定期的実施【県】

3 - (2) 災害伝承等の地震防災教育の推進

県担当部：危機管理部 他

(目標) 県・市町村は、県民への防災意識啓発を展開し、災害教訓の伝承、継承の強化を図ることが重要である。

自宅周辺の環境の把握にあたっては、断層だけでなく、地震により堤防の被害も考えられるため、海拔の低い地域では、特に自宅周辺の河川との関係を把握しておくべきであるため、県民が地形の特徴を把握できる研修会を行い、自ら避難場所の確認や、避難経路、避難方法を考えてもらう。

(教訓)

◆東日本大震災

宮城県東松島市の宮戸島においては、869年に発生した大地震（いわゆる貞観地震）の言い伝えによる石碑が残っており、この石碑より下は危険とされていたため、東日本大震災では、約1,000人の島民が貞観地震の石碑より高台に逃げ、犠牲者が数人に止まった。

また、岩手県宮古市の姉吉地区（12世帯約40人）では、昭和三陸地震の後に立てられた石碑の下には家屋を建てないことを守っていたため、全ての家屋が被害を免れた。

(施策の体系)

- ① 災害伝承による地震防災教育
 - ・濃尾大震災等に関するパネルの活用【県】
 - ・被害想定結果の公表による南海トラフ地震の啓発の実施【県・市町村】
 - ・過去の災害情報の収集と整理【県】

- ② 教材、講座による地震防災教育の実施
 - ・職員による出前講座の実施【県】
 - ・防災教育推進教員研修の開設【県】

- ③ 少年消防クラブを通じた年少者への防災教育の実施【県・市町村】

- ④ 学校における防災教育を中心とした実践的安全教育の推進【県・市町村】

3 - (3) 防災に関する人材の育成

県担当部：危機管理部 他

(目標) 県、市町村、事業所は、担当者研修を継続実施するなど、防災対策の人材を長期的視野で育成する。

また、大規模地震対策は、防災担当者のみならず、全組織をあげて対応する必要があるため、全職員に対し地震防災に関する基礎的な研修を実施する。

(教訓)

◆東日本大震災

宮城県は、発災後、災対本部や避難所運営などの業務を支援するため、津波被害を受けた県内市町村からの要請に基づき県職員を派遣した。

岩手県は、県職員計13人を常駐させるなど、5月までに延べ約5千人の職員を、被災した県内市町村からの要請に基づき派遣しており、市町村機能が壊滅した場合、県職員や他市町村職員を速やかに派遣できる体制の確立が必要。

◆岩手・宮城内陸地震

地震発生後の宮城県では、災害時における職員の事務分掌の理解が不足していたことにより、収集すべき情報や実施する災害対応業務を迅速かつ十分に進めることが出来なかった。

(施策の体系)

① ◎地震防災に関する専門職員の長期的な育成【県・市町村】

育成を行っている市町村 H17 7/42 ⇒ H22 11/42 ⇒ H26 7/42

<防災専門職員育成の実施市町村> 目標値：42/42 市町村(H31)

② ◎地方自治体等における人材育成事業の実施

・職員(首長、管理職、広報担当者を含む)を対象とした危機管理研修の実施

【県・市町村】

・国、人と防災未来センターへの派遣等による研修の実施【県・市町村】

・心肺蘇生法、AED(自動体外式除細動装置)等の応急手当に関する研修の実施【県】

県職員の研修数 H17 まで約600人 ⇒ H22 まで3,166人 ⇒ H26 まで4,592人

<AED研修の受講県職員数> 目標値：全職員(H31)

・救援部隊、物資の支援調整を行う人材育成【県・市町村】

・社会基盤のメンテナンスに関する人材育成の推進【県・事業者】

<社会基盤メンテナンスエキスパート(※)の養成人数>

現状値：309人(H27) ⇒ 目標値：350人(H31)

※社会基盤メンテナンスエキスパート

…社会資本(特に道路)の点検や補修などのメンテナンスに関する高度な技術を有する人材

・災害時語学ボランティア等の人材の育成・確保【県・市町村・事業者】→再掲「2-(3)」

<災害時語学ボランティア数> 現状値：84人(H27) ⇒ 目標値：94人(H30)

③ ◎「清流の国ぎふ 防災・減災センター」を核とした防災人材の育成

・地域で活躍できる防災リーダーの育成【県・事業者】

<防災リーダーの育成数> 現状値：2,065人(H27) ⇒ 目標値：3,200人(H31)

・防災リーダーネットワークの構築【県】→再掲「項目2-(1) 4-(5)」

・災害図上訓練・避難所運営指導者研修等の実施【県・県民・事業者】→再掲「2-(1) 4-(5)」

④ ◎事業所における人材育成

・事業所における専門職員の育成、人材育成事業の実施【県・事業者】

⑤ ◎防災業務経験者、防災関係の有識者との連携

- ・防災士（※）との連携【県・市町村】

※「防災士」とは

NPO法人日本防災士機構（会長：元内閣官房副長官）が定めた一定の防災に関するカリキュラムと試験を終了し、防災に関する知識と実践力を身に付けた人

<防災士の育成数> 現状値：3,235人(H27) ⇒ 目標値：4,000人(H30)

⑥ 災害支援ナースの育成

- ・災害時、看護師が不足している施設や避難所、救護所において看護を行う、災害支援ナース（※）を育成【県・事業者】→「5-(1)」に記載

<災害支援ナースの育成数> 現状値：98人(H28) ⇒ 目標値：150人(H31)

※「災害支援ナース」とは

看護職能団体の一員として、被災した看護職の心身の負担を軽減し支えるよう努めるとともに、被災者が健康レベルを維持できるように、被災地で適切な医療・看護を提供する役割を担う看護職のこと

B 応急対策による減災対策

4 迅速な初動対応

4 - (1) 災害対策本部の初動体制強化

県担当部：危機管理部 他

(目標) 県、市町村は、地震発生を的確にキャッチし、迅速に災害対策本部を立ち上げるための体制を整備する。

また、県・市町村は、災害対策本部において情報収集・伝達、指揮命令等の本部機能が十分発揮できるよう、震災に備えた設備を備える。

(教訓)

◆熊本地震

地震発生後、熊本県は県庁10階に災害対策本部を設置したが、相次ぐ余震によりエレベーターが停止。県庁2階に設置された政府の現地対策本部との連絡調整のため、階段を往復することを余儀なくされ、国との意思疎通に支障が生じる事態となった。

◆東日本大震災

相当期間にわたって、極めて広範囲の地方公共団体が十分に機能することができない事態が発生した。

◆阪神・淡路大震災

公共交通網の途絶、電話などの通信網の不通、職員や家族の被災という悪条件が重なり、職員が迅速に災害対策本部に参集できなかった。

◆その他

新潟県中越地震発災後1時間以内に県庁本庁所属98%の職員が登庁し、発災約1時間後に災害対策本部員会議が開催された。

岩手・宮城内陸地震では、職員登庁率が低く(宮城県庁：58.9%)、休日・時間外の初動体制が十分とは言えなかった。

(施策の体系)

① 迅速に災害対策本部を設置するための常設の災害対策本部用設備の整備【市町村】

※常設とは

災害対策本部の設備（会議のためのスペース・設備や通信機器）が、平時から設置されている、または迅速に設置できる環境が平時から準備されている状態のこと

② 初動体制の整備

- ・ 職員の参集基準、緊急連絡網の整備、初動要員の体制整備、参集訓練の実施、24時間体制の実施【県・市町村】

初動要員の体制を整備している市町村 H17 12/42 ⇒ H22 17/42 ⇒ H26 39/42

<災害時初動要員の体制整備市町村> 目標値：42/42 市町村(H31)

- ・ 初動要員の年度当初の研修会の実施【県】
- ・ 総合通信指令システムの整備【県】
- ・ 協定に基づく初動連絡体制について、ホットラインを複数確保するよう見直すとともに、定期的に訓練を実施し、連絡体制や応援手順の実効性を確保【県】

③ 地震発生直後の防災ヘリコプター等による情報収集体制の整備

- ・ ヘリコプター統括管理体制の強化【県】

④ 災害の長期化に対応できる体制の整備

- ・ 災害対応職員のバックアップ体制の整備【県・市町村】

バックアップ体制を整備する市町村 H18 5/42 ⇒ H22 12/42 ⇒ H26 14/42

<災害対応職員の被災時バックアップ体制整備の市町村> 目標値：42/42 市町村(H31)

- ・ 災害対策装備資機材の整備【県】
- ・ 警察職員用非常食の整備【県】

⑤ 災害対策本部機能の確保

- ・ 予定施設が使用できない場合の代替施設の確保【市町村】

現状：代替施設を確保している市町村

H17 31/42 → H22 39/42 → H26 36/42

<予定施設が使用できない場合の代替施設確保市町村> 目標値：42/42 市町村(H31)

- ・ 自家用発電設備、非常通信設備の設置【県・市町村】

現状：自家用発電設備、非常通信設備を配備している市町村

H17 35/42 → H22 38/42 → H26 40/42

<自家発電、非常通信設備整備市町村> 目標値：42/42 市町村(H31)

- ・ 備品の整備、災害対策本部要員の水・食料の備蓄【県・市町村】

現状：災害対策本部要員の水・食料を備蓄している市町村

H18 5/42 → H22 28/42 → H26 26/42

<災害対策本部要員の備蓄整備市町村> 目標値：42/42 市町村(H31)

⑥ 国関係機関との円滑な連絡体制の確保

- ・ 「岐阜県災害対策マニュアル」を見直し、現行庁舎における大規模災害発生時の政府現地対策本部等、国関係機関の配置について整理【県】
- ・ 県庁舎の再整備において、政府の現地対策本部や自衛隊等、関係機関が効率的・効果的に機能するよう配置【県】

4 - (2) 被災情報の収集と被災者への情報提供体制の充実

県担当部：危機管理部 他

(目標) 県・市町村は、迅速・的確に被災者のニーズを把握するため、情報収集・集約体制を整備する。また、復旧が長期にわたる場合も想定し、恒常的な相談窓口を設置するほか、被災住民が求める生活情報等の提供体制を整備し、県民がデマにまどわされないように、正確な情報の提供に努める。また、地震に強い通信設備整備や非常通信訓練を実施する。

(教訓) 過去の大規模地震では、携帯電話を含む電話回線の輻輳・途絶が多く生じ、非常通信の設備が乏しい自治体では初期の被害状況の伝達が遅れたケースがあった。また「震度情報ネットワークシステム（震度計を各地に設置し、震度情報を気象庁や消防庁へ電送するシステム。震度情報は、マスコミを通じて公表される。）の故障等により、迅速な震度情報が集約できず、情報提供が遅れたケースが相次いだ。

◆東日本大震災

大震災では、住民への主要な情報伝達ルートである市町村防災行政無線が被災し、岩手県大槌町は7割、宮古市では4割弱、釜石市では3割が機能しない状況となった。

◆新潟県中越地震

発災直後は被害の大きくない自治体から県庁に大量の電話、FAXがあり、その内容の確認に手間取った。一方、停電した自治体とは連絡が取れず、県職員を派遣したものの、携帯電話を含む電話回線の輻輳・途絶のため、当該職員との連絡もつかないケースもあった。

(施策の体系)

① 被害情報の収集、集約に関する体制整備

◎被害情報の収集、集約業務マニュアルの整備【県・市町村】

現状：業務マニュアルを整備している市町村 H17 5/42 → H22 26/42 → H26 22/42

<被害情報収集・集約業務マニュアル整備市町村> 目標値：42/42 市町村(H31)

◎避難所等における被災者の要支援情報を迅速・的確に把握し共有する仕組みづくり（マニュアル化又はガイドラインの作成、ハード面の整備促進）【県・市町村】

- ・災害情報の共有等の連携強化【市町村・事業者】
- ・ICTを活用した道路施設の維持管理の高度化【県】
- ・交通管制システムの整備【県】

② 非常通信の整備、通信施設の耐震化、回線の二重化の推進

◎岐阜県防災情報通信システムの整備【県・市町村】

<岐阜県防災情報通信システムの整備> 目標値：供用開始(H29)

◎衛星携帯電話の整備【市町村】

現状：衛星携帯電話を整備している市町村 H17 15/42 → H22 19/42 → H26 32/42

<衛星携帯電話の整備市町村> 目標値：42/42 市町村(H31)

◎市町村防災無線のデジタル化の推進【市町村】

- ・早期通信手段確保対策の推進【県・市町村・事業者】
- ◎岐阜情報スーパーハイウェイの耐災害性強化【県】

③ ◎情報の共有

- ・GIS活用による被害情報集約システムを活用した情報集約訓練の実施【県・市町村】

※GIS (Geographic Information System：地理情報システム) とは

位置や空間に関する様々な情報を、コンピュータを用いて重ね合わせ、情報の分析・解析を行ったり、情報を視覚的に表示させるシステム

- ・災害対策本部設置、避難勧告等の情報について地上デジタル放送による情報提供の実施【県・市町村】
- ・ホームページによる防災情報提供の実施【県・市町村】

④ 非常通信を確保する団体・事業者との連携（連携方法の確認、非常通信訓練の実施）

【県・事業者】

- ◇東海地方非常通信協議会とその構成員
- ◇（一社）日本アマチュア無線連盟
- ◇岐阜県タクシー協会

⑤ 市町村における広報、広聴等に関する体制の整備

- ・市町村における相談体制の整備（業務マニュアルの整備）【市町村】

現状：相談体制を整備している市町村 H17 14/42 → H22 27/42 → H26 17/42

<住民相談体制の整備市町村> 目標値：42/42 市町村(H31)

- ・広報、広聴に関する業務マニュアルの整備（外国人、障害者等の要配慮者に配慮した伝達・表現方法の検討、危機管理広報への対応を含む）【市町村】

現状：業務マニュアルを整備している市町村 H17 7/42 → H22 17/42 → H27 18/42

<広報・広聴に関する業務マニュアル整備市町村> 目標値：42/42 市町村(H31)

- ・生活復旧（生活相談、見舞金、融資、税減免、国・県の被災者生活再建支援制度等）、経済復旧（融資、租税減免等）に関する業務マニュアルの整備【市町村】

→「項目 8-(3)」に記載

⑥ 県における相談体制の整備

- ・災害対策本部県民相談チームの運用体制の整備【県】
- ・県民からの相談対応に関するマニュアルの見直し【県】→再掲「項目 2-(6)」

⑦ 住民への情報伝達システムの整備

- ・市町村防災無線の戸別受信機の整備等、全ての住民が防災情報を入手できる通信手段の整備【市町村】
- ・エリアメール等による緊急情報伝達の実施【市町村】
- ・Lアラート（災害情報共有システム）による災害情報伝達の充実【県・市町村】

⑧ テレビ・ラジオ・新聞などの協力による情報提供体制の整備（放送協定、避難勧告等の伝達体制の強化等（体制の点検、訓練の実施））【県・事業者】

⑨ 緊急地震速報の伝達

- ・住民、事業所、学校等での緊急地震速報の受信（携帯電話、専用受信端末等）【県・市町村・県民・事業者】
- ・全国瞬時警報システム（J-ALERT）と防災行政無線等を活用した伝達体制の整備【市町村】

4 - (3) 公共土木施設復旧体制の早期整備

県担当部：県土整備部 等

(目標) 県は、公共土木施設等に係わる災害が発生し、またはその恐れがある場合において、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧を図るため、災害応援協定団体等から円滑に応援協力を得られるよう、連携体制を整備する。

(教訓)

◆東日本大震災

多くの道路網が被害を受け、津波で大きな被害を受けた沿岸部への進出のため、国土交通省の「くしの歯」作戦により道路啓開・復旧が実施され、広域的な救援ルートが確保された。

一方で、堤防等河川管理施設も大規模かつ広範囲にわたる被害を受け、その被害箇所が多さから、震災後十分な対策ができないまま出水期を迎えざるを得ない状況にある。

(施策の体系)

① 国土交通省、隣県との連携体制の整備

- ・ 県単独での早期調査・復旧が困難な場合に備えて、災害応援協定団体等との相互窓口を確認【県】

※国土交通省による地方公共団体への災害時支援

- ・ ホットラインによる情報連絡体制の確立
- ・ 情報収集・提供（ヘリコプターからの映像配信等）
- ・ 県・市町村への情報収集員（リエゾン）派遣
- ・ TEC-FORCEの派遣
- ・ 車両・建設機械・応急組立橋等応急復旧資機材の貸付
- ・ 通信機器等の貸付・操作員派遣
- ・ 災害緊急対応事業の実施
- ・ 「地域総合支援室」の有効活用

※緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE） 平成20年5月発足

【活動内容】

- ・ 全国の地方支分部局職員等が国土交通省の総合調整により活動
- ・ 国が主体的に緊急調査を実施
- ・ 関係機関と連携して必要な緊急応急対策を実施
(初動時の緊急調査等を国費100%で実施)

② 大規模土砂災害窮迫時の緊急調査の実施にかかる国及び市町村との連携

- ・ 国土交通省や市町村との相互窓口の確認【県】
- ・ 市町村を対象とした「土砂災害防止法に基づく緊急調査」の概要説明会を実施【県】

③ 大規模地震発生時において県が実施する土砂災害危険箇所や砂防施設等の緊急点検にかかる国との連携

- ・ 直轄砂防事務所が行う情報伝達訓練等への参加【県】

④ 災害応援協定団体等との連携強化

- ・災害応援協定連絡会議の開催等により、相互窓口を確認【県・事業者】

→項目「4-(4)」に記載

- ・各協会等との防災訓練の実施【県・事業者】→項目「4-(4)」に記載

- ◇（一社）岐阜県建設業協会（被災者の救出支援、道路・河川・その他の施設の応急復旧、緊急輸送道路の確保のための措置）
- ◇（一社）岐阜県測量設計業協会（被害状況調査）
- ◇岐阜県橋梁会（被害橋梁の調査）
- ◇岐阜県土木建築解体事業協同組合（被災者の救出支援）
- ◇（一社）岐阜県道路交通安全施設業協会（道路交通安全施設の被害状況調査）
- ◇（一社）全国特定法面保護協会岐阜県事務所（道路斜面等の被害状況調査）
- ◇（一社）岐阜県造園緑化協会（街路樹の被害状況調査・応急復旧）
- ◇岐阜県地質調査業協会（被害状況調査）
- ◇岐阜県鋼構造物建設協会（横断歩道橋の被害状況調査）
- ◇中部地方整備局及び管内各県、政令市（情報共有、資機材の貸与、被害状況調査、緊急対応）
- ◇北陸地方整備局及び管内各県、政令市（情報共有、資機材の貸与、被害状況調査、緊急対応） 等

⑤ ◎災害対策強化のための建設機械の保有推進【県・事業者】

4 - (4) 輸送の確保

県担当部：県土整備部 他

(目標) 県、市町村は、早期の通行確保のための復旧体制を整備する。また、大規模災害時に国等が行う交通管制の情報収集等も含め、緊急輸送道路を確保するための交通規制を行う体制、空路による輸送手段の体制を整備する。

<第1次緊急輸送道路>

県庁所在地、地方中心都市などを連絡し、広域の緊急輸送を担う道路

(その他の道路) 主要地方道3路線、一般国道3路線、市町村道7路線
(地方中心都市) 岐阜市、大垣市、美濃加茂市、関市、郡上市、多治見市
中津川市、下呂市、高山市

<第2次緊急輸送道路>

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、広域防災拠点、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等)を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路

<第3次緊急輸送道路>

第1次・第2次緊急輸送道路と防災拠点を相互に連絡し、地区内の緊急輸送を担う道路

(教訓)

◆東日本大震災

大震災では、津波によって多くの道路網が被害を受けた。しかし、東北地方の内陸部を南北に縦貫する国道4号を起点に、沿岸部の被災地に繋がる16本の国道を緊急輸送道路として確保する「啓開」作業、「くしの歯作戦」を進めたことによって、短期期間で自衛隊や消防が活動するために不可欠な被災地への緊急連絡路の確保を可能とした。

◆阪神・淡路大震災

主要幹線道路が直接被災したほか、倒壊家屋によって道路が封鎖され通行不能箇所が続出した。

◆その他

新潟県中越地震では、中山間地域での地滑り、崖崩れなどにより道路が通行不能となり、多数の集落が孤立した。また、孤立地区となった山古志地区からの避難民の輸送には、ヘリコプターが活用された。

岩手・宮城内陸地震でも、地滑りによる道路通行不能箇所、孤立地区が発生したが、自衛隊、海上保安本部、他県のヘリコプターなどにより、計340人の避難者輸送が行われた。

(施策の体系)

- ① 緊急輸送道路等の復旧体制に係る道路管理者間の連携
 - ・市町村担当者の窓口を確認【県】
 - ・国管理、県管理道路の通行規制情報の共有【県】
 - ・国、県、市町村を構成メンバーとする情報共有会議を開催し、通行規制情報の共有方法の協議【県】
- ② 災害応援協定団体等との連携強化
 - ・災害応援協定連絡会議の開催等により、相互窓口を確認【県・事業者】→再掲「項目4-(3)」
 - ・各協会等との防災訓練の実施【県・事業者】→再掲「項目4-(3)」
- ③ 緊急時に備えた交通規制、公共交通の確保
 - ・大規模停電時の交通規制の検討【県】
 - ・大規模停電時の公共交通の機能確保の促進【県・事業者】
 - ・被災者等の輸送業務に関する体制整備【県・事業者】
 - ◇(公社)岐阜県バス協会(緊急・救援輸送に関する協定締結)
- ④ 被災地への交通総量抑制対策の推進
 - ・通行制限方策の適切な実施(緊急通行車両確認証明書の発行)【県】

⑤ 放置車両の撤去に関する体制整備【県・事業者】

◇（一社）日本自動車連盟（災害時通行妨害車両の排除）

⑥ 交通規制要員の確保【県・事業者】

◇（一社）岐阜県警備業協会（交通誘導業務）

⑦ 県内の臨時離着陸場の点検、把握強化【県・市町村】

・臨時離着陸場：県内 234カ所（H27.10.1時点）

⑧ 輸送道路等の確保→「項目6-(4)」に記載

- ・道路等、公共土木施設の迅速な機能回復を図るために必要な資機材の備蓄拠点を整備【県】→再掲「項目1-(5)、6-(4)」
- ・自動車による被害情報の収集が困難な箇所について、バイク等を活用したパトロールを実施【県】
- ・小型無人機（ドローン）を情報収集ツールとして地域防災計画に位置付けるとともに災害時における有効な活用策を検討【県】
- ・被災時に輸送道路を確保する手順を定める啓開計画を作成【県】
- ・緊急輸送道路の沿道建築物の耐震診断を義務付け、早急に耐震化を図るため、緊急輸送道路の一部について耐震改修促進法における「沿道建築物の耐震化を図るべき道路」に指定【県】

(目標) 市町村は、避難所、避難場所の量的な確保や、避難生活を支援する体制を整備し、大規模地震発生後に避難所を迅速に開設し、運営する。

(教訓)

◆熊本地震

- ・長期化した余震への不安や、ペット同伴、乳幼児がいる等の理由で、多くの住民が指定避難所や民間施設の駐車場で車中泊を行ったが、行政側が車中泊避難を想定していなかったため、避難者数の把握に手間取り、支援物資の提供に遅れや混乱が生じた。また、車中泊避難者を中心に、エコノミークラス症候群を発症するケースが発生した。
- ・A町（職員数約 250 人）をはじめ、今回被災した小規模な自治体では、避難所運営にあたる職員が絶対的に不足。他自治体からの応援職員が運営支援を行ったが、被災者台帳の作成などに苦慮し、物資の配布が円滑に行えなかった。
- ・町内会などで構成される「自主防災組織」が、リーダー不在等の理由により機能しないケースが多く見られた。
- ・避難所生活において、体調不良を自ら訴えることができず、容体を悪くする高齢避難者が相次いだほか、妊産婦など自らの身を守ることが困難な方への受入環境が整っていない避難所が目立った。また、視覚や聴覚に障がいを持つ方に対する情報提供が十分でない避難所も多かった。
- ・断水のため手洗いができないほか、不衛生な仮設トイレ、ノロウイルスの集団感染発生など、感染症対策が不十分な避難所があった。
- ・ペット連れ避難者の受入体制が整っていない避難所が数多くあり、多くのペット連れの被災者が車中や損壊した自宅での避難生活を余儀なくされた。

◆東日本大震災

市町村が指定した避難所のうち、少なくとも岩手県、宮城県、福島県の3県の101箇所以上が津波、浸水被害にあった。このことにより事前に想定していなかった施設が避難所となったり、避難所によっては過密な状態となるなど、避難所の立ち上げ・運営に混乱を来した。

◆阪神・淡路大震災

指定されていない場所で、自然発生的に多くの避難所が立ち上がり、避難生活を支援する行政の対応が課題となった。(神戸市の例：地域防災計画で定めた避難所数 364 箇所、ピーク時 (H7. 1. 26) の避難所数 599 箇所)

(施策の体系)

① 避難体制の見直しと県民への周知

- ・避難所、避難場所の総点検と住民への周知徹底【市町村】
(量的な確保、耐震・耐火性、場所の適正性、旅館・ホテル等の避難所としての活用、避難所となる公共施設等のバリアフリー化や災害に強いトイレの検討)
- ・避難所、避難場所の位置、避難経路・避難方法の確認【県・市町村・県民】

・県民意識調査における、避難所・避難場所の認知度
「自宅近くの指定避難所・避難場所を知っているか」

H17 85.8% → H22 84.6% → H27 86.5%

<指定避難所、避難場所の認知度(県民意識調査)> 目標値：毎年向上

② 避難所開設・運営ガイドラインの見直し

- ・車中泊やテント泊などの避難者の実態やニーズの把握方法、支援物資の提供方法や、車中泊避難者のエコノミークラス症候群発症を防ぐための、テントなど支援施設・設備等の確保等について記載を追加【県】
- ・防災士や自主防災組織とも連携した避難所運営要員の確保や女性の視点・参加も積極的に取り入れた運営体制、避難所全体のレイアウトの作成、支援者スペースの確保、避難者情報のより正確な把握方法、物資の管理・配布方法等を追加【県】
- ・感染症予防や感染者の隔離、避難者による清掃の実施など、避難所における衛生管理を追加【県】
- ・ペット同行者の具体的な受入体制等について記載を追加【県】

③ 避難所の運営に関するマニュアルの整備

- ・必要な安全性及び良好な居住性の確保について記載【市町村】
- ・食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保険医療サービスの提供など生活環境の整備方法等について記載。特に運営への女性の参画推進、女性や子育て家庭、要配慮者のニーズに留意【市町村】
- ・市町村防災アドバイザーチームによる市町村個別訪問や、市町村向け研修会の開催等を通じて、自宅や車中泊避難者の実態やニーズの把握方法、支援物資の配布方法について、市町村の「避難所運営マニュアル」の策定及び見直しを促進【県】

現状：業務マニュアルを整備している市町村 H17 15/42 → H22 24/42 → H26 14/42

<避難所開設・運営に関する業務マニュアルの整備市町村> 目標値：42/42市町村(H31)

福祉避難コーナーの設置(京都府)

災害時に要配慮者に対し適切な支援ができる施設、いわゆる「福祉避難所」として対応できる施設には限りがあることから、体育館などの一般避難所においても要配慮者の支援が必要となってくる。

京都府では、全国で初めて一般避難所のユニバーサルデザイン化に着目し、要配慮者にも対応できる「福祉避難コーナー設置避難所」の整備を進めることとし、ガイドラインを策定

<参考>

福祉避難コーナー設置ガイドライン(京都府)

- ④ その他のマニュアルの整備等
- ・「岐阜県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン」を見直し、被災地への管理栄養士等の派遣や支援業務について追加【県】
 - ・「避難所運営マニュアル」や「被災動物の救援に関するマニュアル」の整備及びペット同行避難訓練の実施【市町村】
 - ・国のマニュアル等を活用し、市町村における「感染症・食中毒の対策を規定するマニュアル」の策定を促進【県】
 - ・学校内及び校外周辺の避難経路の確保など、各学校による「危機管理マニュアル」の改訂と訓練の実施及び指導【県・市町村・事業者】
- ⑤ 配慮が必要な避難者への対応等
- ・「避難所運営ガイドライン」を改訂し、高齢者や障がい者の方等への具体的な配慮事項を追加するとともに、防災訓練による検証を実施【県・市町村】→再掲「項目2-(3) 5-(1)」
 - ・「福祉避難所運営マニュアル」の参考となる内容を盛り込むなど「災害時要援護者支援対策マニュアル」を改訂【県】→再掲「項目2-(3) 5-(1)」
 - ・県内の市町村や福祉関連施設を対象に、災害時における障がい者への情報提供や対応方法、配慮事項に関する研修会を開催【県・事業者】→再掲「項目2-(3) 5-(1)」
- ⑥◎「清流の国ぎふ 防災・減災センター」を核とした防災人材の育成
- ・地域で活躍できる防災リーダーの育成【県・事業者】
 - ・防災リーダーネットワークの構築【県】→再掲「項目2-(1) 3-(3)」
 - ・災害凶上訓練・避難所運営指導者研修等の実施【県・県民・事業者】→再掲「項目2-(1) 3-(3)」
- ⑦ 避難所の運営体制の整備等
- ・ペット対策について、県ホームページに専用ページを新設するほか、動物愛護週間等のイベントにおいて、飼い主に対する災害時の備えについての啓発を強化【県】
 - ・岐阜県被災動物救援ボランティアリーダー養成講習会のカリキュラムに「被災動物の救援に関するマニュアル」策定の必要性を追加【県】
 - ・避難所の資機材の整備(非常用通信設備、テレビ、ラジオ等)【市町村】
 - ・指定避難所の駐車可能台数のリスト化、避難所近隣の大型駐車場の事前把握等により、車中泊避難者用の駐車場所を予め指定・確保するなどの事前検討を実施【市町村】
 - ・現在、学校が管理している、指定避難所である県立学校の体育館の鍵の管理方法を見直す【県】
 - ・地域住民や学校施設管理者を対象に実践的な避難所運営訓練を実施(実施支援を含む)【県】
 - ・自主防災組織など、住民による避難所運営のルールづくりと避難所運営訓練の実施【市町村】
 - ・避難生活から生じる衛生上の諸課題等について、国や関係機関からの情報を基に、「予防パンフレット」を更新するとともに、市町村や県民へ周知【県】
 - ・避難所生活を送るうえで、感染拡大防止の注意点をまとめたリーフレットを新たに作成し、県民に広く周知【県】

5 救急・救助体制の充実

5 - (1) 医療救護体制の充実

県担当部：健康福祉部

(目標) 県、市町村は、市町村内の医療救護体制の充実を図るほか、圏域内、県内、さらに県外も視野に入れた医療救護体制の整備を図る。

<災害拠点病院>

県総合医療センター、岐阜大学医学部附属病院、岐阜赤十字病院、岐阜市民病院、松波総合病院、大垣市民病院、木沢記念病院、中濃厚生病院、中津川市民病院、県立多治見病院、高山赤十字病院、久美愛厚生病院

<高度救命救急センター>

岐阜大学医学部附属病院

<救命救急センター>

県総合医療センター、大垣市民病院、中濃厚生病院、県立多治見病院、高山赤十字病院

(教訓)

◆熊本地震

地震による停電や給水タンクの破損により、病院機能が停止し、患者の転院を余儀なくされる病院が相次いだ。また、熊本県内に2箇所しかない「総合周産期母子医療センター」のうち、唯一新生児の心臓手術が可能な病院が被災し、出産前後の医療体制に支障が生じる事態も発生した。

◆東日本大震災

大震災では、全国からドクターヘリが16機参集し、140名以上の患者搬送を実施し、災害初期において必要不可欠なインフラであることが明らかになった。

また、医療機関や福祉施設の多くが被災したことにより認知症患者や要介護者が行き場を失い、長期の避難所生活を強いられたり、入院患者の転院が行われた。

◆阪神・淡路大震災

多数の重傷者が発生したにも関わらず、広域搬送の計画・業務マニュアルが未整備で、ヘリコプターによる空中搬送を実施したのは少人数であった。大規模震災になるほど重傷者は多数発生し、地域内での治療は困難となる。

◆新潟県中越沖地震

県内外から42チームのDMATが集結し活動したが、DMATと県内医療チーム及び被災地医療機関との間の調整がされなかったという受け入れ側の不手際が指摘されている。

(施策の体系)

① ◎医療救護計画及び業務マニュアルの整備

- ・「岐阜県地震災害等医療救護計画」の改訂

(※医療救護実施期間の再検討、災害時医療応援体制の再検討、重急性期以降の医療救護活動の再検討、広域医療搬送手法の再検討、DMATの計画的な整備、医療救護班における薬剤師の役割の再検討、精神障がい者の対応、人工透析患者への対応、歯科医療救護における体制の再検討、を含む) 【県】→「項目5-(2)」に記載

- ・「岐阜県地震災害等医療救護マニュアル」の策定【県】
- ・市町村における医療救護計画・業務マニュアルの整備【市町村】

<医療救護計画・業務マニュアルの整備市町村>

現状値：42/42市町村(H27) ⇒ 目標値：42/42市町村(H31) ※現状維持

② ◎DMAT運用体制の整備

- ・DMAT運用計画の改訂【県】

<DMAT保有率(基幹災害拠点病院2チーム以上、地域災害拠点病院1チーム以上)>

現状値：100%(H27) ⇒ 目標値：100%(H31) ※現状維持

- ・災害拠点病院等との連携体制を構築する研修会等の開催【県・市町村・事業者】
- ・DMAT活動に要する設備整備の支援【県】

※DMAT(Disaster Medical Assistance Team:災害派遣医療チーム)とは

医師、看護師、業務調整員(医師、看護師以外の医療職及び事務職員)で構成され、大規模災害や事故などの現場に急性期(おおむね48時間以内)に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム。

③ 市町村と関係機関との連携体制の確認【市町村】

- ◇(一社)岐阜県医師会
- ◇(公社)岐阜県歯科医師会 等

④ 救護所の設置予定場所の指定【市町村・事業者】

現状：救護所の設置予定場所を指定している市町村

H17 10/42 → H22 28/42 → H27 22/42

<救護所の設置予定場所の指定市町村> 目標値：42/42市町村(H31)

⑤ 医療救護の調整機能の強化

- ・災害医療コーディネート体制の強化(関係機関等との連絡・情報共有体制を含む)【県・市町村・事業者】
- ・災害薬事コーディネーター(※)の養成【県】
※災害薬事コーディネーター…災害時に支援薬剤師・医薬品の配置・配分の調整を行う人材

⑥ 要配慮者への医療救護支援体制の整備

- ・要介護者、認知症患者、精神障がい者、難病患者、重症心身障がい児・者等への支援体制の整備(人工呼吸器装着患者の電源確保を含む)【県・市町村・事業者】

⑦ ◎DCAT(災害派遣福祉チーム)派遣体制の強化【県・市町村・事業者】

⑧ ◎福祉避難所(社会福祉施設等)の充実・強化 →再掲「項目2-(3)」

- ・福祉避難所の設置促進や資器材整備の推進など福祉避難所の充実・強化【県・市町村・事業者】
- ・福祉避難所の耐震性向上及び運営指針の整備【市町村】
- ・「避難所運営ガイドライン」を改訂し、高齢者や障がい者の方等への具体的な配慮事項を追加するとともに、防災訓練による検証を実施【県・市町村】→再掲「項目2-(3)4-(5)」
- ・市町村が作成する「福祉避難所運営マニュアル」の参考となる内容を盛り込むなど「災害時要援護者支援対策マニュアル」の改訂【県】→再掲「項目2-(3)」
- ・福祉避難所運営訓練と連動した岐阜DCAT実地訓練の実施【県・市町村】→再掲「項目2-(3)」

- ・県内の福祉避難所に聴覚障がい者向けの字幕・手話放送受信機及び視覚障がい者向け地上デジタル放送対応ラジオを優先設置【県】再掲「項目2-(3)」
- ・県内の市町村や福祉関連施設を対象に、災害時における障がい者への情報提供や対応方法、配慮事項に関する研修会を開催【県・事業者】→再掲「項目2-(3) 4-(5)」
- ・近隣住民や民生委員等が連携し、要支援者への声掛けや訪問を行う、「見守りネットワーク活動」の活発化を通じて、福祉避難所の情報等を広く周知【県・県民】→再掲「項目2-(3)」

⑨ 医薬品等の確保

- ・医薬品・医療用物資等の保有量調査の実施【県】
- ・医薬品・医療用物資等の運搬手段の確保【県】
 - ◇岐阜県医薬品卸協同組合
 - ◇岐阜県製薬協会
 - ◇（一社）日本産業・医療ガス協会
 - ◇東海歯科用品商協同組合岐阜県支部
 - ◇岐阜県医療機器販売業協会
- ・薬剤師の派遣に関する関係団体との協定の締結【県】
 - ◇（一社）岐阜県薬剤師会

⑩ 医療機関相互の連携の推進

- ・広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用【県・市町村・事業者】
- ・災害医療研修・訓練等の実施【県・市町村・事業者】

⑪ ドクターヘリの活用体制の整備

- ・大規模災害時のドクターヘリの運用体制の検討【県・市町村・事業者】
- ・富山県ドクターヘリの共同運航の実施【県】
- ・本県が被災した場合に出動した他県のドクターヘリの統制スキームについて整理【県】

⑫ 大規模商業施設における医療救護体制の整備

- ・大規模商業施設において発災した場合における医療救護体制の整備【市町村・事業者】

⑬ ◎広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）の体制強化【県・市町村・事業者】

※SCU（Staging Care Unit）とは

大規模災害時に、傷病者を被災地から被災地外へ搬送するため、広域搬送拠点に設置する臨時医療施設。民間や自衛隊の空港等に設置される。

⑭ 災害支援ナースの育成

- ・災害時、看護師が不足している施設や避難所、救護所において看護を行う、災害支援ナースを育成【県・事業者】→「3-(3)」に記載

5 - (2) 医療インフラ・情報体制の整備

県担当部：健康福祉部

- (目標) 大規模災害における、医療機関の機能確保のために、災害拠点病院への燃料、水の優先的供給及び医薬品や医療器具の調達体制を整備する。
また、患者や医療機関の情報を消失しないために、通常時から情報の集約、維持を行うとともに、災害時に被害情報を活用できる情報収集ツールを構築する。

(教訓)

◆東日本大震災

多くの医療機関が被災したため、電子媒体、紙媒体を問わず、保管していた患者や医療機関自体の情報を消失した。

また、発災直後の通信手段が途絶した状況下で、どのような容態の患者がどこにいて、どこで医師が不足しているのか、どこの病院が患者を受け入れられるのかといった、医療救護を行う上での不可欠な情報の収集・提供・管理が困難な状況が発生した。

(施策の体系)

- ① ◎医療救護計画及び業務マニュアルの整備
 - ・「岐阜県地震災害等医療救護計画」の改訂【県】→再掲「項目5-(1)」
- ② ◎医療機関の機能強化
 - ・施設の耐震化、ライフラインの確保【県・市町村・事業者】
 - ・非常用食料及び飲料水の確保【県・市町村・事業者】
 - ・緊急時収容機能の確保【県・市町村・事業者】
 - ・災害時に医療機関等へ燃料・水を優先的に供給する体制の整備【県・市町村・事業者】
- ③ ◎災害拠点病院の体制強化
 - ・災害拠点病院における事業継続計画（BCP）の策定【県・事業者】
 - ・災害拠点病院等が被災した場合における、バックアップ体制の整備【県・市町村・事業者】
 - ・周辺病院との連携体制の構築【県・市町村・事業者】
 - ・災害拠点病院の位置付けの明確化、追加指定の検討【県・市町村・事業者】
 - ・医療施設の防火体制の強化【県・事業者】
 - ・災害拠点病院が実施する備蓄倉庫、自家発電装置、受水槽などの施設整備に要する経費への支援【県】
- ④ 医療情報の集約・収集体制の整備
 - ・医療機関や患者の医療情報の保存と活用の検討【県・市町村・事業者】
 - ・お薬手帳の普及促進【県・市町村・事業者】
 - ・医療機関における情報通信手段の整備【県・市町村・事業者】

5 - (3) 救急・救助等の受援体制の整備

県担当部：危機管理部 他

(目標) 県・市町村は救急・救助等に関する広域受援計画を策定し、業務マニュアルを整備し、関係機関と情報共有を図る。

(教訓)

◆東日本大震災

大震災では、特定の県について警察・消防の広域援助隊が各都道府県から応援に来ていたが、各市町村に分派し、集中運用がなされていないため、人間的にも規模が小さく、効率的に運用されていない状況にあった。

◆その他

大規模な震災では、全国から警察・消防・自衛隊の公的機関のほか医療チーム、ボランティアなどの応援が被災地に対して行われるが、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震では、被災地の自治体に、これらを効率よく支援する体制が未整備であった。

(施策の体系)

① 他都道府県との連携

- ・ 中部圏の広域防災拠点の活用検討【県】→項目「6-(7)」に記載

◇全都道府県 (災害時応援協定)

◇中部9県1市 (愛知、三重、滋賀、石川、福井、富山、長野、静岡、名古屋市) (災害時応援協定)

◇愛知、三重、長野、石川、福井、富山、滋賀、名古屋市 (防災ヘリ応援協定)

② 受援体制の計画及び業務マニュアルの整備

- ・ 「岐阜県災害時広域受援計画」の改訂 (※市町村と県との情報共有体制強化、広域検視体制の整備、を含む)【県】→「項目6-(7)」に記載

- ・ 応援部隊の要請方法、応援部隊の活動を支援するためのマニュアル整備【市町村】

◇緊急消防援助隊 (全国の消防機関による応援)

◇広域緊急援助隊 (全国の警察による応援)

◇自衛隊 (災害派遣)

◇医療チーム (災害派遣)

現状：自衛隊の受入体制・担当部署が決まっている市町村

H17 29/42 → H22 40/42 → H26 29/42

<自衛隊の受入体制・担当部署の指定市町村> 目標値：42/42市町村(H31)

現状：緊急消防援助隊の受入体制が決まっている市町村

H17 12/42 → H22 29/42 → H26 23/42

<緊急消防援助隊の受入体制の整備市町村> 目標値：42/42市町村(H31)

- ・ 災害対策本部の受援・支援に関する調整機能の強化【県】

③ 消防、警察、自衛隊、医療チームの活動拠点の指定

- ・ 県広域防災拠点の指定【県】→「項目6-(4)」に記載

- ・ 市町村における活動拠点の候補地の選定【市町村】

- ・ ヘリコプター活動拠点の整備【県】

○燃料備蓄倉庫を設置した活動拠点 ※ () 内は整備年度

飛騨エアパーク (H13)、中津川公園ヘリポート (H14)、下呂市金山町防災ヘリポート (H16)

④ 協定内容の拡充・検証

- ・ 救助活動を行う機関の燃料確保のための協定の締結【県・市町村】→「項目6-(4)」に記載

◇県石油商業組合 (石油類等燃料の供給)

⑤ 広域火葬の調全体制の整備

- ・ 検死、遺体処理、埋葬の業務マニュアルの整備【市町村】

現状：業務マニュアルを整備している市町村

H17 8/42 → H22 20/42 → H26 14/42

＜広域火葬業務マニュアルの整備市町村＞ 目標値：42/42 市町村(H31)

- ・ 「岐阜県広域火葬計画」の改訂（※近隣県の情報収集含む）【県】

6 受援・支援体制の整備

6－（１） 応急危険度判定体制の充実

県担当部：都市建築部

（目標） 県、市町村は「被災建築物応急危険度判定士」「被災宅地危険度判定士」の養成及び訓練の継続、及び現地活動の支援体制の充実を図る。

※「被災建築物応急危険度判定」、「被災宅地危険度判定」とは

「被災建築物応急危険度判定」とは、地震により被災した建物が、その後に発生する余震等で倒壊したり物が落下して、人命に危険を及ぼす恐れがあるため、被災後すぐに被災建物の調査を行い、その建物が使用できるか否かを応急的に判定すること（「項目 8－（２）」の「罹災証明」発行のための調査ではない）。

また、「被災宅地危険度判定」とは、宅地の被災状況を調査し、二次災害を防止するための判定。

（教訓）

◆熊本地震

被災した小規模自治体においては、危険度判定実施本部の立上げが遅れたほか、全体をコントロールする人材が不足し、判定作業が円滑に進まないケースが相次いだ。制度について、住民への事前周知が不足していたため、他制度と混同する住民も少なくなかった

◆東日本大震災

広域支援要請が検討されたが、現地のガソリン不足や食糧、宿泊場所の確保が困難なことなどから広域支援要請は出されなかった。

また、宅地被害も多く見られたため、被災宅地危険度判定士の広域支援要請がなされ活動を行ったが、液状化した宅地に対する判定方法が新たな課題となった。

◆阪神・淡路大震災

震災以後、「被災建築物応急危険度判定士」の制度が設立され、地震直後に引き続き自宅で生活ができるかどうかを診断する制度が構築された。

◆その他

新潟県中越地震では、国土交通省の広域調整のもとに応急危険度判定が実施され、危険度判定士が活躍した。

岩手・宮城内陸地震でも、応急危険度判定が実施されたが、発生日が土曜日であったことから、民間判定士の協力要請に時間を要した。

(施策の体系)

① 応急危険度判定の実施体制の整備

- ・ 応急危険度判定士の受入体制整備【市町村】
- ・ 応急危険度判定の実施計画（地区割り等計画）の整備【市町村】
- ・ 圏域ごとに研修会を開催するなどした判定コーディネーター（市町村職員）の育成【県・市町村】
- ・ 応急危険度判定の目的や内容、他制度との違いを分かりやすく周知するためのチラシの作成【県】
- ・ 倒壊家屋等、住宅に関する総合相談窓口の設置【県・関係団体】

② 応急危険度判定の支援体制の整備

- ・ 判定士連絡網の点検【県・市町村・事業者】
- ・ 判定マニュアルの点検・見直し（住民への広報や、他機関との情報共有等を追加）【県・市町村】
- ・ 判定資機材の整備【県】

③ 被災建築物応急危険度判定士の育成

- ・ 講習会の開催【県】

| |
|--------------------------------------|
| 現状：被災建築物応急危険度判定士 登録者数 |
| H17 2,279人 → H23 1,981人 → H26 2,256人 |

※被災建築物応急危険度判定士とは

建築士法に基づく一級・二級・木造建築士・特殊建築物等調査資格者の建築物に関する知識を有する方で、県が行う養成講習会の講習を受け、県に登録をなされた方。5年ごとに更新手続きが必要。

<被災建築物応急危険度判定士登録者数> 目標値：2,500人(H31) ※2,500人体制の維持

④ 被災建築物応急危険度判定士の訓練の実施【県・関係団体】

⑤ 被災宅地危険度判定士の育成・維持

- ・ 講習会の開催【県】

| |
|--------------------------------|
| 現状：被災宅地危険度判定士 登録者数 |
| H17 230人 → H23 272人 → H27 217人 |

※被災宅地危険度判定士とは

宅地造成等規制法又は都市計画法に規定する設計資格を有する方、または国又は地方公共団体等の職員で土木・建築等に関し一定期間以上の実務経験がある方で、県が行う養成講習会の講習を受け、県に登録をなされた方。5年ごとに更新手続きが必要。

<被災宅地危険度判定士登録者数> 目標値：200人(H31) ※200人体制の維持

6 - (2) 避難生活支援体制の整備

県担当部：危機管理部 他

(目標) 市町村は、避難生活に必要な資機材（通信設備、テレビ、ラジオ、トイレ等）の配備を行うことにより、避難生活支援体制を整備する。

(教訓)

◆東日本大震災

寝たきりの方や身体の不自由な方など避難所に連れて行けない、又は避難所生活ができず、自宅にいる在宅被災者に対し、支援物資が行き届かないという現状があった。

(施策の体系)

- ① 在宅被災者支援
 - ・在宅被災者に関する支援体制の整備【市町村】
- ② 在宅介護者支援
 - ・介護事業者の巡回介護の能力向上【県・市町村・事業者】
- ③ 教職員等のための避難所運営支援マニュアルの作成
 - ・県によるガイドライン（標準例）の提示（「学校安全管理・教育の手引き」）【県】
- ④ 警備業協会との連携【県・事業者】
 - ◇岐阜県警備業協会（避難・救助活動等に必要な情報を提供）
- ⑤ 動物救援体制の整備
 - ・ペット同行避難に関する普及・啓発【県・市町村】
 - ・ペット同行避難訓練の実施【県・市町村・県民】
 - ・飼い主に対する危険動物逸走対策マニュアル作成（飼養許可申請時にその都度提出）の指導【県】

6 - (3) し尿・トイレ対策の充実

県担当部：危機管理部 他

(目標) 県は、災害後のし尿処理対策（仮設トイレ対策含む。）について、関係機関と協力してガイドラインを提示し、市町村はし尿処理に関する体制を整備する。

(教訓)

◆東日本大震災

し尿処理支援として県内関係事業者が赴いたが、し尿処理施設が被災し、他に受け入れ施設がなかったことから、避難所の仮設トイレ等から収集したし尿を県域を越えて運搬した。

◆阪神・淡路大震災

震災が発生するまでは、非常用トイレ対策は主に風水害の発生を想定して行われており、トイレや下水道施設の長期間にわたる機能不全を前提とした仮設トイレの備蓄、耐震性のあるトイレの整備はほとんど行われていなかった。大規模地震発生後は、断水等により水洗トイレが使えないケースが多く、非常用トイレ対策の不備が露呈した。

◆新潟県中越地震

液状化現象によりマンホールが浮き出て、マンホールに直接排泄するタイプの仮設トイレの設置が困難な例があり、仮設トイレ輸送車両の確保にも時間を要し、それまでの間、携帯型トイレで凌ぐこととなった。

なお、日本赤十字社が行う被災者アンケートでは、いずれの地震においても、トイレ関係の問題点が上位を占めている（時系列的には、数の不足→使い方の周知→匂い対策と変遷）。

(施策の体系)

① 災害時のし尿処理対策（避難所における仮設トイレ対策含む）の研究

- ・災害時における浄化槽活用方策の検討【県】
- ・トイレ協会等との連携方策の検討【県・事業者】

② ◎市町村災害廃棄物処理計画の整備【市町村】

③ 簡易・仮設トイレの備蓄及び調達体制の整備【市町村】

現状：簡易トイレを備蓄している市町村 H17 38/42 → H22 39/42 → H26 38/42

＜簡易トイレの備蓄市町村＞ 目標値：42/42 市町村(H31)

現状：仮設トイレを備蓄している市町村 H17 14/42 → H22 15/42 → H26 23/42

＜仮設トイレの備蓄市町村＞ 目標値：42/42 市町村(H31)

④ 広域のし尿処理対策

- ・県内における広域的なし尿処理を行うための体制の整備【県】→「項目6-(7)」に記載

⑤ 下水道の耐震化・老朽化対策

- ◎流域下水道の耐震・老朽化対策の推進【県】→再掲「項目1-(1), 7-(2)」
- ・公共下水道の耐震・老朽化対策の推進【県・市町村】→再掲「項目1-(1), 7-(2)」

⑥ 関係事業者との連携

- ・関係事業者との協力協定の締結・連携【県・事業者】→「項目7-(1)」に記載
- ◇岐阜県環境整備事業協同組合（災害一般廃棄物（し尿）の収集運搬）

(目標) 県、市町村は、大規模地震発生後の流通麻痺等による食料・物資の欠乏に備え、家庭や事業所での備蓄を促進するとともに、被災者に対し迅速かつ適切な量を供給する体制を整備する。

(教訓)

◆熊本地震

- ・市民の5%にあたる36,500人の2日分の食料、計22万食を備蓄していたが、実際は最大10万人超の住民が避難し、各避難所で食料が大幅に不足する事態が発生した。
- ・熊本県内の12市町村では、支援物資の集積拠点を事前に定めていなかったほか、一部の拠点は施設自体が被災し、物資の受入が不可能となったことが、支援物資が滞る一因となった。
- ・政府による「プッシュ型支援」が行われたこともあり、被災地には続々と支援物資が届いたが、拠点において物資を仕分けする人員や輸送手段が不足し、避難所へ物資が行きわたるのに時間を要することとなった。
- ・緊急輸送道路113路線のうち、28路線の計50箇所で陥没や落石、沿道建物の倒壊等に伴う通行止めが発生。支援物資の輸送が滞る一因となった。
- ・B村では、本震の際に発生した阿蘇大橋の崩落のほか、がけ崩れにともなう道路の寸断により、村の一部が孤立する事態が発生した。

◆東日本大震災

大震災後の宮城県では、各市町村によって支援物資の差が極端であり、テレビで報道された市町村では物資が余ったり、箱のサイズの不統一によって管理する側が追いつかない等、支援物資の滞留が発生した。

また、自治体と民間業者が協定を締結していたが、会社が被災し物資が出せない等、全く協定が機能しないというケースも生じた。

◆新潟中越沖地震

被災市町村の非常食料の備蓄不足、暑さに配慮した食料調達、栄養バランス、特別な配慮が必要な人（食物アレルギー、乳幼児、飲み込むことが困難など）の食事、自宅避難者のニーズの把握などが課題となった。一方、輸送業者の活用による輸送や生活・衛生用品のパッケージ配布などが効果を上げた。

(施策の体系)

① 家庭、事業所の備蓄の推進

- ・最低でも3日間、可能な限り1週間分の生活必需品（食料・水・医薬品及び携帯トイレ等）の備蓄【県・市町村・県民・事業者】

・県民意識調査における、県民の携帯ラジオ・懐中電灯・医薬品などの備蓄の実施数値
H17年度 59.1% → H22年度 65.3% → H27年度 57.1%

<携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等の備蓄割合（県民意識調査）> 目標値：毎年向上

・県民意識調査における、県民の非常持ち出し用衣類・毛布などを準備の実施数値
H17年度 9.6% → H22年度 14.3% → H27年度 17.7%

<非常持ち出し用衣類・毛布などの準備割合（県民意識調査）> 目標値：毎年向上

- ・非常用物資の備蓄促進【県・市町村】

② 備蓄物資の計画策定

- ・熊本地震の検証等を踏まえ、現物備蓄、流通備蓄を適切に組み合わせた備蓄計画（方針）の策定（「岐阜県災害時広域受援計画」及び「岐阜県総合備蓄計画」の改訂含む）

【県・市町村】

現状：備蓄計画を策定している市町村 H17 8/42 → H22 20/42 → H27 26/42

<備蓄計画の策定市町村> 目標値：42/42市町村(H31)

- ・県及び市町村間での備蓄物資情報の共有【県・市町村】

③ 食料・物資の受援体制の整備

- ・災害時における食料・物資の調達・配布に関する業務マニュアルの整備【県・市町村】

現状：業務マニュアルを整備している市町村 H17 5/42 → H22 16/42 → H27 11/42

<災害時食糧・物資調達・配布マニュアルの策定市町村> 目標値：42/42市町村(H31)

- ・「岐阜県災害時広域受援計画」を改訂し、受援物資に係る被災市町村の避難所までの具体的な流れや「プッシュ型」支援物資の受入方法等を明記【県・市町村】
- ・支援物資調達の円滑化を図るため、協定締結先の専門家を交えて受援体制を見直すとともに、訓練を実施【県・市町村・事業者】

④ ◎物資集積拠点の整備

- ・県広域防災拠点の指定(H27時点：県内15カ所)【県】→再掲「項目5-(3)」
- ・一時集積配分拠点の指定(H27時点：県内119カ所)【県・市町村】
- ・一時集積配分拠点を地域防災計画等に規定していない市町村に対し、市町村防災アドバイザーチームが市町村を個別訪問し、早期に規定するよう促進【県】

<一時集積配分拠点を地域防災計画等に規定した市町村> 目標値：42/42市町村(H31)

- ・高速道路のサービスエリア、パーキングエリア等の防災拠点としての利用の検討

【県・事業者】

⑤ 物資供給体制の充実

- ・物資集積拠点から避難所への物資供給体制の整備【市町村】

現状：物資集積拠点から避難所への物資供給体制を整備している市町村
H17 7/42 → H22 17/42 → H26 11/42

<物資集積拠点から避難所への物資供給体制の整備市町村> 目標値：42/42市町村(H31)

- ・民間のノウハウ活用による救援物資の輸送に関する仕組みづくりの検討【県】
- ・災害に備えた玄米の備蓄・供給体制の整備【県・事業者】
- ・非常用物資の輸送体制の整備推進【県・事業者】

- ⑥ 避難者への食料及び物資配布に関する研究の実施
- ・ 栄養バランスや、特別な配慮が必要な人（食物アレルギー、乳幼児、飲み込むことが困難など）への食料配布の研究【県・市町村】
 - ・ 日用品等のパッケージ配布の研究【県・市町村】
 - ・ 自宅避難者のニーズの把握と配布方法の研究【県・市町村】
- ⑦ 支援に関する協定の締結の拡充、協定内容の拡充・検討
- ・ 事業者との連携の推進【県・事業者】
 - ◇ J A全農岐阜県本部（県内 J Aグループ）（玄米の備蓄）
 - ◇ （一社）岐阜県トラック協会（輸送）
 - ◇ 全岐阜県生活協同組合連合会（生活用品等の供給）
 - ◇ 県森林組合連合会（木材の供給）
 - ◇ 県石油商業組合（石油類等燃料の供給）
 - ◇ （一社）岐阜県 L P ガス協会（LP ガスの供給）
 - ◇ 石油連盟（重要施設の燃料供給に必要な設備等情報の共有） 等
 - ・ 救助活動を行う機関の燃料確保のための協定の締結【県・事業者】→再掲「項目 5-(3)」
 - ◇ 県石油商業組合（石油類等燃料の供給）
- ⑧ 輸送道路等の確保
- ・ 道路等、公共土木施設の迅速な機能回復を図るために必要な資機材の備蓄拠点を整備【県】再掲「項目 1-(5), 4-(4)」
 - ・ 自動車による被害情報の収集が困難な箇所について、バイク等を活用したパトロールを実施【県】再掲「項目 4-(4)」
 - ・ 小型無人機（ドローン）を情報収集ツールとして地域防災計画に位置付けるとともに災害時における有効な活用策を検討【県】再掲「項目 4-(4)」
 - ・ 被災時に輸送道路を確保する手順を定める啓開計画を作成【県】再掲「項目 4-(4)」
 - ・ 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震診断を義務付け、早急に耐震化を図るため、緊急輸送道路の一部について耐震改修促進法における「沿道建築物の耐震化を図るべき道路」に指定【県】再掲「項目 4-(4)」

6 - (5) ボランティアの受援体制の整備

県担当部：危機管理部 他

(目標) 市町村は、大規模地震発生時のボランティアの重要性を認識し、ボランティアの受入体制等を定めたマニュアルを策定しボランティアとの連携を推進する。

県は、ボランティアによる地震防災の活動が円滑に行われるよう、ボランティアの受入れや調整などが迅速にできる体制を整備する。

(教訓)

◆熊本地震

社会福祉協議会自体が被災したことや人手不足等により、ボランティアの受入窓口となる「災害ボランティアセンター」の立上げが遅れた。

◆東日本大震災

「超」広域災害であったため、地震発生当初の被災地における燃料供給事情や、被災自治体の受入体制の不備などから、当初はボランティアの受け入れ体制が整わなかった。

◆新潟県中越沖地震

ボランティアの受け入れを具体的な支援に結びつけるための体制や流れの確立が課題となった。

◆能登半島地震

災害ボランティアセンターの運営に関して全国的な支援体制（災害ボランティア活動支援プロジェクト会議）が人材や資材の面で効果を上げた。

(施策の体系)

① 市町村におけるボランティア支援体制の整備

- ・ボランティア支援に関する業務マニュアルの整備【市町村】

現状：業務マニュアルを整備している市町村 H17 9/42 → H22 23/42 → H26 20/42

<ボランティア支援業務マニュアルの整備市町村> 目標値：42/42 市町村 (H31)

- ・被災地のボランティア情報の収集と提供体制の整備【県・市町村】
- ・防災リーダーネットワークにおけるボランティア受入体制の整備【県】

② 災害ボランティアセンターの設置・運営の強化

- ・災害ボランティアの活動拠点の確保【市町村】
- ・災害ボランティアセンター運用マニュアルの整備【市町村】
- ・災害ボランティアセンター立ち上げ支援【県・市町村】
- ・災害ボランティアの派遣調整訓練の実施【県・市町村・関係団体】
- ・災害ボランティアセンターの設置・事務局運営体制の見直し【県・関係団体】

③ その他ボランティア団体、NPOとの連携

- ・岐阜県災害ボランティア連絡協議会の開催【県】
 - ◇日本赤十字奉仕団
 - ◇岐阜県社会福祉協議会
 - ◇岐阜県災害ボランティアコーディネーター協議会 (NPO) 等
- ・県外の災害ボランティア団体との連携強化【県】

④ 専門ボランティアの育成・確保

- ・災害時語学ボランティア研修の実施【県・県民】
- ・災害時の県、市町村の多言語相互支援（災害時語学ボランティア派遣等）に関する枠組みの整備【県・市町村】→再掲「項目 2-(3)」
- ・専門ボランティア（応急危険度判定士、外国語通訳、臨床心理士等）に関する連絡体制の構築の検討【県】

⑤ 災害ボランティア用の資機材の整備【市町村】

⑥ 災害ボランティアとの連携強化【県・市町村・事業者】

6 - (6) 帰宅困難者・滞留旅客の支援体制、観光客対策

県担当部：危機管理部 他

(目標) 県・市町村は、帰宅困難者及び滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に対し、鉄道事業者等と連携し、帰宅及び避難生活支援を実施する。

(教訓) 岐阜県では、南海トラフ地震が発生した場合の帰宅困難者（対象：県民）を約1万9千人と想定している（H25.2公表「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」）。

◆東日本大震災

鉄道の運行停止により、関東地方に多数の帰宅困難者を発生させた（10万人以上：警視庁集計）。東京新宿の都庁本庁舎には1,000人以上が駆け込み、1階の都民ホールは人であふれた。また、埼玉県はさいたまスーパーアリーナの一部を帰宅困難者に開放し、約7,000人を受け入れるなどの対応を行った。

◆能登半島地震

地震後7万件以上の宿泊キャンセルが発生するなど、風評被害の影響が一部の観光地にとどまらず能登半島全体に及び、その後も観光客の減少が続いたことが報告されている。

(施策の体系)

① 帰宅困難者にならないための備え

- ・他県(特に愛知県(※))に通勤・通学する県民への啓発【県・市町村・県民】

※むやみに移動を開始しない基本原則の広報により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、滞在场所の確保、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務など、必要な啓発に努める。

② 市町村と鉄道事業者との連携の推進

◇東海旅客鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社、その他第3セクター鉄道事業者

- ・各駅に、付近の避難場所又は避難所の位置の明記【市町村・事業者】
- ・市町村と鉄道事業者との役割分担の明確化【市町村・事業者】

③ 事業者による帰宅困難者等支援体制の推進【県・市町村・事業者】

◇岐阜県石油商業組合

協力店：ガソリンスタンド：630店舗（H27.5時点）

◇岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合

協力店：旅館・ホテル：590店舗（H27.5時点） 等

④ 観光関係事業者等に対する地震防災意識の普及啓発

- ・旅館・ホテル関係団体への普及啓発【県】
- ・観光施設等への管理者、経営者への普及啓発【市町村】

⑤ 観光関係事業者等との連携の推進

- ・宿泊施設等に、付近の避難場所又は避難所の位置の明記【市町村・事業者】

⑥ 災害による風評被害対策の推進

- ・風評による観光産業への被害を軽減するための方針を策定【県・市町村・事業者】

⑦ ◎市町村と連携した道の駅の防災機能強化の推進【県・市町村】→再掲「項目1-(3)」

6 - (7) 「超」広域災害に対する受援・支援対策の推進

県担当部：危機管理部 他

(目標) 「超」広域災害の発生に備えて広域自治体間の災害時応援協定を締結するとともに、発災時には全県的に被災地支援を行う必要があるため、発災時にいち早く被災地への職員派遣を可能にする体制を整備する。

また「超」広域災害の場合の、「県域を越えた」広域避難に備え、被災者の把握方法について整理するとともに、避難所の把握、開設、運営等に関する県同士の調整方法についても整理する必要がある。

(教訓)

◆熊本地震

震度7の激しい揺れに襲われたA町(職員数約250人)は、他県等の職員の応援のもと避難所運営やインフラ復旧等の応急対応にあたったが、人手が絶対的に不足し、住民の生活再建に不可欠な罹災証明書の発行が、地震発生から1か月以上経過した5月中旬に始まるなど、対応が後手に回る事となった。

◆東日本大震災

甚大な被害を被った被災地において、行政機能自体の喪失・破壊等により、多くの避難者の安否確認が困難な状況に陥った。

(施策の体系)

- ① 受援、支援体制の計画及び業務マニュアルの整備
 - ・「岐阜県災害時広域受援計画」の改訂【県】→再掲「項目 5-(3)」
 - ・岐阜県大規模災害時支援対策マニュアルの見直し【県】

- ② 「超」広域災害に備えた、災害時応援協定の締結
 - ・災害時の広域応援体制の強化【県】
 - ◇鹿児島県（災害時における相互応援協定）

- ③ ◎広域防災拠点の整備
 - ・広域防災拠点の体制強化【県】
 - ・中部圏の広域防災拠点の活用検討【県】→再掲「項目 5-(3)」
 - ・応援警察ヘリの受入れ体制の整備【県】

- ④ 災害派遣部隊の充実強化【県】

- ⑤ 県域、市町村域を超えた広域避難の仕組みづくりの推進
 - ・県と市町村の間で締結する「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」を見直し、県内市町村間における応援順位を新たに設定【県・市町村】→再掲「項目 8-(2)」
 - ・中部 9 県 1 市広域災害時等応援連絡協議会を通じた広域防災訓練等による、近隣県との連携強化【県】

- ⑥ 広域避難に関する情報共有体制の整備
 - ・全国避難者情報システムの円滑な運用【県・市町村】

※全国避難者情報システムとは
県外に避難した住民の方から、避難先の市町村へ避難先等に関する情報を提供してもらい、その情報を避難元の県や市町村へ提供し、当該情報に基づき、避難元の県や市町村が避難者への情報提供等を行うためのシステム。

 - ・県域外に避難した被災者への情報提供方法の検討【県・市町村】

- ⑦ し尿処理対策の推進
 - ・県内における広域的なし尿処理を行うための体制の整備【県】→再掲「項目 6-(3)」

C 復旧・復興時期の減災対策

7 復旧・復興体制の整備

7- (1) 震災廃棄物処理対策の推進

県担当部：環境生活部 他

(目標) 市町村は、あらかじめ仮置場を想定するなど、災害ごみの処理について方針を定める。

(教訓)

◆熊本地震

廃棄物の量が多く、回収が追いつかない事態が発生したほか、処理場の焼却炉や破碎機が損壊し、回収した廃棄物の処理も滞った。被災市町村の職員に経験がなかったため、他自治体からの応援職員への指示が場当たりのものとなり、混乱が生じた。

◆東日本大震災

大震災では、地震のみならず、津波による「超」広域災害であったことから、膨大な災害廃棄物が発生した（阪神・淡路大震災の約1.7倍）。

災害廃棄物の処理の遅れが、復旧・復興の足かせとなった。

◆その他

阪神・淡路大震災及び新潟県中越地震をはじめ多くの大規模災害では、震災廃棄物の処理計画がなく、対応に苦慮した（阪神・淡路大震災では、神戸市で、約1,200万立方メートルのがれきが発生した）。

(施策の体系)

① ◎災害廃棄物処理体制の強化

- ・ 県災害廃棄物処理計画と整合を図った市町村災害廃棄物処理計画の策定【市町村】
- ・ 市町村災害廃棄物処理計画の策定支援【県】
- ・ 市町村との情報伝達訓練や職員研修などを実施し、「岐阜県災害廃棄物処理計画」の実効性を確保【県】
- ・ 災害時のごみ処理の円滑化に向けた市町村間の連携等、県計画に整合した市町村計画の策定又は見直し【市町村】

(県計画の主な内容)

- ・ 災害予防（発災前）
組織体制、協力支援体制の構築、災害廃棄物処理量の推計、広域処理の想定
- ・ 応急対策期対応
情報収集体制、協力支援体制の確保
- ・ 復旧復興期対応
がれき類、し尿の広域処理体制の構築、災害廃棄物処理の進捗管理
- ・ 事務委託による災害廃棄物の代行処理

<災害廃棄物処理計画の策定市町村> 目標値：42/42 市町村 (H31)

② 関係事業者との連携

- ・ 関係事業者との協力協定の締結・連携【県・事業者】→再掲「項目 6-(3)」
 - ◇岐阜県環境整備事業協同組合（災害一般廃棄物（し尿を含む）の収集運搬）
 - ◇岐阜県清掃事業協同組合（災害一般廃棄物の収集運搬）
 - ◇(一社)岐阜県産業環境保全協会
- ・ 県内の災害廃棄物撤去等に活用する特殊重機等の把握（データベース作成）【県】

7-(2) ライフラインの早期復旧体制の整備

県担当部：都市建設部 他

(目標) ライフライン関連施設(ガス、電気、通信、上下水道、浄化槽、廃棄物処理施設等)の関連事業者等は、地域全体の復興の基礎となるライフラインの復旧体制を整備するとともに、地震発生時には、ライフラインの使用状態を早期に確認し、被害等を発見した場合は、早急な復旧に努める。

(参考) 公共性又は公益性の強い指定公共機関(※)は、災害対策基本法第6条に基づき、「防災業務計画」を作成し、計画に基づいた地震防災対策を実施している。

※指定公共機関：東海旅客鉄道(株)、西日本電信電話(株)、日本放送協会、中部電力(株) 等

(教訓)

◆東日本大震災

東北地方へ電力復旧作業に出動した際、ライフライン復旧活動拠点として、膨大な車両や要員の受け入れが可能な施設が準備されていた。

◆岩手・宮城内陸地震

山間部の集落におけるライフラインの断絶により情報の収集、伝達に支障をきたし、孤立の恐れがある集落の情報伝達手段の確保が課題となった。また、山間部に点在する簡易水道などの小規模な施設が壊滅的な被害を受け、長期間回復が図れない事例が発生した。

(施策の体系)

① ライフライン施設の耐震化

◎流域下水道の耐震・老朽化対策の推進【県】→再掲「項目1-(1), 6-(3)」

・公共下水道の耐震・老朽化対策の推進【県・市町村】→再掲「項目1-(1), 6-(3)」

◎水道施設の耐震化の推進【県・市町村】→再掲「項目1-(1)」

(生活基盤施設耐震化等交付金事業補助金の活用)

◇岐阜県管設備工業協同組合

◎県営水道の大規模地震対策の推進【県】

(大容量送水管による既設送水管のバックアップ化(二重化)と耐震化の促進)

・電力供給ネットワークの災害対応力強化【県・事業者】

◇中部電力株式会社 等

・ガス事業者による防災対策の推進【県・事業者】

◇東邦ガス株式会社 等

② ライフライン関連事業者等の迅速な復旧体制の整備

・市町村水道事業施設(業務マニュアル等の整備)【市町村】

現状：市町村水道事業施設の復旧に関する業務マニュアル等を整備している市町村

H22 26/41 → H27 19/42

<水道事業施設の復旧に関する業務マニュアル整備市町村> 目標値：42/42 市町村(H31)

・県営水道施設(県営水道危機管理マニュアルの改訂)【県】

・電気事業施設【県・事業者】

◇中部電力株式会社 等

③ 活動拠点の整備

・ライフライン復旧の活動拠点の候補地の指定【県・市町村】

④ ◎再生可能エネルギーの活用

・農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備【県・市町村・事業者】

<農業水利施設を活用した小水力発電施設数> 現状値：2箇所(H27) → 目標値：19箇所(H32)

- ・木質バイオマス利用施設の整備【県・市町村・事業者】
- ・防災拠点への再生可能エネルギー等導入の推進【県・市町村】

＜再生可能エネルギー等導入施設数（岐阜県再生可能エネルギー等導入推進基金事業）＞

現状値：30 施設(H26) ⇒ 目標値：50 施設(H28)

- ・再生可能エネルギー導入による地産地消エネルギーシステムの確立【県】
- ・次世代エネルギーインフラを活用した公的施設への展開【県】

7-(3) 復興体制の整備

県担当部：危機管理部 他

(目標) 大規模な震災では、数年で対応する当面の復旧計画とは別に、元の都市・中山間地域の機能を回復するための長期的・総合的な復興計画を策定し、復興事業を推進していく必要がある。

県や市町村は、大規模地震発生後の復興計画を立案・推進する体制（復興対策本部）の設置方法等をあらかじめ明確にし、震災後の迅速な復興を目指す。

(教訓) 阪神・淡路大震災では、近代都市そのものの大半の機能が失われ、新潟県中越地震では全国有数の地滑り地帯という背景もあって地盤全体が被害を受けた。

(施策の体系)

- ① 復興体制に関する計画（基本的な方針）の策定
 - ・復興組織の設置、運用方法の明確化【県・市町村】
 - ・復興計画策定における県、市町村の役割の明確化【県・市町村】
- ② 事前復興計画の普及・推進【県・市町村・県民・事業者】 →再掲「項目2-(1)」
- ③ 地籍調査の推進【県・市町村・事業者】

<地籍調査進捗率> 現状値：15.7% (H26) ⇒ 目標値：23% (H31)

8 被災者の救済・生活支援

8 - (1) 応急仮設住宅提供体制の整備

県担当部：都市建築部 他

(目標) 市町村は、公営住宅の空き部屋状況を把握するなど、被災者に供給できる住宅資源の調査を行う。また、あらかじめ応急仮設住宅の建設用地の把握をしておくほか、入居手続き、被災前のコミュニティの維持に配慮した入居者配置などを定めた業務マニュアルを整備する。

(教訓)

◆熊本地震

仮設住宅を建設する熊本県内15市町村のうち、7市町村において、仮設住宅の建設予定地を事前に選定していなかったため、建設着手が遅れ、避難生活の長期化を招くことになった。

地震により自宅が全半壊した被災者が一時的に入居する市営住宅に多くの住民が応募。C市では募集250戸に対して、3949世帯が応募、倍率は15.8倍となった。

◆東日本大震災

沿岸部において津波による家屋の流出が発生し、多くの住民の生活拠点が失われた。復興に向けては生活の安定が不可欠であり、その第一歩として仮設住宅の建設・確保が必要となるが、住民の要望に対して仮設住宅の建設の遅れが指摘されている。仮設住宅の建設の遅れには様々な要因が考えられるが、一つに建設用地の確保の遅れが指摘されている。これは、仮設住宅への入居を希望する住民の多くがそれまで生活していた「地元」で建設・入居を希望しているのに対し、沿岸部では津波による浸水やがれきの散乱などにより建設用地の確保が困難な状況となっているためである。

◆能登半島地震

被災認定を受けた住宅は2,000戸を超え、短期的な応急仮設住宅の建設や応急修理による住宅の確保、長期的な住宅再建が課題となった。また、中山間地域での住宅再建によるコミュニティの再生や過疎地の被災地からの人口流出が問題となった。

◆新潟県中越沖地震

新潟県とプレハブ協会との連携により、応急仮設住宅の早期建設が達成され、地域に密着した仮設住宅コミュニティの実現を目指した小規模仮設住宅団地が建設された。

(施策の体系)

① 災害時の住宅対策（既存コミュニティを考慮した仮設住宅の入居手続き等）に関する業務マニュアルの整備【市町村】

現状：業務マニュアルを整備している市町村 H17 9/42 → H22 14/42 → H26 11/42

<仮設住宅入居等に関する業務マニュアルの整備市町村> 目標値：42/42 市町村 (H31)

② 応急仮設住宅建設用地の確保等

- ・必要戸数分の候補地が選定できていない市町村、配置計画が作成できていない市町村への働きかけ【県】
- ・応急仮設住宅建設用地を選定し、配置計画を作成する【市町村】

③ 仮設住宅建設業者との連携

- ・居住性向上のための仮設住宅仕様書の見直し【県】
- ・供給能力等の事前把握（連携体制の確認）【県】
 - ◇（一社）プレハブ建築協会（プレハブ仮設住宅の建設）
 - ◇岐阜県産直住宅協会（木造仮設住宅の建設）

④ 公営住宅の活用

- ・公営住宅の空き部屋状況の把握【県・市町村】
- ・配慮を要する避難者の優先的な入居など、仮住まいとしての県営住宅提供に関するルールを新たに策定【県】
- ・市町村営住宅について、県と同様の仕組みづくりを市町村へ働きかける【県・市町村】
- ・市町村域を越えた広域避難に対応するため、県・市町村営住宅の活用に係る情報提供の仕組みを整備【県・市町村】
- ・災害被災者への公営住宅の無償貸与制度の整備【県・市町村】

⑤ 民間賃貸住宅の被災者への提供にかかる不動産関連団体との連携

- ・供給能力等の事前把握（連携体制の確認）【県・市町村】
 - ◇（公社）岐阜県宅地建物取引業協会
 - ◇（公社）全日本不動産協会岐阜県本部
 - ◇（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会

(目標) 罹災証明書(※)は、家屋の損害保険の請求等の際に必要ななど、被災者の生活再建の出発点となるため、的確な認定(不公平感の少ない認定)と証明書の迅速な交付を行える体制整備を図る。県は市町村を支援する体制整備を図る。

※罹災証明とは

市町村が家屋の損害状況を調査し、「被災した事実の証明書」として発行するもので、損害保険の請求や、義援金の配布、固定資産税の減免など、被災者支援に関する施策の適用の基礎となるもの

(教訓)

◆熊本地震

仮設住宅への入居や義援金の支給など、被災者が生活再建を進めるうえで、不可欠な罹災証明書の交付が、住家被害の調査を行う人員の不足や、証明書交付システムに不慣れであったこと等により、大幅に遅れた。

◆東日本大震災

大震災では、震災後に一元的なデータ管理システムを導入した市において、導入前に7時間かかっていた「罹災証明書」の発行が1時間に短縮された事例があった。

◆新潟県中越沖地震

柏崎市では被災調査結果を家屋台帳や住民基本台帳のデータとGISを用いて統合したデータベースを構築し、情報の一元的な管理のうえ、混乱がなく効率的な「罹災証明書」の発行が行われた。

◆能登半島地震

輪島市でも被災認定調査後、速やかな罹災証明の発行が行われたが、一元的なデータ管理システムの構築が課題として挙げられている。

(施策の体系)

① 市町村における被災認定調査のマニュアル（データベース化の検討を含む）の整備

- ・家屋被害状況調査のマニュアルの整備【市町村】

現状：マニュアルを整備している市町村 H22 13/42 → H26 15/42

<家屋被害状況調査マニュアルの整備市町村> 目標値：42/42 市町村(H31)

- ・罹災証明発行業務マニュアルの整備【市町村】

現状：マニュアルを整備している市町村 H22 15/42 → H26 20/42

<罹災証明発行業務マニュアルの整備市町村> 目標値：42/42 市町村(H31)

② 被災者支援システムの導入

- ・被災者や被災家屋の状況を管理するための台帳作成機能や、罹災証明書の交付機能などを備えた被災者支援システムの早急な導入・活用【市町村】

③ 市町村向けの罹災証明書交付業務に関する研修会を定期的^りに開催【県】

④ 県と市町村の間で締結する「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」を見直し、県内市町村間における応援順位を設定【県・市町村】→再掲「項目 6-(7)」

(目標) 県、市町村は、被災者の生活基盤、経済活動を早期に回復するための支援を迅速に実施する。

(教訓)

◆東日本大震災

大震災では、甚大な被害が広範囲に及び、また被災者が県境を越えて避難していることもあり、避難生活は長期化した。この避難生活の長期化に伴い、各避難所では、地震発生当初の寒さ対策に始まり、暑さ対策など様々な課題が生じている。

◆その他

阪神・淡路大震災やその他の大規模震災では、地域の経済活動が大きな打撃を受けるとともに、多くの被災者が職場や生活基盤を失った。これらの被災者を救済するため、各種の措置がとられた。

(施策の体系)

- ① 各種支援策の業務マニュアルの整備【市町村】→再掲「項目 4-(2)」
- ② 被災者支援情報の提供
 - ・被災者支援に関する情報の一元的提供体制の整備【県・市町村】

<被災者生活支援策の一覧>

- 災害援護資金貸付金【市町村】
(市町村の条例に基づき、負傷又は住居、家財に損害を受けた方に対し行う貸付)
- 災害弔慰金【市町村】
(市町村の条例に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し支給)
- 災害障害見舞金【市町村】
(市町村の条例により、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた方に対し支給)
- 知事見舞金【県】
(災害により多数の者が被害を受けた場合、被災者に対し県が支給)
- 生活福祉資金【県社会福祉協議会】
(災害を受けた低所得者世帯に対し行う貸付)
- 母子父子寡婦福祉資金貸付制度【県】
(災害を受けた母子及び父子並びに寡婦に対し行う貸付)
- 被災者生活再建支援制度(国の制度)の運用【県・市町村】
(災害救助法が適用された災害等に適用され、被災者の生活再建支援経費等を支給)
- 岐阜県被災者生活・住宅再建支援制度(県の制度)の運用【県・市町村】
(被災者生活再建支援制度が適用された場合に適用され、被災者の生活再建支援経費、住宅再建支援経費を支給。県独自の制度)
- 県税の徴収猶予及び減免【県】
- 中小企業資金融資制度の運用【県・市町村】
(被災した中小企業を支援するための貸付)
- 農業災害緊急支援資金、農業災害緊急支援特別資金【県・市町村・事業者】
(罹災証明を受けた農業者に対し県、市町村、農協が行う貸付)
- 無料法律相談会の開催【県】
(被災した県民及び県内へ避難した方等に対し、弁護士による法律相談会を開催)

8 - (4) 地域保健体制の整備（被災者の健康・精神保健対策）

県担当部：健康福祉部 他

（目標）県、市町村は、避難所の避難者及び在宅の被災者等に対する訪問・巡回診療など、必要な保健指導をきめこまかく実施し、地震発生後の被災者の健康状態の悪化防止や関連死の減少を目指す。

（教訓）

◆熊本地震

- ・熊本県内の小中高生と特別支援学校の児童生徒約17万人のうち、4,277人が不眠や食欲低下を訴えたり、校舎に入るのを怖がったりするなど、カウンセリングが必要と認められた。
- ・DPATの活動について、長期間継続して派遣可能な体制の構築、相談対応の標準化、チーム間での情報伝達方法の確立等、今後の課題が明らかになった。
- ・C市では、5月末までに教員と病院職員を除く1万人の職員を対象に健康状態の調査を行ったところ、うつ状態に陥りかねないとされる職員が半数以上を占める部署があることが判明した。
- ・熊本県内の15市町と熊本県のうち、半数にあたる8自治体が、職員を対象にした心のケア対策を実施した。

◆東日本大震災

被災地では、強いストレスによる脈拍増加、缶詰やカップ麺など塩分の高い非常食が多い食生活、避難所生活の長期化による運動不足により高血圧の方が多くなる。

◆新潟県中越沖地震

避難所の感染症予防、ハエ・蚊対策などの環境衛生対策が実施されたが、仮設エアコンの能力不足が課題となった。また、エコノミークラス症候群対策、口腔ケア、歯科保健対策など避難所の様々な環境整備対策が効果を上げた。一方、栄養バランスや、特別な配慮が必要な人（食物アレルギー、乳幼児、飲み込むことが困難など）の食事、自宅避難者のニーズの把握などが課題となった。

◆能登半島地震

保健師等からなる健康管理チームを避難所へ派遣することにより、エコノミークラス症候群など長期にわたる避難生活者の二次被害の発生を防止した。

(施策の体系)

① 災害時における保健活動マニュアル等の整備

- ・市町村における保健活動マニュアル等の活用体制の整備【市町村】

現状：活用体制を整備している市町村 H22 14/42 → H26 10/42

＜災害時保健活動体制の整備市町村＞ 目標値：42/42(H31)

② 災害時における保健指導に関する保健師の専門研修の実施【県・市町村】

③ ◎災害時に精神保健医療支援を行うDPAT（※）の派遣体制の整備

- ・県内の精神科を有する病院との間で、DPATの派遣協定を締結【県】
- ・派遣可能な隊員の増員に向け、国や県による研修会を通じた人材育成の取組みを強化【県】
- ・相談対応や情報伝達に関するマニュアルの整備と訓練の実施【県】

※DPAT（Disaster Psychiatric Assistance Team：災害派遣精神医療チーム）とは

自然災害や集団災害が発生した際、災害ストレス等による精神的問題に対し、精神科医療と精神保健の支援を行う、都道府県・政令指定都市によって構成されるチーム

④ 防疫対策の推進

- ・「感染症・食中毒の対策を規定するマニュアル」の整備推進【市町村】

現状：感染症・食中毒の対策を規定するマニュアルを整備している市町村

H17 10/42 → H22 19/42 → H26 17/42

＜感染症・食中毒の対策を規定するマニュアルの整備市町村＞ 目標値：42/42(H31)

⑤ 災害時におけるJDA-DAT（※）の派遣体制の整備【県】

※JDA-DAT（The Japan Dietetic Association-Disaster Assistance Team：日本栄養士会災害支援チーム）とは

大規模な地震、台風等の自然災害が発生した場合に、迅速に被災地内の医療・福祉・行政栄養部門等と協力して緊急栄養補給物資等の支援を行うチーム

⑥ 被災児童生徒に対する心のケア

- ・現在の人材バンクに登録した活動範囲を超えてスクールカウンセリングを実施するための広域的な応援体制の構築【県・県民】
- ・子ども相談センター版災害対策マニュアルの策定【県】

⑦ 応急・復旧作業に従事するスタッフに対する心のケア

- ・「職員の被災地派遣にかかる健康管理について」に基づき、衛生管理者による職員派遣前の事前説明、派遣中の状況確認、派遣終了後の相談等を実施【県】
- ・必要に応じ、メンタルヘルス相談員によるメールによるフォローや面談を実施【県】

5 原子力防災対策

1 原子力防災対策の方針

原子力事業所における事故の発生要因としては、地震、津波などの自然災害のほか人為的ミス（操作ミス、手順ミス）などが考えられ、原子力事業所における事故は必ずしも地震に起因するとは限らない。

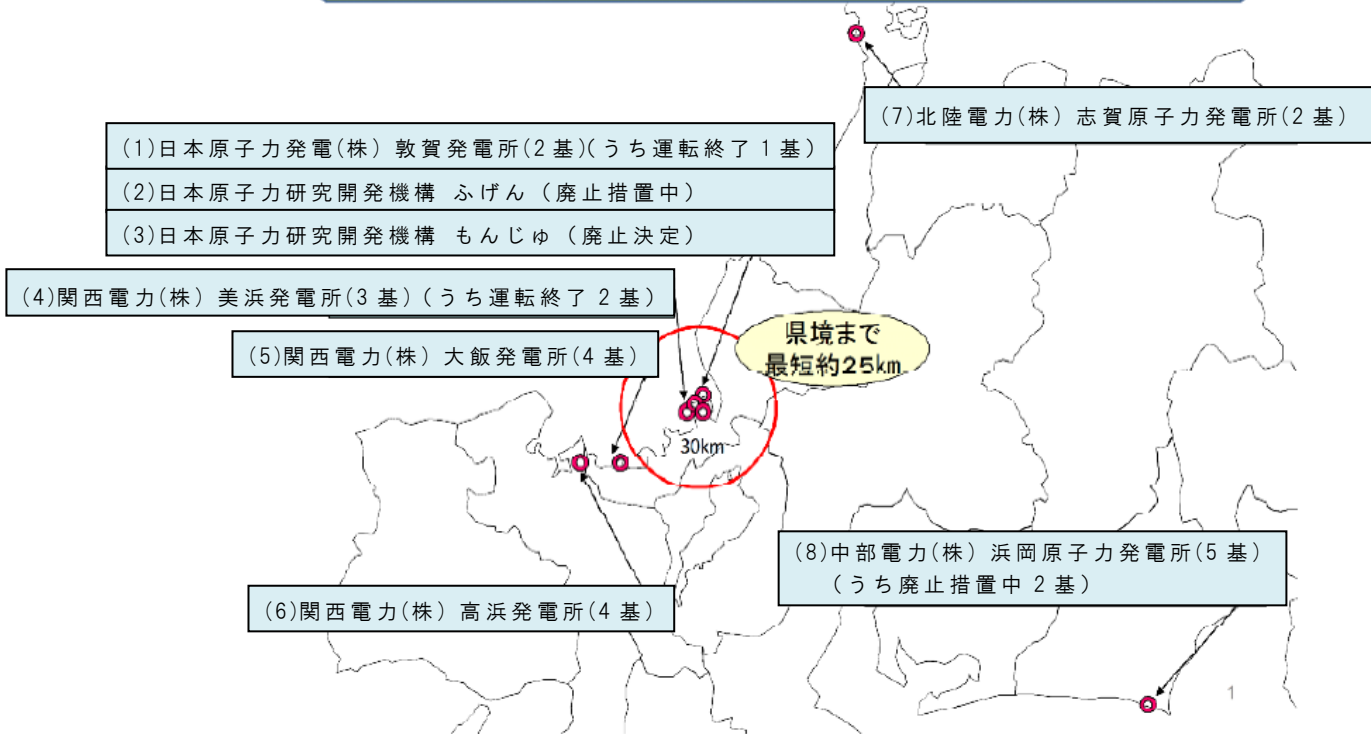
しかし、東日本大震災では地震に起因して福島第一原子力発電所事故が発生し、これに伴い、広い範囲での避難措置、農産物等の出荷制限措置等が取られたこと、及び原子力災害対策特別措置法の改正や国の原子力災害対策指針の策定、並びに県独自に実施した放射性物質拡散シミュレーションの結果を踏まえ、当県としても、近県に所在する原子力事業所における万が一の事故発生に備え、通報連絡体制の整備、モニタリング体制の整備、屋内退避や避難、安定ヨウ素剤の予防服用などの防護措置に係る対応など、住民の健康と安全の確保に万全を期すための対策を進める。

2 今後の原子力防災対策の見直し

平成 24 年 10 月末に策定された国の原子力災害対策指針においては、原子力施設から概ね 30 キロメートルを目安距離とする UPZ（緊急時防護措置準備区域）内の対策を中心に記述されている。

県では、平成 25 年 3 月、独自に UPZ 内外におけるモニタリングの実施方法や避難等の対策について県地域防災計画に規定し、対策を進めているところであるが、国の原子力災害対策指針等により UPZ 外の対策などについて具体的な対策が示された場合には、これを踏まえ、適時に原子力防災対策を見直すこととし、住民の健康と安全を確保するための対策の充実を図ることとする。

原子力発電所の立地状況



岐阜県には原子力発電所など原子力事業所は立地していない。しかしながら、県境から100キロメートル範囲内に8つの原子力事業所が立地し、そのうち30キロメートル範囲内に4つの原子力事業所が立地している。

近県の原子力事業所において事故が発生した場合には、県に対して、各電力事業者との合意文書に基づき、異常時の通報が行われるとともに、県境から30キロメートル内に所在する敦賀原発等4つの原子力事業所からは、原子力災害対策特別措置法に基づく通報が行われる。

原子力防災対策

1 原子力防災体制の整備

県担当部：危機管理部 他

(目標) 近県の原子力事業所での事故発生に備え、住民への迅速かつ正確な情報提供のための情報収集体制やモニタリング体制の強化が必要である。

また、専門家による支援体制の整備のほか、原子力防災業務に従事する職員の知識・技能の向上（講習・研修等受講）や、関係機関の連携体制強化のための原子力防災訓練の実施も必要である。

(教訓)

◆東京電力福島第一原子力発電所事故

電源の喪失、冷却機能の喪失に至り、放射性物質の外部放出が発生し、福島県以外においても、放射線量の上昇が認められた。

この事態に対し、SPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測システム）の演算結果の公表遅れなど住民への情報提供の不備があり、防護対策に適切に活かされなかったほか、当時の原子力防災対策重点区域（EPZ：原発から8～10キロメートル）の範囲外にあり原子力防災体制の整備がされていない自治体にまで放射性物質の影響が広がったことから、混乱を極めた。

(施策の体系)

- ① 情報収集体制の整備と住民への情報伝達
 - ・ オフサイトセンターとの通信連絡手段の確保、維持管理【県】
 - ・ 原子力災害情報の集約と住民への伝達方法の検討【県・市町村】
- ② モニタリング体制の整備
 - ・ モニタリングポストの維持管理【県】
 - ・ モニタリングポストデータの常時公表【県】
 - ・ 大気中の放射性ヨウ素濃度測定機器の維持管理【県】
 - ・ 県全域を対象にした機動的な放射線モニタリング体制の整備【県・市町村】
 - ・ 他県等の測定機関とのモニタリングデータの共有【県】
- ③ 専門家の支援体制の整備
 - ・ 専門家を招聘し助言・支援を受ける体制の整備【県】
- ④ 原子力防災業務に従事する職員の知識・技能の向上
 - ・ 専門機関が開催する研修・講習の受講【県・市町村】
 - ・ 県内での原子力防災関係研修の開催、受講【県・市町村】
- ⑤ 原子力防災訓練の実施
 - ・ 関係機関と連携した原子力防災訓練の実施【県・市町村】

2 原子力防災対策の推進

県担当部：危機管理部 他

(目標) 原子力災害時において住民の健康と安全を確保するため必要となる、屋内退避や避難、安定ヨウ素剤の予防服用、避難住民の避難退域時検査、並びに飲食物の摂取制限などの防護措置に関する対策を推進する必要がある。

(教訓)

◆熊本地震

今回の地震では、一連の地震活動で震度7を2回観測したほか、余震も多発し、木造住宅を中心に多くの建築物が被災した。

一方、原子力災害対策計画では、国の原子力災害対策指針に基づき、「原発事故が発生した際には、住民の放射線被ばくを低減させるため、事故の状況により、UPZ（緊急時防護措置準備区域：原発から概ね5～30km圏）及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において屋内退避を行うこと」とされているが、倒壊する恐れがある建築物への退避について、危険性を指摘する声がある。

◆東京電力福島第一原子力発電所事故

当時の原子力防災対策重点区域（EPZ：原発から8～10キロメートル）の範囲を超えて放射性物質の影響が広がり、避難指示区域（警戒区域）、計画的避難区域、緊急時避難準備区域が設定され、多くの住民避難が発生した。

また、安定ヨウ素剤の予防服用については、EPZ外の住民を対象にした備蓄が十分ではなく、国からの服用指示の遅れもあり、混乱を極めた。

さらに、福島県外においても、摂取制限が必要となる農作物等の汚染が見られた。

(施策の体系)

① 避難対策の推進

- ・市町村避難計画の策定【県・市町村】
- ・県域を越えた避難のあり方の整理【県・市町村】
- ・大規模地震と原子力災害の複合災害時において、屋内退避が最適であるのか研究を行うよう、国に働きかけを実施【県】
- ・国の対応や、県防災会議原子力専門部会の意見も踏まえながら、屋内避難についての対策を見直す【県】

② 安定ヨウ素剤予防服用、避難退域時検査等に係る対策の推進

- ・安定ヨウ素剤の維持管理【県】
- ・避難退域時検査・簡易除染資機材の整備・維持管理【県】
- ・医療機関の除染設備・防護服等の整備【県・事業者】
- ・医療関係機関・団体との連携体制の構築【県】

③ 農林畜水産物の検査体制の充実

- ・農林畜水産物の汚染検査機器の整備、維持管理【県】
- ・生産者、流通業者との連携体制の構築【県・事業者】

④ 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及啓発の推進

- ・原子力防災訓練等を通じた知識の普及啓発【県・市町村】

6 対象とする地震及び被害想定

(1) 対象とする地震

岐阜県に被害をもたらす可能性のある地震のうち、特に切迫性の高いもの、被害規模が大きいものを想定し、対象とします。

海溝型地震

「南海トラフ地震」

内陸型地震

「阿寺断層帯」による地震、「跡津川断層帯」による地震、「高山・大原断層帯」による地震、「養老-桑名-四日市断層帯」による地震

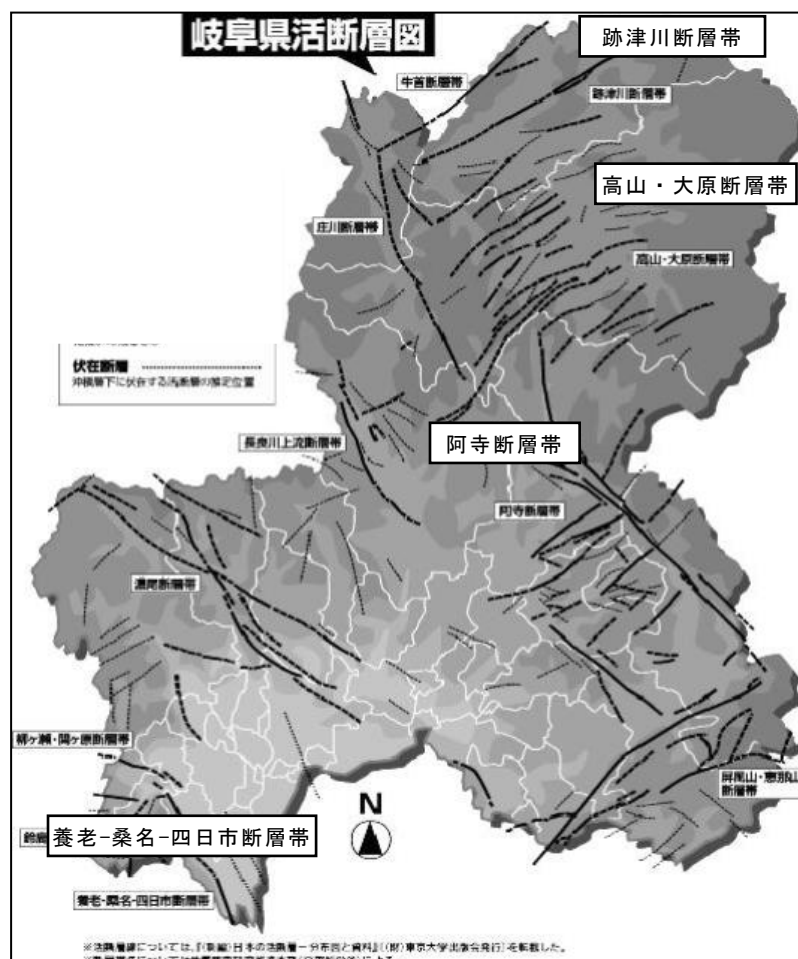
平成28年1月1日から30年以内の地震発生確率(地震調査研究推進本部による)

【海溝型地震】南海トラフ地震：70%

【内陸型地震】阿寺断層帯：最大 11%、跡津川断層帯：ほぼ 0%、

高山・大原断層帯：0.7%、養老-桑名-四日市断層帯：最大 0.7%

※これらの地震による想定被害は、次ページ「(2) 発生が想定される地震の被害想定」の項を参照



(2) 発生が想定される地震の被害想定

県では将来発生が予想される主な地震について、想定される震度と被害を調査し、公表しています（平成24年度 岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査）。

| | | 南海トラフ地震 | 阿寺断層帯による地震 | 跡津川断層帯による地震 | 養老-桑名-四日市断層帯による地震 | 高山・大原断層帯による地震 |
|--------------|--------------------|-----------------|------------------|------------------|-------------------|------------------|
| 建物被害 | 全壊 | 35,000 | 16,000 | 20,000 | 68,000 | 17,000 |
| | 揺れによる被害 | 7,800 | 14,000 | 15,000 | 50,000 | 13,000 |
| | 液状化による被害 | 28,000 | 2,200 | 4,500 | 18,000 | 3,000 |
| | 急傾斜地崩壊 | — | 50 | 30 | 30 | 60 |
| | 半壊 | 100,000 | 37,000 | 39,000 | 113,000 | 32,000 |
| | 揺れによる被害 | 58,000 | 34,000 | 32,000 | 85,000 | 27,000 |
| | 液状化による被害 | 42,000 | 3,400 | 6,800 | 28,000 | 4,600 |
| 焼失棟数 | | 10 | 40 | 110 | 370 | 80 |
| 人的被害 | 死者(人) | 470 | 900 | 980 | 3,100 | 870 |
| | 建物被害 | 470 | 890 | 980 | 3,100 | 870 |
| | 火災被害 | — | — | — | 20 | — |
| | 急傾斜地崩壊 | — | — | — | — | — |
| | 負傷者(人) (重傷者(人)) | 13,000 (830) | 9,000 (1,500) | 9,000 (1,600) | 26,000 (5,600) | 7,800 (1,400) |
| | 建物倒壊 | 13,000 | 9,000 | 9,000 | 26,000 | 7,700 |
| | 火災被害 | — | — | — | 20 | — |
| | 急傾斜地崩壊 | — | — | — | — | — |
| | 要救助者数(人) | 1,800 | 2,000 | 2,300 | 12,000 | 2,100 |
| 避難者(人)[建物被害] | 161,000 | 46,000 | 56,000 | 240,000 | 45,000 | |

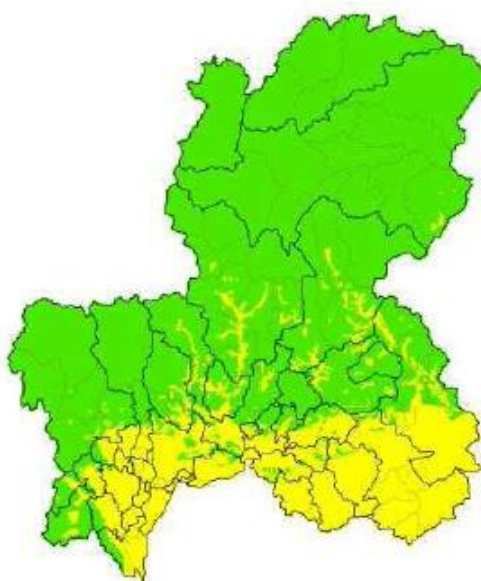
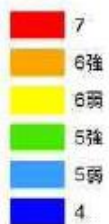
(注1) 地震による被害は、地震の発生時刻や気象条件により変化することから、被害想定調査において、「冬の午前5時」及び「夏の昼12時」、「冬の午後6時」の3ケースについて被害想定を行い、最も被害が大きかった「冬の午前5時」の被害想定を表示。

(注2) 小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。

(注3) 表の“—”印の数値は、ごく僅かな被害を示す。

○想定震度分布図(平成24年度 岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査)

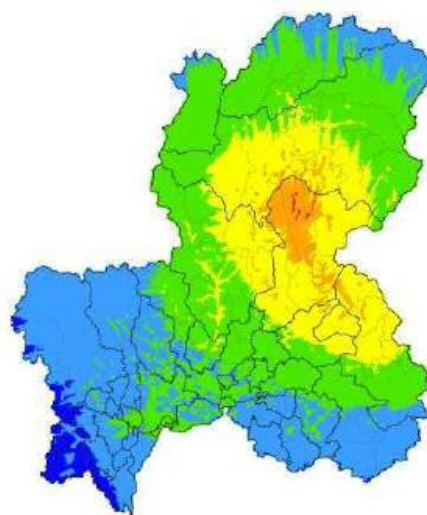
凡例



南海トラフ地震



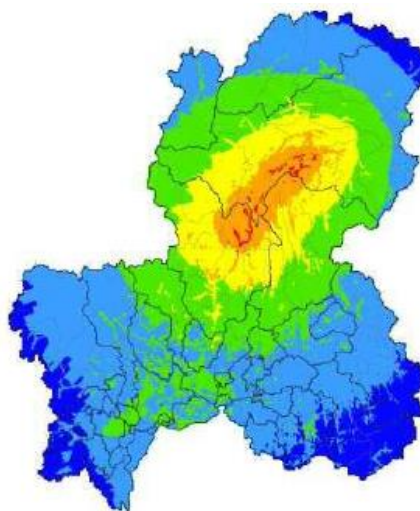
養老-桑名-四日市断層帯地震南海



阿寺断層系地震



跡津川断層地震



高山・大原断層帯地震

〔参考〕過去の地震被害

岐阜県では、過去から、東海地震や東南海地震などの海溝型地震や内陸型地震の影響を受けてきました。

| 西暦（日本歴） | 震源 | 規模 | 主要被災地 | 被災概要 |
|--|-----------------|--------------|---------------------|---|
| 1605.2.3 慶長地震 | — | M7.9- 8.0 | — | 東海・東南海地震と南海地震が同時に発生したとみられる地震。死者1-2万人。 |
| 1707.10.28 宝永地震 | — | M8.6 | — | 東海・東南海地震と南海地震が同時に発生した地震。死者2万人余、倒壊家屋6万戸余。 |
| 1891.10.28 (明治 24.10.28) 濃尾地震 | 本巣市 根尾水 鳥 | M8.0 | 美濃・尾張 | 美濃で死者4,990人、負傷者12,783人、全壊50,125戸、半壊35,085戸、全半焼4,451戸。飛騨、郡上、恵那郡ではほとんど被害なし。 |
| 1944.12.7 (昭和19.12.7) 東南海地震 | 熊野灘 | M8.0 | 静岡・愛 知・三重・ 岐阜 | 西南濃地方を中心に死者13人、全壊900余戸。(全国被害：死者998人、全壊26,130戸、流出3,059戸) |
| 1946.12.21 (昭和21.12.21) 南海道地震 | 潮ノ岬 沖 | M8.1 | 中部以西 各地 | 西南濃地方を中心に死者14人、全壊586戸。(全国被害：死者1,339人、全壊9,070戸、流出1,451戸、焼失2,598戸) |
| 1961.8.19 (昭和36.8.19) 北美濃地震 | 岐阜県 北部 | M7.0 | 岐阜・福井 ・石川 | 石徹白地方最も甚しく、山崩れ、崖崩れ、道路損壊あり。死者2人。(全国被害：死者8人、家屋全壊12戸、山崩れ99カ所) |
| 1969.9.9 (昭和44.9.9) 美濃中部地震 | 岐阜県 中部 | M6.6 | 岐阜県中部 | 郡上郡、益田郡で山崩れ、崖崩れ多発。落石による道路損壊甚し。死者1人、負傷者10人、全壊1戸。 |

7 参考資料

<行動計画の目標指標一覧>

岐阜県では、将来発生が懸念される南海トラフ地震を初めとした主な地震の被害想定調査を平成23年11月から県独自に実施し、その結果を平成25年2月に「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査 報告書」として公表しました。

これらの地震はいつどこで発生するか分からない状況にあり、県内すべての地域において、地震防災力の向上を図る必要があることから、県の地震防災行動計画における減災目標については、特定の地震被害を対象に減災目標を設定することは行わず、個々の施策ごとに目標指標を設定することとしています。

施策ごとの目標については、可能な限り数値目標を設定し、原則、計画期間中（平成28～31年度）に目標達成を目指します。また、「岐阜県強靱化計画アクションプラン」で数値目標を設定している地震関連施策については、アクションプランにおける数値目標の達成年度を反映し目標を掲げています。

また、第一期・第二期行動計画を通して、特に県民の防災意識・防災対策に関する施策については、平成27年度に100%となる目標数値を設定し施策の推進を図ってまいりました。第三期行動計画においても、県民、事業者、市町村及び県が「究極の目標は100%である」という共通認識のもと、県民の防災意識・防災対策が毎年着実に向上することを目指し、引き続き地震防災対策を推進していきます。

1 地震に強いまちづくり

| 番号 | 施策名 | 所管課 | 単 位 | 現状値 | 目標値 (達成年度) | 備 考 |
|-------|----------------------------------|----------------|-----|---------------|---------------|-------------------|
| 1-(1) | 地震対策上重要な下水管きょにおける地震対策実施率(市町村を含む) | 下水道課 | % | 68 (H26) | 70 (H31) | |
| | 上水道の基幹管路の耐震適合率 | 薬務水道課 | | 37 (H26) | 50 (H34) | |
| | 県営水道基幹管路の耐震適合率 | 水道企業課 | | 81 (H26) | 91 (H34) | |
| | 東海環状自動車道の県内供用率 | 道路建設課 | | 52 (H27) | 71 (H31) | |
| | 主要な骨格幹線道路ネットワークの整備率 | 道路建設課 道路維持課 | | 35 (H27) | 41 (H31) | |
| 1-(2) | 住宅の耐震化率 | 建築指導課 | % | 78 (H25) | 95 (H32) | |
| | 住宅の耐震診断補助制度の年間活用件数 | 建築指導課 | | 件/年 | 982 (H26) | 3,000 (H31) |
| | 住宅の耐震補強工事補助制度の年間活用件数 | 建築指導課 | | 156 (H26) | 400 (H31) | |
| | 耐震診断補助制度の認知度 | — | % | 59.1 (H27) | 毎年向上 | 県政モニター アンケート結果 |
| | 耐震補強工事補助制度の認知度 | — | | 50.5 (H27) | | |
| | 家の中の家財等を固定している割合 | — | | 61.1 (H27) | | |

| | | | | | | |
|-------|---|---------|----|-------------------------------|----------------|--|
| 1-(3) | 都道府県警察本部及び警察署の耐震化率 | 県警装備施設課 | % | 87 (H26) | 100 (H29) | |
| | 災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率 | 医療整備課 | | 92 (H26) | 100 (H30) | |
| | 社会福祉施設(老人福祉施設等(入所系))の耐震化率 | 高齢福祉課 | | 97 (H27) | 100 (H30) | |
| | 社会福祉施設(障害者支援施設(入所系))の耐震化率 | 障害福祉課 | | 98 (H27) | 100 (H33) | |
| 1-(4) | 県管理緊急輸送道路上の道路斜面等の要対策箇所数 | 道路維持課 | 箇所 | 465 (H27) | 301 (H31) | |
| | 主要な骨格幹線道路ネットワーク上の県管理橋梁の落橋防止フルスペック化の要対策箇所数 | 道路維持課 | 橋 | 91 (H27) | 0 (H31) | |
| | 主要な骨格幹線道路ネットワーク上の県管理道路斜面等の要対策箇所数 | 道路維持課 | 箇所 | 83 (H27) | 29 (H31) | |
| | H25 改正道路法による道路施設の点検完了率 | 道路維持課 | % | 36 (H27) | 100 (H31) | |
| | 林道橋、トンネルの点検診断実施 | 森林整備課 | | 橋 32.5 トンネル 86 (H27) | 100 (H29) | |
| | 県管理緊急輸送道路上の橋梁の要耐震補強箇所数 | 道路維持課 | 箇所 | 58 (H27) | 0 (H31) | |
| | 県管理道路斜面等の要対策箇所数 | 道路維持課 | | 1,600 (H27) | 1,440 (H31) | |
| | 県境道路上の県管理道路斜面等の要対策箇所数 | 道路維持課 | | 10 (H27) | 8 (H31) | |
| | 県境道路上の県管理橋梁の落橋防止フルスペック化の要対策箇所数 | 道路維持課 | 橋 | 9 (H27) | 0 (H31) | |
| | 県管理橋梁の要耐震補強箇所数 | 道路維持課 | | 237 (H27) | 152 (H31) | |
| | 農道橋(延長15m以上)・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施割合 | 農地整備課 | 割 | 5 (H26) | 10 (H32) | |
| | 河川構造物の耐震化施設率 | 河川課 | % | 32 (H27) | 100 (H35) | |
| | 南海トラフ巨大地震垂炭鉱跡防災モデル事業における防災工事面積 | 商工政策課 | ha | 約5.3 (H27) | 7 (H28) | |
| | 御嵩町内の県管理緊急輸送道路における路面陥没対策の完了率 | 道路維持課 | % | 37 (H26) | 100 (H31) | |

2 地域防災力の強化

| 番号 | 施策名 | 所管課 | 単位 | 現状値 | 目標値 (達成年度) | 備考 |
|-------|------------------------------|-------|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 2-(1) | 自主防災組織活動への参加実績 | — | % | 71.7 (H27) | 毎年向上 | 県政モニター アンケート結果 |
| | 自主防災組織の組織率 | (市町村) | | 92.2 (H27) | | |
| | 消火・炊き出し等の技術取得訓練の実施市町村数 | (市町村) | 市町村数 | 32 (H26) | 42 (H31) | |
| | 災害図上訓練指導者研修参加者数 | 防災課 | 人/ 4年間 | 1,048 (H23~26) | 1,000 (H28~31) | |
| 2-(1) | 災害図上訓練の実施市町村 | (市町村) | 市町村数 | 26 (H26) | 42 (H31) | |
| 2-(2) | 災害対応の基本的な指針等定める業務マニュアルの整備市町村 | 防災課 | 市町村数 | 26 (H26) | 42 (H31) | |
| 2-(3) | 避難行動要支援者支援の全体計画の策定見直し | (市町村) | 市町村数 | 28 (H26) | 42 (H31) | |
| | 避難行動要支援者名簿の整備市町村 | (市町村) | | 34 (H26) | 42 (H31) | |
| | 県内市町村における「避難行動要支援者個別計画」の策定状況 | 防災課 | | 19 (H27) | 42 (H31) | |
| 2-(4) | 消防団協力事業所表示制度導入市町村の割合 | 消防課 | % | 60 (H27) | 100 (H28) | |
| | 消防団員の条例定数に対する充足率 | 消防課 | | 92.7 (H27) | 98 (H31) | |
| 2-(6) | 業務継続計画の策定市町村 | (市町村) | 市町村数 | 18 (H28) | 42 (H31) | |
| | 下水道BCP策定率 | 下水道課 | % | 21 (H26) | 100 (H28) | |
| 2-(7) | BCP策定支援事業所数 | 商工政策課 | 事業所 | 136 (H26) | 625 (H29) | |
| | 岐阜県建設業広域BCM認定団体数 | 建設政策課 | 団体 | 3 (H27) | 5 (H30) | |

3 地震防災における教育・啓発

| 番号 | 施策名 | 所管課 | 単位 | 現状値 | 目標値 (達成年度) | 備考 | |
|-------|----------------------|-----|------|----------------|----------------|-------------------|--|
| 3-(1) | 活断層の認知割合 | — | % | 44.9 (H27) | 毎年向上 | 県政モニター アンケート調査 | |
| | 地震防災対策強化地域の認知度 | — | | 38.2 (H27) | | | |
| | 南海トラフ地震防災対策推進地域の認知度 | — | | 38.9 (H27) | | | |
| | 地震防災対策の実施ポイント | — | ポイント | 309 (H27) | | | |
| | 「災害から命を守る岐阜県民運動」参加者数 | 防災課 | 人 | 192万 (H26) | 200万 (H30) | | |
| | 岐阜県広域防災センターの利用者数 | 防災課 | 人/年 | 3,993 (H26) | 5,000 (H31) | | |

| | | | | | | |
|-------|-----------------------|------------|------|-----------------|-----------------|--|
| | 地震体験車体験者数 | 防災課 | | 25,114 (H26) | 30,000 (H31) | |
| 3-(3) | 防災専門職員育成の実施市町村 | 防災課 | 市町村数 | 7 (H26) | 42 (H31) | |
| | AED研修の受講県職員数 | 防災課 | 人 | 4,592 (H26) | 全職員 (H31) | |
| | 社会基盤メンテナンスエキスパートの養成人数 | 道路維持課 | | 309 (H27) | 350 (H31) | |
| | 災害時語学ボランティア数 | 清流の国づくり政策課 | | 66 (H27) | 94 (H30) | |
| | 防災リーダーの育成数 | 防災課 | | 2,065 (H27) | 3,200 (H31) | |
| | 防災士の育成数 | 防災課 | | 3,235 (H27) | 4,000 (H30) | |
| | 災害支援ナースの育成数 | 医療整備課 | | 98 (H28) | 150 (H31) | |

4 迅速な初動対応

| 番号 | 施策名 | 所管課 | 単位 | 現状値 | 目標値 (達成年度) | 備考 |
|-------|---------------------------|---------|------|---------------|---------------|---------------|
| 4-(1) | 災害時初動要員の体制整備市町村 | 防災課 | 市町村数 | 39 (H26) | 42 (H31) | |
| | 災害対応職員の被災時のバックアップ体制整備の市町村 | 防災課 | | 14 (H26) | 42 (H31) | |
| | 予定施設が使用できない場合の代替施設の確保市町村 | (市町村) | | 36 (H26) | 42 (H31) | |
| | 自家発電、非常通信設備整備市町村 | 防災課 | | 40 (H26) | 42 (H31) | |
| | 災对本部要員の備蓄整備市町村 | 防災課 | | 26 (H26) | 42 (H31) | |
| 4-(2) | 被害情報収集・集約業務マニュアル整備市町村 | 防災課 | 市町村数 | 22 (H26) | 42 (H31) | |
| | 岐阜県防災情報通信システムの整備 | 危機管理政策課 | — | — | 供用開始 (H29) | |
| | 衛星携帯電話の整備市町村 | (市町村) | 市町村数 | 32 (H26) | 42 (H31) | |
| | 住民相談体制の整備市町村 | (市町村) | | 17 (H26) | 42 (H31) | |
| | 広報・広聴に関する業務マニュアル整備市町村 | (市町村) | | 18 (H26) | 42 (H31) | |
| 4-(5) | 指定避難所、避難場所の認知度 | — | % | 86.5 (H27) | 毎年向上 | 県政モニターアンケート調査 |
| | 避難所開設・運営に関する業務マニュアルの整備市町村 | (市町村) | 市町村数 | 14 (H26) | 42 (H31) | |

5 救急・救助体制の充実

| 番号 | 施策名 | 所管課 | 単 位 | 現状値 | 目標値 (達成年度) | 備 考 |
|-------|---|-------|------|--------------|---------------|-------|
| 5-(1) | 医療救護計画・業務マニュアルの整備市町村 | (市町村) | 市町村数 | 42 (H27) | 42 (H31) | ※現状維持 |
| | DMA T保有率(基幹災害拠点病院2チーム以上、地域災害拠点病院1チーム以上) | 医療整備課 | % | 100 (H27) | 100 (H31) | ※現状維持 |
| | 救護所の設置予定場所の指定市町村 | (市町村) | 市町村数 | 22 (H27) | 42 (H31) | |
| 5-(3) | 自衛隊の受入体制・担当部署の指定市町村 | (市町村) | 市町村数 | 29 (H26) | 42 (H31) | |
| | 緊急消防援助隊の受入体制の整備市町村 | (市町村) | | 23 (H26) | 42 (H31) | |
| | 広域火葬業務マニュアルの整備市町村 | (市町村) | | 14 (H26) | 42 (H31) | |

6 受援・支援体制の整備

| 番号 | 施策名 | 所管課 | 単 位 | 現状値 | 目標値 (達成年度) | 備 考 | |
|-------|---------------------------|-------|------|----------------|----------------|---------------|--|
| 6-(1) | 被災建築物応急危険度判定士登録者数 | 建築指導課 | 人 | 2,256 (H26) | 2,500 (H31) | 2500人体制の維持 | |
| | 被災宅地危険度判定士登録者数 | 建築指導課 | | 217 (H26) | 200 (H31) | 200人体制の維持 | |
| 6-(3) | 簡易トイレの備蓄市町村 | (市町村) | 市町村数 | 38 (H26) | 42 (H31) | | |
| | 仮設トイレ備蓄市町村 | (市町村) | | 23 (H26) | 42 (H31) | | |
| 6-(4) | 携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等の備蓄割合 | — | % | 57.1 (H27) | 毎年向上 | 県政モニターアンケート調査 | |
| | 非常持ち出し用衣類・毛布などの準備割合 | — | | 17.7 (H27) | | | |
| | 備蓄計画の策定市町村 | 防災課 | 市町村数 | 26 (H26) | 42 (H31) | | |
| | 災害時食糧・物資調達・配布マニュアルの策定市町村 | 防災課 | | 11 (H26) | 42 (H31) | | |
| | 一時集積配分拠点を地域防災計画等に規定した市町村 | (市町村) | | 36 (H28) | 42 (H31) | | |
| | 物資集積拠点から避難所への物資供給体制の整備市町村 | (市町村) | | 11 (H26) | 42 (H31) | | |
| 6-(5) | ボランティア支援業務マニュアルの整備市町村 | (市町村) | | 市町村数 | 20 (H26) | 42 (H31) | |
| | | | | | | | |

7 復旧・復興体制の整備

| 番号 | 施策名 | 所管課 | 単位 | 現状値 | 目標値 (達成年度) | 備考 |
|-------|--|---------|------|---------------|---------------|----|
| 7-(1) | 災害廃棄物処理計画の策定市町村 | 廃棄物対策課 | 市町村数 | — | 42 (H31) | |
| 7-(2) | 水道事業施設の復旧に関する業務マニュアル整備市町村 | (市町村) | 市町村数 | 19 (H26) | 42 (H31) | |
| | 農業水利施設を活用した小水力発電施設数 | 農地整備課 | 箇所 | 2 (H27) | 19 (H32) | |
| | 再生可能エネルギー等導入施設数（岐阜県再生可能エネルギー等導入推進基金事業） | 環境生活政策課 | 施設 | 30 (H26) | 50 (H28) | |
| 7-(3) | 地籍調査進捗率 | 都市政策課 | % | 15.7 (H26) | 23 (H31) | |

8 被災者の救済・生活支援

| 番号 | 施策名 | 所管課 | 単位 | 現状値 | 目標値 (達成年度) | 備考 |
|-------|----------------------------|-------|------|-------------|---------------|----|
| 8-(1) | 仮設住宅入居等に関する業務マニュアルの整備市町村 | (市町村) | 市町村数 | 11 (H26) | 42 (H31) | |
| 8-(2) | 家屋被害状況調査マニュアルの整備市町村 | (市町村) | 市町村数 | 15 (H26) | 42 (H31) | |
| | り災証明発行業務マニュアルの整備市町村 | (市町村) | 市町村数 | 20 (H26) | 42 (H31) | |
| 8-(4) | 災害時保健活動体制の整備市町村 | (市町村) | 市町村数 | 10 (H26) | 42 (H31) | |
| | 感染症・食中毒の対策を規定するマニュアルの整備市町村 | (市町村) | | 17 (H26) | 42 (H31) | |

<施策担当課一覧>

| 項目 | 施策体系 | 施策 | 県担当課 |
|---------------------|--|---|------------------------------------|
| 1 地震に強いまちづくり | | | |
| (1) | ① 地震災害に強いまちづくりの推進 | 道路、河川、公園等の基盤施設の整備 | 県土整備部関係課 都市整備課 下水道課 都市公園課 |
| | | 土地区画整理事業の推進 | 都市整備課 |
| | | 市街地再開発事業の促進 | 都市整備課 |
| | | 都市機能の集約化を図る市街地整備の推進 | 都市整備課 |
| | | 空家等対策の推進 | 住宅課 |
| | ② ライフライン施設の耐震化 | 流域下水道の耐震・老朽化対策の推進 | 下水道課 |
| | | 公共下水道の耐震・老朽化対策の推進 | |
| | | 水道施設の耐震化の推進(生活基盤施設耐震化等交付金事業補助金の活用) | 薬務水道課 |
| | | 県営水道の大規模地震対策の推進(大容量送水管による既設送水管のバックアップ化(二重化)と耐震化の促進) | 水道企業課 |
| | | 電力供給ネットワークの災害対応力強化 | 防災課 |
| | | ガス事業者による防災対策の推進 | |
| | ③ 交通ネットワークの整備 | 東海環状自動車道西回り区間及びICアクセス道路の整備推進 | 道路建設課 道路維持課 |
| | | 主要な骨格幹線道路ネットワークの整備 | |
| | | 県境道路の整備推進 | |
| | | 濃飛横断自動車道の整備推進 | 道路建設課 |
| | | 地域を繋ぐ道路ネットワークの整備 | |
| 都市の骨格を形成する街路の整備 | | 都市整備課 | |
| ④ 二次災害への備え | 建築物に附属するブロック塀、屋外広告物その他の工作物の耐震化 | 建築指導課 | |
| | 地震発生後のエレベーターの機能維持措置、窓ガラス、天井からのつり下げ物の落下防止 | | |
| | 所有者等による、倒壊建築物のアスベスト飛散防止措置の徹底 | | |
| (2) | ① 木造住宅の耐震化促進啓発活動の一層の充実 | 木造住宅耐震相談士の養成するため、講習会を開催 | 建築指導課 |
| | | 木造住宅耐震相談士による相談会の開催 | |
| | | 各種団体・企業等と連携した耐震化に関する説明会の開催 | |
| | | 補強工事の具体的手法を紹介する啓発資料の作成・配布 | |
| | | 木造住宅の簡易的な補強対策の検討 | |
| | ② 木造住宅の耐震化の推進 | 木造住宅における耐震診断に対する補助制度の普及、活用促進 | 建築指導課 |
| | | 木造住宅における耐震補強工事に対する補助制度の普及、活用促進 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| | | | |
|-----|-----------------------------|--|-----------------|
| | | 住宅の耐震診断から工事まで一貫したサポート体制の構築 「耐震啓発ローラー作戦」の実施 耐震化普及啓発重点地区を中心とした啓発活動 耐震診断を実施したものの、補強工事に未着手の県民に対して、工事の施工事例の紹介や個別相談等を通じたフォローアップの実施 耐震改修済み建築物の表示制度の検討 | 建築指導課 |
| | ③ 特定建築物(マンション等)の耐震化の推進 | 特定既存耐震不適格建築物の耐震診断に対する補助制度、耐震補強工事に対する補助制度の整備・普及、活用促進 緊急輸送道路等の避難路沿道及び不特定多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の耐震化の促進 | 建築指導課 |
| | ④ 家の中の安全性の向上 | 家具の固定や寝室には家具を置かないなど家の中の安全対策の実施 | 防災課 建築指導課 |
| | ⑤ 地震保険の加入 | | 防災課 |
| (3) | ① 防災拠点の耐震化推進 | 防災拠点の耐震化状況の公表(各棟毎に公表) | 建築指導課 |
| | ② 県の重要な防災拠点の耐震化の計画的推進 | 災害対策の中核拠点となる県庁舎の再整備 | 管財課 |
| | | 県有建築物の耐震化の推進 | 公共建築課 |
| | | 警察署・警察施設の耐震化の推進 | 県警装備施設課 |
| | | 岐阜南警察署の改築整備 高山警察署の移転改築整備 | |
| | | 防災拠点施設の機能維持・強化のための取組みの実施 | 教育財務課 |
| | ③ 市町村の重要な防災拠点等の耐震化の計画的推進 | 市町村の防災拠点、避難所の耐震化の推進 | (市町村) |
| | | 市町村立の学校、病院、社会福祉施設の耐震化の推進 | |
| | | 防災拠点施設の機能維持・強化のための取組みの実施 | |
| | ④ その他の施設の耐震化 | 市町村と連携した道の駅の防災機能強化の推進 | 防災課 |
| | | 災害拠点病院等の耐震化の推進 | 医療整備課 |
| | | 老人・障害福祉施設等の耐震化等の推進 | 高齢福祉課 障害福祉課 |
| | | 私立学校の耐震化の推進 | 私学振興・青少年課 |
| | | 私立保育所の耐震化 多数の者が利用する建築物等の耐震化の推進 | 子育て支援課 建築指導課 |
| | ⑤ 重要文化財等の耐震化 | 「重要文化財(建築物)耐震診断指針」に基づいた「重要文化財(建造物)耐震予備診断、同耐震基礎診断及び同耐震専門診断」の所有者への周知 保存修理及び防災対策の推進 | 社会教育文化課 |
| | ⑥ 老朽コンクリート製信号機柱の検査及び建替更新の実施 | | 県警交通規制課 |
| | ⑦ 避難所の耐震化(非構造部材の耐震化も含む) | 国における「非構造部材の耐震化ガイドブック」の改定状況を踏まえた、点検方法や体制の見直し | 教育財務課 |
| | | 使用不能となる避難所が一部発生しても、他の避難所で避難者の受入れが可能となるよう、避難所の追加指定を推進 | (市町村) |

| | | | |
|--------------------|--|---|----------------|
| (4) | ① 県管理緊急輸送道路の防災対策の推進 | 緊急輸送道路上の落石及び崩落対策の実施 | 道路維持課 |
| | | 緊急輸送道路ネットワーク整備計画に基づく防災・減災対策の推進 | 道路建設課 道路維持課 |
| | | 林道施設の点検診断の実施 | 森林整備課 |
| | | 無電柱化対策の推進 | 道路維持課 |
| | ② 県管理緊急輸送道路の耐震対策の推進 | 緊急輸送道路上の橋梁耐震対策の実施 | 道路維持課 |
| | | 緊急輸送道路上の耐震対策に資する道路改良工事の実施 | 道路建設課 |
| | ③ 県管理緊急輸送道路のトンネル及び横断歩道橋の修繕の推進 | 緊急輸送道路上のトンネル及び横断歩道橋の詳細点検を実施 | 道路維持課 |
| | | 老朽化による対策が必要な施設の維持修繕 | |
| | ④ 県管理緊急輸送道路の広幅員化の推進 | 歩道整備予定箇所のうち、地震時に家屋倒壊や土砂崩落の恐れがある緊急輸送道路上の箇所の歩道設置の実施 | 道路維持課 |
| | ⑤ 県管理道路の防災対策の推進 | 孤立集落へ通じる道路の落石及び崩落対策の実施 | 道路維持課 |
| | | 孤立を防ぐための道路改良工事の実施 | 道路建設課 |
| | | 基幹道路における落石及び崩落対策の実施 | 道路維持課 |
| | ⑥ 県管理道路の耐震対策の推進 | 孤立集落解消を図るため、橋梁耐震対策の実施 | 道路維持課 |
| | ⑦ 県管理道路の谷埋め盛土箇所の把握と対策工法の検討 | 谷埋め盛土箇所の崩壊対策の推進 | 道路維持課 |
| | ⑧ 土砂災害(二次的な被害)発生防止のための広幅員化の推進 | 現道幅が1車線程度の狭隘区間で、道路防災総点検で要対策箇所となっている箇所等、土砂崩壊が発生しやすい箇所への法面对策の推進と必要に応じた道路広幅員化の推進 | 道路建設課 |
| | ⑨ 県管理道路の広幅員化の推進 | 歩道整備予定箇所のうち、地震時に家屋倒壊や土砂崩落の恐れがある幹線道路上の箇所の歩道設置の実施 | 道路維持課 |
| ⑩ 市町村管理道路の耐震化 | 道路災害防除工事の実施 | (市町村) | |
| | 橋梁の耐震補強工事の実施 | | |
| | 市町村に対する技術的支援 | 県土整備部関係課 | |
| ⑪ 避難路、避難場所の整備推進 | 避難路、避難場所の整備 | (市町村) | |
| | 基幹的農道の整備と農道橋の耐震対策の推進 | 農地整備課 | |
| ⑫ 河川管理施設の耐震対策の重点実施 | | 河川課 | |
| ⑬ 総合的な土砂災害対策の推進 | 震災発生後、支援物資輸送等のため重要となる基幹交通網と同時に要配慮者関連施設や避難所を保全する砂防施設整備の推進 | 砂防課 | |
| ⑭ 急傾斜地崩壊対策 | 県立障害福祉施設の急傾斜地崩壊対策の実施 | 障害福祉課 | |
| ⑮ 治山ダム等の整備・機能強化 | 治山ダムの機能強化 | 治山課 | |
| | 治山ダム等の整備(緊急輸送道路等に面した事業の前倒し実施を含む) | | |
| ⑯ 農業施設の耐震対策等の推進 | 農業用排水機場の更新整備と耐震対策の推進 | 農地整備課 | |
| | 農業ため池の耐震対策の推進 | | |

| | | | | |
|-------------------|-------------------|--|--|----------------------------------|
| | ⑰ | 大規模盛土造成地対策の推進 | | 建築指導課 |
| | ⑱ | 亜炭鉱の廃坑への対応 | 亜炭鉱ハザードマップによる危険性の啓発 | 商工政策課 |
| | | | 亜炭鉱廃坑対策のための調査研究の実施 | |
| | | | 緊急輸送道路における路面陥没対策の推進 | 道路維持課 |
| (5) | ① | 液状化危険度に関する意識啓発 | 液状化危険箇所（宅地被害含む）の周知啓発 | 防災課 建築指導課 |
| | | | 液状化危険度マップの作成と更新 | (市町村) |
| | ② | 液状化対策の推進 | 堤防の液状化に対する安全点検及び液状化に備えた対策の実施 | 防災課 河川課 |
| | | | 道路等、公共土木施設の迅速な機能回復を図るために必要な資機材の備蓄拠点を整備 | 道路維持課 河川課 砂防課 |
| (6) | ① | 孤立予想地域の実態把握 | 「孤立予想集落台帳」の更新 | 防災課 |
| | ② | 孤立予想集落に対する対策の推進 | ヘリコプター離発着可能候補地の把握 | 防災課 |
| | | | 非常用通信手段の確保 | (市町村) |
| | | | 孤立時の緊急資機材の整備 | (市町村) |
| | | | ヘリコプター離発着場の整備を支援するなど、市町村が実施する孤立集落対策への支援強化及び整備した地域の孤立を想定した訓練の実施 | 防災課 |
| ③ | 孤立集落対策における道路整備の推進 | | 道路建設課 道路維持課 | |
| | ④ | 市町村と連携した緊急時の避難ルート（異種の道）の検討 | | 建設政策課 道路維持課 森林整備課 農地整備課 |
| 2 地域防災力の強化 | | | | |
| (1) | ① | 自主防災組織活動への参加の推進 | 自主防災組織活動への参加及び地域コミュニティの重要性の啓発 | 防災課 |
| | | | 自治会（町内会）への加入 | (市町村) |
| | ② | 自主防災組織の活動の活性化 | 自主防災組織の組織率の向上 | 防災課 |
| | ③ | 地域における防災訓練の実施 | 消火、救助、炊き出し等災害時に想定される業務の技術習得訓練の実施 | (市町村) |
| | | | 緊急地震速報を活用した防災訓練の実施 | 防災課 |
| | ④ | 自主防災組織のリーダーの育成 | 災害図上訓練・避難所運営指導者研修等の実施 防災リーダーネットワークの構築 | 防災課 |
| | ⑤ | 災害図上訓練等の実施 | 各市町村における自主防災組織単位などでの災害図上訓練の実施 | (市町村) |
| | | | 地区防災計画・地区避難計画の策定推進 | 防災課 |
| | | | 各市町村における学校単位などでの防災運動会等の実施 | (市町村) |
| | | | シェイクアウト訓練の実施 | 防災課 |
| ⑥ | 自主防災組織での資機材整備 | | 防災課 | |
| ⑦ | 事前復興計画の普及・推進 | | 防災課 | |
| (2) | ① | 災害時における災害対策本部体制と業務指針等を定める業務マニュアルの整備と関係機関との情報共有 | | 防災課 |

| | | | |
|---------------------|---|--|---------------------------|
| | ② 実践的な防災訓練の実施 | 多機関連携防災訓練の実施 避難所、防災資機材を活用した実践的な防災訓練の実施 | 防災課 |
| | ③ 訓練の繰り返しによる各種業務マニュアルの検証・修正 | | 防災課 |
| | ④ 大規模災害における対応の検証 | 本県、他県を問わない災害対応の検証 | 防災課 |
| (3) | ① 市町村の要配慮者支援対策のガイドライン(具体的な方向性、標準例等)の提示 | 「要配慮者支援対策マニュアル」の改訂 「要配慮者支援対策に関する市町村地域福祉計画等策定マニュアル」の改訂 | 防災課 健康福祉政策課 地域福祉国保課 |
| | ② 市町村の要配慮者支援体制の整備 | 避難行動要支援者支援の全体計画の策定見直し 避難行動要支援者名簿の整備 個別計画の策定 個別計画が未策定の市町村へ「市町村防災アドバイザーチーム」を派遣し、策定手順や避難時に配慮が必要な事項を助言する等、策定を支援 「避難行動支援者連絡会議(仮称)」(住民等を交えた推進組織)の設置 要配慮者支援体制の確認等を行うための災害図上訓練(DIG)等の実施 | (市町村) 防災課 (市町村) |
| | ③ 福祉避難所(社会福祉施設等)の充実・強化 | 福祉避難所の設置促進や資器材整備の推進など | 健康福祉政策課 |
| | | 福祉避難所の充実・強化 | (市町村) |
| | | 福祉避難所の耐震性向上及び運営指針の整備 | 防災課 |
| | | 「避難所運営ガイドライン」を改訂し、高齢者や障がい者の方等への具体的な配慮事項を追加するとともに、防災訓練による検証を実施 | 健康福祉政策課 |
| | | 市町村が作成する「福祉避難所運営マニュアル」の参考となる内容を盛り込むなど「災害時要援護者支援対策マニュアル」の改訂 | |
| | | 福祉避難所運営訓練と連動した岐阜DCAT実地訓練の実施 | |
| | | 県内の福祉避難所に聴覚障がい者向けの字幕・手話放送受信機及び視覚障がい者向け地上デジタル放送対応ラジオを優先設置 県内の市町村や福祉関連施設を対象に、災害時における障がい者への情報提供や対応方法、配慮事項に関する研修会を開催 | |
| ④ 外国人向け防災啓発・減災事業の推進 | 外国人向け防災マニュアル、ガイド等の配布 | 清流の国づくり政策課 | |
| | 在住外国人向け防災啓発講座の実施 | 清流の国づくり政策課 | |
| | 災害時多言語支援センターの設置・運営訓練 | 防災課 | |
| | 災害時語学ボランティア等の人材の育成・確保 | 清流の国づくり政策課 | |
| | 災害時の県、市町村の多言語相互支援(語学ボランティア派遣等)に関する枠組みの整備 | | |
| | 市町村に対する多言語に関する支援 | | |
| | 災害時等の広報対策の実施(避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示(緊急)及び防災ガイドブック等の多言語化) | (市町村) | |

| | | | |
|---|----------------------------|---|-------------------------------------|
| | | 外国籍住民も取り込んだ地域の防災訓練の実施 「市町村外国人防災対策カルテ」を活用し、市町村に対する外国人防災対策の充実に向けた働きかけを促進 「避難所運営ガイドライン」を改訂し、外国語での案内表示や情報提供に関する事項等を追加 災害発生時における外国人観光客等への情報提供や、被災情報の収集体制を構築するため、観光事業者との連携について意見交換、相互確認を実施 | (市町村) 清流の国づくり政策課 防災課 観光企画課 |
| | ⑤ 社会福祉施設での避難訓練の実施 | 社会福祉施設への立入調査時における避難訓練実施状況の確認 | 高齢福祉課 障害福祉課 子ども家庭課 |
| | ⑥ 要配慮者と地域とのつながりの促進 | 要配慮者と地域とのつながりに関する取り組みの支援 | 環境生活政策課 |
| 近隣住民や民生委員等が連携し、要支援者への声掛けや訪問を行う、「見守りネットワーク活動」の活発化を通じて、福祉避難所の情報等を広く周知 | | 地域福祉国保課 | |
| 地域の絆づくりの推進 | | 環境生活政策課 | |
| (4) | ① 常設消防の充実 | 消防庁の「消防力の整備指針」を目標とする消防力の整備 | (市町村) |
| | ② 個人住宅の防火対策の推進 | 住宅用火災警報器設置の推進 | 消防課 |
| | ③ 消防団員等の増員と訓練の充実 | 県・市町村における消防団員確保対策の実施 | 消防課 |
| | | 岐阜県消防協会による、消防団が実施する訓練・研修への支援等 | |
| | | 県消防学校における消防団の訓練の実施 | |
| | | 県消防操法大会の実施 女性防火クラブの育成 | |
| | ④ 消防団員確保の検討、消防団への支援 | 機能別消防団員、機能別分団の活用の検討 | (市町村) |
| | | 消防団協力事業所に対する事業税減税の実施 | 消防課 |
| | | 「消防団加入促進事業費補助金」の実施など、消防団の加入促進活動への支援 | 消防課 |
| | | 「女性消防団員充実強化事業費補助金」の実施など、女性消防団員が活躍できる環境整備 「学生消防団活動認証制度」の導入を働きかけるとともに、県職員採用にも活用 | |
| | ⑤ 事業者との連携（連携体制の確認、連携訓練の実施） | | 防災課関 |
| | ⑥ 消火資機材等の整備 | 市町村消防施設整備 | (市町村) |
| | | 耐震性貯水槽の整備 | |
| | | 可搬式ポンプの整備 | |
| | ⑦ 地域の消火体制の強化 | 地域における水利の多様化（井戸の再確認と新たな配置の検討など） | (市町村) |
| | | 消防団への必要な資機材の貸与の実施 | |
| | | 地域住民による初期消火体制強化に関する意識啓発 | |

| | | | | |
|----------------------------|------------------------|---|--|---|
| (5) | ① | 地域防災計画（地震防災強化計画、推進計画含む）の見直し | 防災課 | |
| | ② | 最悪の事態に備えた被害想定の見直し | 熊本地震の特性や、国等における活断層の実態調査を踏まえた見直し | 防災課 |
| | ③ | 市町村の防災対策の強化 | 市町村の防災対策の点検の実施 県職員による市町村防災体制の支援強化 | 防災課 |
| | ④ | 土砂災害の危険区域の明確化と避難体制の整備 | 土砂災害の危険区域を明確化し、ハザードマップ作成等市町村が行う避難体制整備を支援 土砂災害ハザードマップの作成・普及啓発（ワークショップ等の開催） | 砂防課 |
| | ⑤ | 岐阜県警察大震災警備実施計画の見直し | 県警警備第二課 | |
| (6) | ① | 業務継続計画の策定 | 市町村における事業継続計画（BCP）の策定 市町村が機能不全となった場合の支援体制の整備 | （市町村） 防災課 |
| | | 岐阜県警察大規模災害対応業務継続計画の検証 | 県警警備第二課 | |
| | | 市町村の担当者向けに業務継続計画策定に係る研修会を開催 | 防災課 | |
| | | 市町村防災アドバイザーチームによる個別訪問や、先行事例の紹介を通じて、市町村における業務継続計画の策定促進 | | |
| | | 県災害対策マニュアルを見直し、部局横断的に調整を行いながら災害対応にあたる「緊急対策チーム」間の連携体制等を再構築 | | |
| | | 県民からの相談対応に関するマニュアルの見直し | 環境生活政策課 | |
| | | ② | 業務継続体制の整備 | 業務継続体制の整備 |
| | 下水道における業務継続体制の整備 | 下水道課 | | |
| | 情報システム部門の業務継続計画の実効性の確保 | 情報企画課 | | |
| | 代替施設の確保 | 県警警備第二課 | | |
| 可搬式発電発電機接続対応信号機の整備 | 県警交通規制課 | | | |
| 県または市町村庁舎の倒壊を想定した防災訓練の実施 | 防災課 | | | |
| 建築技術職員による県有施設の被災状況の確認体制の構築 | 公共建築課 | | | |
| ③ | 行政情報の保存 | 災害時に備え、住民情報等の分散保存の促進 | 防災課 | |
| (7) | ① | 事業所の災害時事業継続計画（BCP）の周知・啓発 | 事業所の地震防災対策の取り組み状況の把握 熊本地震を体験した企業関係者を講師に加えるなどした災害時事業継続計画（BCP）セミナーの開催 | 商工政策課 |
| | | ② | 実効性の高い災害時事業継続計画（BCP）の普及強化 | 災害時事業継続計画（BCP）の作成 災害時事業継続計画（BCP）の作成・運用説明会の開催 事業者に対して災害時事業継続計画（BCP）の普及を行う人材の育成 |

| | | | | |
|------------------------|---|---|--|------------------|
| | ③ | 各事業者の社内における地震防災教育の推進 | 防災士、災害図上訓練指導者等を講師とした社内教育の実施 社内における地震防災訓練の実施 | 防災課 |
| | ④ | 岐阜県建設業広域BCM認定制度の普及、促進 | | 建設政策課 |
| 3 地震防災における教育・啓発 | | | | |
| (1) | ① | 県民の地震防災意識（「超」広域災害に関するものを含む）の向上、地震防災対策の取組の推進 | | 防災課 |
| | ② | 岐阜県地震防災対策推進条例及び岐阜県地震防災の日（10/28）、岐阜県防災点検の日（毎月28日）の周知活動 | 岐阜県地震防災の日、岐阜県防災点検の日のPR 各種防災対策の点検 | 防災課 |
| | ③ | イベントの開催による地震防災啓発活動の実施 | 住民参加型の防災啓発イベント「防災タウンミーティング」の開催 各種防災対策の点検 | 防災課 |
| | ④ | 教材、講座による地震防災啓発活動の実施 | 「1：25,000 岐阜県活断層図」を活用した活断層認知度の向上 地震防災パンフレット等啓発資料の作成・配布 ホームページによる情報提供 新聞、テレビ、ラジオ、広報誌等による情報提供 地震発生率のランク分けを参考にした啓発の実施 | 防災課 |
| | ⑤ | 岐阜県広域防災センターの利用 | 岐阜県広域防災センターの利用促進 地震体験車による地震体験 | 防災課 |
| | ⑥ | 継続的な県民意識の把握 | 県民意識調査の定期的実施 | 防災課 |
| (2) | ① | 災害伝承による地震防災教育 | 濃尾大震災等に関するパネルの活用 被害想定結果の公表による南海トラフ地震の啓発の実施 過去の災害情報の収集と整理 | 防災課 |
| | ② | 教材、講座による地震防災教育の実施 | 職員による出前講座の実施 防災教育推進教員研修の開設 | 防災課 学校安全課 |
| | ③ | 少年消防クラブを通じた年少者への防災教育の実施 | | 消防課 |
| | ④ | 学校における防災教育を中心とした実践的安全教育の推進 | | 学校安全課 社会教育文化課 |
| (3) | ① | 地震防災に関する専門職員の長期的な育成 | | 人事課 防災課 |
| | ② | 地方自治体等における人材育成事業の実施 | 職員（首長、管理職、広報担当者を含む）を対象とした危機管理研修の実施 国、人と防災未来センターへの派遣等による研修の実施 心肺蘇生法、AED（自動体外式除細動装置）等の応急手当に関する研修の実施 | 防災課 |

| | | | |
|------------------|--------------------------------|---|--|
| | | 救援部隊、物資の支援調整を行う人材育成 | 防災課 |
| | | 社会基盤のメンテナンスに関する人材育成の推進 | 道路維持課 |
| | | 災害時語学ボランティア等の人材の育成・確保 | 清流の国づくり政策課 |
| ③ | 「清流の国ぎふ 防災・減災センター」を核とした防災人材の育成 | 地域で活躍できる防災リーダーの育成 防災リーダーネットワークの構築 災害図上訓練・避難所運営指導者研修等の実施 | 防災課 |
| ④ | 事業所における人材育成 | 事業所における専門職員の育成、人材育成事業の実施 | 防災課 |
| ⑤ | 防災業務経験者、防災関係の有識者との連携 | 防災士との連携 | 防災課 |
| ⑥ | 災害支援ナースの育成 | 災害時、看護師が不足している施設や避難所、救護所において看護を行う、災害支援ナースを育成 | 医療整備課 |
| 4 迅速な初動対応 | | | |
| (1) | ① | 迅速に災害対策本部を設置するための常設の災害対策本部用設備の整備 | (市町村) |
| | ② | 初動体制の整備 | 職員の参集基準、緊急連絡網の整備、初動要員の体制整備、参集訓練の実施、24時間体制の実施 初動要員の年度当初の研修会の実施 総合通信指令システムの整備 協定に基づく初動連絡体制について、ホットラインを複数確保するよう見直すとともに、定期的に訓練を実施し、連絡体制や応援手順の実効性を確保 |
| | | | 防災課 県警通信指令課 各部局 |
| | ③ | 地震発生直後の防災ヘリコプター等による情報収集体制の整備 | ヘリコプター統括管理体制の強化 |
| | | | 防災課 |
| | ④ | 災害の長期化に対応できる体制の整備 | 災害対応職員のバックアップ体制の整備 災害対策装備資機材の整備 警察職員用非常食の整備 |
| | | | 防災課 県警警備第二課 |
| | ⑤ | 災害対策本部機能の確保 | 予定施設が使用できない場合の代替施設の確保 自家用発電設備、非常通信設備の設置 備品の整備、災害対策本部要員の水・食料の備蓄 |
| | | | 防災課 |
| | ⑥ | 国関係機関との円滑な連絡体制の確保 | 「岐阜県災害対策マニュアル」を見直し、現行庁舎における大規模災害発生時の政府現地対策本部等、国関係機関の配置について整理 県庁舎の再整備において、政府の現地対策本部や自衛隊等、関係機関が効率的・効果的に機能するよう配置 |
| | | | 防災課 |
| (2) | ① | 被害情報の収集、集約に関する体制整備 | 被害情報の収集、集約業務マニュアルの整備 避難所等における被災者の要支援情報を迅速・的確に把握し共有する仕組みづくり（マニュアル化又はガイドラインの作成） 災害情報の共有等の連携強化 ICTを活用した道路施設の維持管理の高度化 交通管制システムの整備 |
| | | | 防災課 危機管理政策課 道路維持課 県警交通規制課 |
| | ② | 非常通信の整備、通信施設の耐震化、回線の二重 | 岐阜県防災情報通信システムの整備 衛星携帯電話の整備 |
| | | | 危機管理政策課 (市町村) |

| | | | |
|-----|---|---|------------------------------|
| | 化の推進 | 市町村防災無線のデジタル化の推進 | |
| | | 早期通信手段確保対策の推進 | 危機管理政策課 |
| | | 岐阜情報スーパーハイウェイの耐災害性強化 | 情報企画課 |
| ③ | 情報の共有 | G I S活用による被害情報集約システムを活用した情報集約訓練の実施 | 防災課 |
| | | 災害対策本部設置、避難勧告等の情報について地上デジタル放送による情報提供の実施 | |
| | | ホームページによる防災情報提供の実施 | |
| ④ | 非常通信を確保する団体・事業者との連携（連携方法の確認、非常通信訓練の実施） | | 防災課 |
| ⑤ | 市町村における広報、広聴等に関する体制の整備 | 市町村における相談体制の整備（業務マニュアルの整備） | （市町村） |
| | | 広報、広聴に関する業務マニュアルの整備（外国人、障がい者等の要配慮者に配慮した伝達・表現方法の検討、危機管理広報への対応を含む） | |
| | | 生活復旧（生活相談、見舞金、融資、税減免、国・県の被災者生活再建支援制度等）、経済復旧（融資、租税減免等）に関する業務マニュアルの整備 | |
| ⑥ | 県における相談体制の整備 | 災害対策本部県民相談チームの運用体制の整備 | 環境生活政策課 |
| | | 県民からの相談対応に関するマニュアルの見直し | |
| ⑦ | 住民への情報伝達システムの整備 | 市町村防災無線の戸別受信機の整備等、全ての住民が防災情報を入手できる通信手段の整備 | （市町村） |
| | | エリアメール等による緊急情報伝達の実施 | |
| | | アラート（災害情報共有システム）による災害情報伝達の充実 | 防災課 |
| ⑧ | テレビ・ラジオ・新聞などの協力による情報提供体制の整備（放送協定、避難勧告等の伝達体制の強化等（体制の点検、訓練の実施）） | | 広報課 防災課 |
| ⑨ | 緊急地震速報の伝達 | 住民、事業所、学校等での緊急地震速報の受信（携帯電話、専用受信端末等） | 防災課 |
| | | 全国瞬時警報システム（J-ALERT）と防災行政無線等を活用した伝達体制の整備 | （市町村） |
| (3) | ① 国土交通省、隣県との連携体制の整備 | 県単独での早期調査・復旧が困難な場合に備えて、災害応援協定団体等との相互窓口を確認 | 道路建設課 道路維持課 河川課 砂防課 |
| | ② 大規模土砂災害窮迫時の緊急調査の実施にかかる国及び市町村との連携 | 国土交通省や市町村との相互窓口の確認 市町村を対象とした「土砂災害防止法に基づく緊急調査」の概要説明会を実施 | 砂防課 |
| | ③ 大規模地震発生時において県が実施する土砂災害危険箇所や砂防施設等の緊急点検にかかる国との連携 | 直轄砂防事務所が行う情報伝達訓練等への参加 | 砂防課 |
| | ④ 災害応援協定団体等との連携強化 | 災害応援協定連絡会議の開催等により、相互窓口を確認 | 建設政策課 |
| | | 各協会等との防災訓練の実施 | 防災課 |
| | ⑤ 災害対策強化のための建設機械の保有推進 | | 商業・金融課 |

| | | | |
|---------------------|--|---|--------------|
| (4) | ① 緊急輸送道路等の復旧体制に係る道路管理者間の連携 | 市町村担当者の窓口を確認 | 道路維持課 |
| | | 国管理、県管理道路の通行規制情報の共有 | |
| | | 国、県、市町村を構成メンバーとする情報共有会議を開催し、通行規制情報の共有方法の協議 | |
| | ② 災害応援協定団体等との連携強化 | 災害応援協定連絡会議の開催等により、相互窓口を確認 | 建設政策課 |
| | | 各協会等との防災訓練の実施 | |
| | ③ 緊急時に備えた交通規制、公共交通の確保 | 大規模停電時の交通規制の検討 | 県警交通規制課 |
| | | 大規模停電時の公共交通の機能確保の促進 | 公共交通課 |
| | | 被災者等の輸送業務に関する体制整備 | |
| ④ 被災地への交通総量抑制対策の推進 | 通行制限方策の適切な実施（緊急通行車両確認証明書発行） | 防災課 県警交通規制課 | |
| ⑤ 放置車両の撤去に関する体制整備 | | 道路維持課 県警交通規制課 | |
| ⑥ 交通規制要員の確保 | | 県警交通規制課 | |
| ⑦ 県内の臨時離着陸場の点検、把握強化 | | 防災課 | |
| ⑧ 輸送道路等の確保 | 道路等、公共土木施設の迅速な機能回復を図るために必要な資機材の備蓄拠点を整備 | 道路維持課 河川課 砂防課 | |
| | 自動車による被害情報の収集が困難な箇所について、バイク等を活用したパトロールを実施 | 道路維持課 | |
| | 小型無人機（ドローン）を情報収集ツールとして地域防災計画に位置付けるとともに災害時における有効な活用策を検討 | 防災課 | |
| | 被災時に輸送道路を確保する手順を定める啓開計画を作成 | 道路維持課 | |
| | 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震診断を義務付け、早急に耐震化を図るため、緊急輸送道路の一部について耐震改修促進法における「沿道建築物の耐震化を図るべき道路」に指定 | 建築指導課 | |
| | | | |
| (5) | ① 避難体制の見直しと県民への周知 | 避難所、避難場所の総点検と住民への周知徹底（量的な確保、耐震・耐火性、場所の適正性、旅館・ホテル等の避難所としての活用、避難所となる公共施設等のバリアフリー化や災害に強いトイレの検討） | (市町村) |
| | | 避難所、避難場所の位置、避難経路・避難方法の確認 | (市町村) 防災課 |
| | ② 避難所開設・運営ガイドラインの見直し | 車中泊やテント泊などの避難者の実態やニーズの把握方法、支援物資の提供方法や、車中泊避難者のエコノミークラス症候群発症を防ぐための、テントなど支援施設・設備等の確保等について記載を追加 防災士や自主防災組織とも連携した避難所運営要員の確保や女性の視点・参加も積極的に取り入れた運営体制、避難所全体のレイアウトの作成、支援者スペースの確保、避難者情報のより正確な把握方法、物資の管理・配布方法等を追加 | 防災課 |

| | | | |
|---|--------------------------------|--|---|
| | | 感染症予防や感染者の隔離、避難者による清掃の実施など、避難所における衛生管理を追加 ペット同行者の具体的な受入体制等について記載を追加 | 防災課 |
| ③ | 避難所の運営に関するマニュアルの整備 | 必要な安全性及び良好な居住性の確保について記載 食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保険医療サービスの提供など 生活環境の整備方法等について記載。特に運営への女性の参画推進、女性や子育て家庭、要配慮者のニーズに留意 市町村防災アドバイザーチームによる市町村個別訪問や、市町村向け研修会の開催等を通じて、自宅や車中泊避難者の実態やニーズの把握方法、支援物資の配布方法について、市町村の「避難所運営マニュアル」の策定及び見直しを促進 | (市町村) 防災課 |
| ④ | その他のマニュアルの整備等 | 「岐阜県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン」を見直し、被災地への管理栄養士等の派遣や支援業務について追加 「避難所運営マニュアル」や「被災動物の救援に関するマニュアル」の整備及びペット同行避難訓練の実施 国のマニュアル等を活用し、市町村における「感染症・食中毒の対策を規定するマニュアル」の策定を促進 学校内及び校外周辺の避難経路の確保など、各学校による「危機管理マニュアル」の改訂と訓練の実施及び指導 | 保健医療課 防災課 生活衛生課 生活衛生課 保健医療課 私学振興・青少年課 学校安全課 |
| ⑤ | 配慮が必要な避難者への対応等 | 「避難所運営ガイドライン」を改訂し、高齢者や障がい者等への具体的な配慮事項を追加するとともに、防災訓練による検証を実施 「福祉避難所運営マニュアル」の参考となる内容を盛り込むなど「災害時要援護者支援対策マニュアル」を改訂 県内の市町村や福祉関連施設を対象に、災害時における障がい者への情報提供や対応方法、配慮事項に関する研修会を開催 | 防災課 (市町村) 健康福祉政策課 障害福祉課 |
| ⑥ | 「清流の国ぎふ 防災・減災センター」を核とした防災人材の育成 | 地域で活躍できる防災リーダーの育成 防災リーダーネットワークの構築 災害図上訓練・避難所運営指導者研修等の実施 | 防災課 |
| ⑦ | 避難所の運営体制の整備等 | ペット対策について、県ホームページに専用ページを新設するほか、動物愛護週間等のイベントにおいて、飼い主に対する災害時の備えについての啓発を強化 岐阜県被災動物救援ボランティアリーダー養成講習会のカリキュラムに「被災動物の救援に関するマニュアル」策定の必要性を追加 避難所の資機材の整備(非常用通信設備、テレビ、ラジオ等) | 生活衛生課 (市町村) |

| | | | | |
|---------------------|---|---|---|---|
| | | 指定避難所の駐車可能台数のリスト化、避難所近隣の大型駐車場の事前把握等により、車中泊避難者用の駐車場所を予め指定・確保するなどの事前検討を実施 | 防災課 | |
| | | 現在、学校が管理している、指定避難所である県立学校の体育館の鍵の管理方法を見直す | 教育財務課 | |
| | | 地域住民や学校施設管理者を対象に実践的な避難所運営訓練を実施（実施支援を含む） | 防災課 | |
| | | 自主防災組織による避難所運営のルールづくりと避難所運営訓練の実施 | | |
| | | 避難生活から生じる衛生上の諸課題等について、国や関係機関からの情報を基に、「予防パンフレット」を更新するとともに、市町村や県民へ周知 | 生活衛生課 保健医療課 | |
| | | 避難所生活を送るうえで、感染拡大防止の注意点をまとめたリーフレットを新たに作成し、県民に広く周知 | | |
| 5 救急・救助体制の充実 | | | | |
| (1) | ① | 医療救護計画及び業務マニュアルの整備 | 「岐阜県地震災害等医療救護計画」の改訂 「岐阜県地震災害等医療救護マニュアル」の策定 市町村における医療救護計画・業務マニュアルの整備 | 健康福祉政策課 医療整備課 薬務水道課 (市町村) |
| | ② | DMA T運用体制の整備 | DMA T運用計画の改訂 災害拠点病院等との連携体制を構築する研修会等の開催 DMA T活動に要する設備整備の支援 | 医療整備課 |
| | ③ | 市町村と関係機関との連携体制の確認 | | (市町村) |
| | ④ | 救護所の設置予定場所の指定 | | (市町村) |
| | ⑤ | 医療救護の調整機能の強化 | 災害医療コーディネート体制の強化（関係機関等との連絡・情報共有体制を含む） 災害薬事コーディネーターの養成 | 医療整備課 薬務水道課 |
| | ⑥ | 要配慮者への医療救護支援体制の整備 | 要介護者、認知症患者、精神障がい者、難病患者、重症心身障がい児・者等への支援体制の整備（人工呼吸器装着患者の電源確保を含む） | 保健医療課 |
| | ⑦ | DCA T（災害派遣福祉チーム）派遣体制の強化 | | 健康福祉政策課 |
| | ⑧ | 福祉避難所（社会福祉施設等）の充実・強化 | 福祉避難所の設置促進や資器材整備の推進など 福祉避難所の充実・強化 福祉避難所の耐震性向上及び運営指針の整備 「避難所運営ガイドライン」を改訂し、高齢者や障がい者の方等への具体的な配慮事項を追加するとともに、防災訓練による検証を実施 市町村が作成する「福祉避難所運営マニュアル」の参考となる内容を盛り込むなど「災害時要援護者支援対策マニュアル」の改訂 福祉避難所運営訓練と連動した岐阜DCA T実地訓練の実施 県内の福祉避難所に聴覚障がい者向けの字幕・手話放送受信機及び視覚障がい者向け地上デジタル放送対応ラジオを優先設置 | 健康福祉政策課 (市町村) 防災課 健康福祉政策課 障害福祉課 |

| | | | |
|-----|----------------------------|---|---------------------------|
| | | 県内の市町村や福祉関連施設を対象に、災害時における障がい者への情報提供や対応方法、配慮事項に関する研修会を開催 | 障害福祉課 |
| | | 近隣住民や民生委員等が連携し、要支援者への声掛けや訪問を行う、「見守りネットワーク活動」の活発化を通じて、福祉避難所の情報等を広く周知 | 健康福祉政策課 |
| | ⑨ 医薬品等の確保 | 医薬品・医療用物資等の保有量調査の実施 医薬品・医療用物資等の運搬手段の確保 薬剤師の派遣に関する関係団体との協定の締結 | 薬務水道課 |
| | ⑩ 医療機関相互の連携の推進 | 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用 災害医療研修・訓練等の実施 | 医療整備課 |
| | ⑪ ドクターヘリの活用体制の整備 | 大規模災害時のドクターヘリの運用体制の検討 富山県ドクターヘリの共同運航の実施 本県が被災した場合に出動した他県のドクターヘリの統制スキームについて整理 | 医療整備課 防災課 医療整備課 |
| | ⑫ 大規模商業施設における医療救護体制の整備 | 大規模商業施設において発災した場合における医療救護体制の整備 | （市町村） |
| | ⑬ 広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）の体制強化 | | 医療整備課 |
| | ⑭ 災害支援ナースの育成 | 災害時、看護師が不足している施設や避難所、救護所において看護を行う、災害支援ナースを育成 | 医療整備課 |
| (2) | ① 医療救護計画及び業務マニュアルの整備 | 「岐阜県地震災害等医療救護計画」の改訂 | 健康福祉政策課 医療整備課 薬務水道課 |
| | ② 医療機関の機能強化 | 施設の耐震化、ライフラインの確保 非常用食料及び飲料水の確保 緊急時収容機能の確保 災害時に医療機関等へ燃料・水を優先的に供給する体制の整備 | 医療整備課 |
| | ③ 災害拠点病院の体制強化 | 災害拠点病院における事業継続計画（BCP）の策定 災害拠点病院等が被災した場合における、バックアップ体制の整備 周辺病院との連携体制の構築 災害拠点病院の位置付けの明確化、追加指定の検討 医療施設の防火体制の強化 災害拠点病院が実施する備蓄倉庫、自家発電装置、受水槽などの施設整備に要する経費への支援 | 医療整備課 |
| | ④ 医療情報の集約・収集体制の整備 | 医療機関や患者の医療情報の保存と活用の検討 お薬手帳の普及促進 医療機関における情報通信手段の整備 | 医療整備課 薬務水道課 医療整備課 |
| (3) | ① 他都道府県との連携 | 中部圏の広域防災拠点の活用検討 | 防災課 |
| | ② 受援体制の計画及び業務マニュアルの整備 | 「岐阜県災害時広域受援計画」の改訂 応援部隊の要請方法、応援部隊の活動を支援するためのマニュアル整備 | 防災課 （市町村） |

| | | | | |
|---|-------------------------|---|---------------------------------------|----------------|
| | | 災害対策本部の受援・支援に関する調整機能の強化 | 防災課 | |
| ③ | 消防、警察、自衛隊、医療チームの活動拠点の指定 | 県広域防災拠点の指定 | 防災課 | |
| | | 市町村における活動拠点の候補地の選定 | (市町村) | |
| | | ヘリコプター活動拠点の整備 | 防災課 | |
| ④ | 協定内容の拡充・検証 | 救助活動を行う機関の燃料確保のための協定の締結 | 防災課 新産業・エネルギー振興課 | |
| ⑤ | 広域火葬の調全体制の整備 | 検死、遺体処理、埋葬の業務マニュアルの整備 | (市町村) | |
| | | 「岐阜県広域火葬計画」の改訂 | 生活衛生課 | |
| 6 受援・支援体制の整備 | | | | |
| (1) | ① | 応急危険度判定士の受入体制整備 | (市町村) | |
| | | 応急危険度判定の実施計画（地区割り等計画）の整備 | (市町村) | |
| | | 圏域ごとに研修会を開催するなどした判定コーディネーター（市町村職員）の育成 | 建築指導課 | |
| | | 応急危険度判定の目的や内容、他制度との違いを分かりやすく周知するためのチラシの作成 | | |
| | | 倒壊家屋等、住宅に関する総合相談窓口の設置 | | |
| | ② | 応急危険度判定の支援体制の整備 | 判定士連絡網の点検 | 建築指導課 |
| | | | 判定マニュアルの点検・見直し（住民への広報や、他機関との情報共有等を追加） | 建築指導課 (市町村) |
| | | | 判定資機材の整備 | 建築指導課 |
| | ③ | 被災建築物応急危険度判定士の育成 | 講習会の開催 | 建築指導課 |
| | ④ | 被災建築物応急危険度判定士の訓練の実施 | | 建築指導課 |
| ⑤ | 被災宅地危険度判定士の育成・維持 | 講習会の開催 | 建築指導課 | |
| (2) | ① | 在宅被災者支援 | 在宅被災者に関する支援体制の整備 | (市町村) |
| | ② | 在宅介護者支援 | 介護事業者の巡回介護の能力向上 | 高齢福祉課 |
| | ③ | 教職員等のための避難所運営支援マニュアルの作成 | 県によるガイドライン（標準例）の提示 | 学校安全課 |
| | ④ | 警備業協会との連携 | | 県警警備第二課 |
| | ⑤ | 動物救援体制の整備 | ペット同行避難に関する普及・啓発 | 防災課 |
| ペット同行避難訓練の実施 | | | 生活衛生課 | |
| 飼い主に対する危険動物逸走対策マニュアル作成（飼養許可申請時にその都度提出）の指導 | | | 生活衛生課 | |
| (3) | ① | 災害時のし尿処理対策（避難所における仮設トイレ対策含む）の研究 | 災害時における浄化槽活用方策の検討 | 防災課 |
| | | | トイレ協会等との連携方策の検討 | |
| | ② | 市町村震災廃棄物処理計画の整備 | | (市町村) |
| | ③ | 簡易・仮設トイレの備蓄及び調達体制の整備 | | (市町村) |
| | ④ | 広域のし尿処理対策 | 県内における広域的なし尿処理を行うための体制の整備 | 廃棄物対策課 |
| ⑤ | 下水道の耐震・老朽化対策 | 流域下水道の耐震・老朽化対策の推進 | | |
| | | 公共下水道の耐震・老朽化対策の推進 | 下水道課 | |

| | | | | |
|-----|------------------------|--|--|----------------------------|
| | ⑥ | 関係事業者との連携 | 関係事業者との協力協定の締結・連携 | 廃棄物対策課 |
| (4) | ① | 家庭、事業所の備蓄の推進 | 最低でも3日間、可能な限り1週間分の生活必需品（食料・水・医薬品及び携帯トイレ等）の備蓄 非常用物資の備蓄促進 | 防災課 |
| | ② | 備蓄物資の計画策定 | 熊本地震の検証等を踏まえ、現物備蓄、流通備蓄を適切に組み合わせた備蓄計画（方針）の策定（「岐阜県災害時広域受援計画」及び「岐阜県総合備蓄計画」の改訂含む） 県及び市町村間での備蓄物資情報の共有 | 防災課 |
| | ③ | 食料・物資の受援体制の整備 | 災害時における食料・物資の調達・配布に関する業務マニュアルの整備 「岐阜県災害時広域受援計画」を改訂し、受援物資に係る被災市町村の避難所までの具体的な流れや「プッシュ型」支援物資の受入方法等を明記 | 防災課 |
| | | | 支援物資調達の円滑化を図るため、協定締結先の専門家を交えて受援体制を見直すとともに、訓練を実施 | 防災課 商工政策課 県民生活相談センター |
| | ④ | 物資集積拠点の整備 | 県広域防災拠点の指定 | 防災課 |
| | | | 一時集積配分拠点の指定 | |
| | | | 一時集積配分拠点を地域防災計画に規定していない市町村に対し、市町村防災アドバイザーチームが市町村を個別訪問し、早期に規定するよう促進 高速道路のサービスエリア、パーキングエリア等の防災拠点としての利用の検討 | |
| ⑤ | 物資供給体制の充実 | 物資集積拠点から避難所への物資供給体制の整備 | 防災課 商業・金融課 | |
| | | 民間のノウハウ活用による救援物資の輸送に関する仕組みづくりの検討 | | |
| | | 災害に備えた玄米の備蓄・供給体制の整備 非常用物資の輸送体制の整備推進 | 農産園芸課 商業・金融課 | |
| ⑥ | 避難者への食料及び物資配布に関する研究の実施 | 栄養バランスや、特別な配慮が必要な人（食物アレルギー、乳幼児、飲み込むことが困難など）への食料配布の研究 | 防災課 保健医療課 | |
| | | 日用品等のパッケージ配布の研究 | 防災課 | |
| | | 自宅避難者のニーズの把握と配布方法の研究 | | |
| ⑦ | 支援に関する協定の締結の拡充 | 事業者との連携の推進 | 防災課 県民生活相談センター 商工政策課 商業・金融課 農政課 農産物流通課 農産園芸課 県産材流通課 森林整備課 県警警備第二課 | |

| | | | |
|---------------------------|---|--|---------------------|
| | | 救助活動を行う機関の燃料確保のための協定の締結 | 防災課 新産業・エネルギー振興課 |
| ⑧ | 輸送道路等の確保 | 道路等、公共土木施設の迅速な機能回復を図るために必要な資機材の備蓄拠点を整備 | 道路維持課 河川課 砂防課 |
| | | 自動車による被害情報の収集が困難な箇所について、バイク等を活用したパトロールを実施 | 道路維持課 |
| | | 小型無人機（ドローン）を情報収集ツールとして地域防災計画に位置付けるとともに災害時における有効な活用策を検討 | 防災課 |
| | | 被災時に輸送道路を確保する手順を定める啓開計画を作成 | 道路維持課 |
| | | 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震診断を義務付け、早急に耐震化を図るため、緊急輸送道路の一部について耐震改修促進法における「沿道建築物の耐震化を図るべき道路」に指定 | 建築指導課 |
| | | | |
| ⑤ | ① 市町村におけるボランティア支援体制の整備 | ボランティア支援に関する業務マニュアルの整備 | (市町村) |
| | | 被災地のボランティア情報の収集と提供体制の整備 | 防災課 |
| | | 防災リーダーネットワークにおけるボランティア受入体制の整備 | |
| | ② 災害ボランティアセンターの設置・運営の強化 | 災害ボランティアの活動拠点の確保 | (市町村) |
| | | 災害ボランティアセンター運用マニュアルの整備 | |
| | | 災害ボランティアセンター立ち上げ支援 | 地域福祉国保課 |
| | | 災害ボランティアの派遣調整訓練の実施 | 防災課 |
| | | 災害ボランティアセンターの設置・事務局運営体制の見直し | 地域福祉国保課 |
| | ③ その他ボランティア団体、NPOとの連携 | 岐阜県災害ボランティア連絡協議会の開催 | 防災課 |
| | | 県外の災害ボランティア団体との連携強化 | |
| ④ 専門ボランティアの育成・確保 | 災害時語学ボランティア研修の実施 | 清流の国づくり政策課 | |
| | 災害時の県、市町村の多言語相互支援（語学ボランティア派遣等）に関する枠組みの整備 | | |
| | 専門ボランティア（応急危険度判定士、外国語通訳、臨床心理士等）に関する連絡体制の構築の検討 | 防災課 | |
| ⑤ 災害ボランティア用の資機材の整備 | | (市町村) | |
| ⑥ 災害ボランティアとの連携強化 | | 防災課 | |
| ⑥ | ① 帰宅困難者にならないための備え | 他県(特に愛知県)に通勤・通学する県民への啓発 | 防災課 |
| | ② 市町村と鉄道事業者との連携の推進 | 各駅に、付近の避難場所又は避難所の位置の明記 | (市町村) |
| | | 市町村と鉄道事業者との役割分担の明確化 | |
| | ③ 事業者による帰宅困難者等支援体制の推進 | | 防災課 |
| ④ 観光関係事業者等に対する地震防災意識の普及啓発 | 旅館・ホテル関係団体への普及啓発 | 生活衛生課 | |
| | 観光施設等への管理者、経営者への普及啓発 | (市町村) | |

| | | | | |
|---------------------|---|---------------------------|--|---------------------------|
| | ⑤ | 観光関係事業者等との連携の推進 | 宿泊施設等に、付近の避難場所又は避難所の位置の明記 | (市町村) |
| | ⑥ | 災害による風評被害対策の推進 | 風評による観光産業への被害を軽減するための方針を策定 | 観光企画課 |
| | ⑦ | 市町村と連携した道の駅の防災機能強化の推進 | | 防災課 |
| (7) | ① | 受援、支援体制の計画及び業務マニュアルの整備 | 「岐阜県災害時広域受援計画」の改訂 岐阜県大規模災害時支援対策マニュアルの見直し | 防災課 |
| | ② | 「超」広域災害に備えた、災害時応援協定の締結 | 災害時の広域応援体制の強化 | 防災課 |
| | ③ | 広域防災拠点の整備 | 広域防災拠点の体制強化 | 防災課 |
| | | | 中部圏の広域防災拠点の整備の検討 応援警察ヘリの受入れ体制の整備 | 県警地域課 |
| | ④ | 災害派遣部隊の充実強化 | | 県警警備第二課 県警機動隊 県警地域課 |
| | ⑤ | 県域、市町村域を超えた広域避難の仕組みづくりの推進 | 県と市町村の間で締結する「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」を見直し、県内市町村間における応援順位を新たに設定 | 防災課 |
| | | | 中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会を通じた広域防災訓練等による、近隣県との連携強化 | |
| | ⑥ | 広域避難に関する情報共有体制の整備 | 全国避難者情報システムの円滑な運用 | 市町村課 |
| | | | 県域外に避難した被災者への情報提供方法の検討 | 防災課 |
| | ⑦ | し尿処理対策の推進 | 県内における広域的なし尿処理を行うための体制の整備 | 廃棄物対策課 |
| 7 復旧・復興体制の整備 | | | | |
| (1) | ① | 災害廃棄物処理体制の強化 | 県計画と整合を図った市町村災害廃棄物処理計画の策定 市町村災害廃棄物処理計画の策定支援 市町村との情報伝達訓練や職員研修などを実施し、「岐阜県災害廃棄物処理計画」の実効性を確保 | (市町村) 廃棄物対策課 |
| | | | 災害時のごみ処理の円滑化に向けた市町村間の連携等、県計画に整合した市町村計画の策定又は見直し | (市町村) |
| | ② | 関係事業者との連携 | 関係事業者との協力協定の締結・連携 県内の災害廃棄物撤去等に活用する特殊重機等の把握（データベース作成） | 廃棄物対策課 |
| (2) | ① | ライフライン施設の耐震化 | 流域下水道の耐震・老朽化対策の推進 | 下水道課 |
| | | | 公共下水道の耐震・老朽化対策の推進 | |
| | | | 水道施設の耐震化の推進（生活基盤施設耐震化等交付金事業補助金の活用） | 薬務水道課 |
| | | | 県営水道の大規模地震対策の推進（大容量送水管による既設送水管のバックアップ化（二重化）と耐震化の促進） | 水道企業課 |
| | | | 電力供給ネットワークの災害対応力強化 ガス事業者による防災対策の推進 | 防災課 |

| | | | | | | |
|--|-----|---------------------------------------|---|----------------|--|-------|
| | ② | ライフライン関連事業者等の迅速な復旧体制の整備 | 市町村水道事業施設（業務マニュアル等の整備） | （市町村） | | |
| | | | 県営水道施設（県営水道危機管理マニュアルの改訂） | 水道企業課 | | |
| | | | 電気事業施設 | 防災課 | | |
| | ③ | 活動拠点の整備 | ライフライン復旧の活動拠点の候補地指定 | 防災課 | | |
| | ④ | 再生可能エネルギーの活用 | 農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備 | 農地整備課 | | |
| | | | 木質バイオマス利用施設の整備 | 県産材流通課 | | |
| | | | 防災拠点への再生可能エネルギー等導入の推進 | 環境生活政策課 | | |
| | | | 再生可能エネルギー導入による地産地消エネルギーシステムの確立 | 新産業・エネルギー振興課 | | |
| | | | 次世代エネルギーインフラを活用した公的施設への展開 | | | |
| (3) | ① | 復興体制に関する計画（基本的な方針）の策定 | 復興組織の設置、運用方法の明確化 | 防災課 | | |
| | | | 復興計画策定における県、市町村の役割の明確化 | | | |
| | ② | 事前復興計画の普及・推進 | 防災課 | | | |
| | ③ | 地籍調査の推進 | 都市政策課 | | | |
| 8 被災者の救済・生活支援 | | | | | | |
| 応急仮設住宅 | (1) | ① | 災害時の住宅対策（既存コミュニティを考慮した仮設住宅の入居手続き等）に関する業務マニュアルの整備 | （市町村） | | |
| | | | ② | 応急仮設住宅建設用地の確保等 | 必要戸数分の候補地が選定できていない市町村、配置計画が作成できていない市町村への働きかけ | 住宅課 |
| | | | | | 応急仮設住宅建設用地を選定し、配置計画を作成する | （市町村） |
| | | | ③ | 仮設住宅建設業者との連携 | 居住性向上のための仮設住宅仕様書の見直し 供給能力等の事前把握 | 住宅課 |
| | | | ④ | 公営住宅の活用 | 公営住宅の空き部屋状況の把握 | 住宅課 |
| 配慮を要する避難者の優先的な入居など、仮住まいとしての県営住宅提供に関するルールを新たに策定 市町村営住宅について、県と同様の仕組みづくりを市町村へ働きかける 市町村域を越えた広域避難に対応するため、県・市町村営住宅の活用に係る情報提供の仕組みを整備 災害被災者への公営住宅の無償貸与制度の整備 | | | | | | |
| | ⑤ | 民間賃貸住宅の被災者への提供にかかる不動産関連団体との連携 | 供給能力等の事前把握（連携体制の確認） | 住宅課 | | |
| (2) | ① | 市町村における被災認定調査のマニュアル（データベース化の検討を含む）の整備 | 家屋被害状況調査のマニュアルの整備 | （市町村） | | |
| | | | 罹災証明発行業務マニュアルの整備 | | | |
| | ② | 被災者支援システムの導入 | 被災者や被災家屋の状況を管理するための台帳作成機能や、罹災証明書の交付機能などを備えた被災者支援システムの早急な導入・活用 | （市町村） | | |
| | ③ | 市町村向けの罹災証明書交付業務に関する研修会を定期的に開催 | | 防災課 | | |

| | | | |
|-----|---|--|-----------------|
| | ④ | 県と市町村の間で締結する「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」を見直し、県内市町村間における応援順位を設定 | 防災課 |
| (3) | ① | 各種支援策の業務マニュアルの整備 | (市町村) |
| | ② | 被災者支援情報の提供 被災者支援に関する情報の一元的提供体制の整備 | 防災課 |
| (4) | ① | 災害時における保健活動マニュアル等の整備 市町村における保健活動マニュアル等の活用体制の整備 | (市町村) |
| | ② | 災害時における保健指導に関する保健師の専門研修の実施 | 保健医療課 |
| | ③ | 災害時に精神保健医療支援を行うDPATの派遣体制の整備 県内の精神科を有する病院との間で、DPATの派遣協定を締結 派遣可能な隊員の増員に向け、国や県による研修会を通じた人材育成の取組みを強化 相談対応や情報伝達に関するマニュアルの整備と訓練の実施 | 保健医療課 |
| | ④ | 防疫対策の推進 「感染症・食中毒の対策を規定するマニュアル」の整備推進 | 保健医療課 生活衛生課 |
| | ⑤ | 災害時におけるJDA-DATの派遣体制の整備 | 保健医療課 |
| | ⑥ | 被災児童生徒に対する心のケア 現在の人材バンクに登録した活動範囲を超えてスクールカウンセリングを実施するための広域的な応援体制の構築 子ども相談センター版災害対策マニュアルの策定 | 学校安全課 子ども家庭課 |
| | ⑦ | 応急・復旧作業に従事するスタッフに対する心のケア 「職員の被災地派遣にかかる健康管理について」に基づき、衛生管理者による職員派遣前の事前説明、派遣中の状況確認、派遣終了後の相談等を実施 必要に応じ、メンタルヘルス相談員によるメールによるフォローや面談を実施 | 職員厚生課 |

原子力防災対策

| 項目 | 施策体系 | 施策 | 県担当課 |
|------------------------------|-------------------------------|---|---|
| (1) | ① 情報収集体制の整備と住民への情報伝達 | オフサイトセンターとの通信連絡手段の確保、維持管理 | 危機管理政策課 |
| | | 原子力災害情報の集約と住民への伝達方法の検討 | |
| | ② モニタリング体制の整備 | モニタリングポストの維持管理 | 環境管理課 |
| | | モニタリングポストデータの常時公表 | |
| | | 大気中の放射性ヨウ素濃度測定機器の維持管理 | |
| 県全域を対象にした機動的な放射線モニタリング体制の整備 | | | |
| ③ 専門家の支援体制の整備 | 専門家を招聘し助言・支援を受ける体制の整備 | 危機管理政策課 | |
| ④ 原子力防災業務に従事する職員の知識・技能の向上 | 専門機関が開催する研修・講習の受講 | 危機管理政策課 | |
| | 県内での原子力防災関係研修の開催、受講 | | |
| ⑤ 原子力防災訓練の実施 | 関係機関と連携した原子力防災訓練の実施 | 危機管理政策課 | |
| (2) | ① 避難対策の推進 | 市町村避難計画の策定 | 危機管理政策課 |
| | | 県域を越えた避難のあり方の整理 | |
| | | 大規模地震と原子力災害の複合災害時において、屋内退避が最適であるのか研究を行うよう、国に働きかけを実施 | |
| | | 国の対応や、県防災会議原子力専門部会の意見も踏まえながら、屋内避難についての対策を見直す | |
| | ② 安定ヨウ素剤予防服用、避難退域時検査等に係る対策の推進 | 安定ヨウ素剤の維持管理 | 薬務水道課 |
| | | 避難退域時検査・簡易除染資機材の整備・維持管理 | 医療整備課 |
| | | 医療機関の除染設備・防護服等の整備 | |
| | | 医療関係機関・団体との連携体制の構築 | |
| | ③ 農林畜水産物の検査体制の充実 | 農林畜水産物の汚染検査機器の整備、維持管理 | 生活衛生課 農政課 農産園芸課 畜産課 里川振興課 県産材流通課 |
| | | 生産者、流通業者との連携体制の構築 | 農政課 農産園芸課 畜産課 県産材流通課 |
| ④ 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及啓発の推進 | 原子力防災訓練等を通じた知識の普及啓発 | 危機管理政策課 | |

目次

前文

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 予防対策

第一節 地震災害に強い安全な地域社会づくり（第八条―第十条）

第二節 地域防災力の育成及び強化（第十一条―第十七条）

第三章 応急対策

第一節 応急体制の確立（第十八条―第二十条）

第二節 緊急輸送対策（第二十一条・第二十二条）

第三節 帰宅困難者等に対する支援（第二十三条・第二十四条）

第四節 その他地震災害の拡大を防止するための対策（第二十五条―第二十八条）

附則

岐阜県は、明治二十四年の濃尾地震において、五千人近い死者を出すという甚大な被害を受けた。そして今、東海地震や東南海・南海地震、さらには県内の活断層による地震発生の可能性が高まっている。

これまで、岐阜県では、平成七年の阪神・淡路大震災を教訓に、地震防災対策を進めてきた。しかし、地震による被害を最小限にとどめるためには、県はもとより、県民、事業者、市町村が相互の信頼関係に基づき、地震防災対策の実施について協働し、連携することが必要である。

すなわち、「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、「自らの地域は皆で守る」という共助の考え方及び行政が担うべき公助の考え方を基に、県民、事業者、市町村及び県が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割と責務を自覚して、地震防災対策を着実に推進していくことが重要である。

ここに、私たちは、地震災害から尊い生命を守るために共に力を合わせ、一体となって地震防災対策に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、地震災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、地震防災対策に関し、県の責務並びに市町村、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、県、市町村、県民及び事業者による相互の信頼関係に基づく協働体制を確立し、地震災害に強い安全な地域社会づくりの実現を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 地震防災 地震災害を未然に防止し、地震災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐことをいう。
- 二 防災関係機関 国、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第五号に規定する指定公共機関、同条第六号に規定する指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
- 三 事業者 県、市町村及び防災関係機関以外の事業を行う法人並びに個人をいう。
- 四 自主防災組織 県民がその居住する地域において、自主的に結成する防災組織をいう。

(県の責務)

第三条 県は、地震防災に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

- 2 県は、市町村、自主防災組織その他防災関係機関等と連携して、地震防災対策を推進しなければならない。
- 3 県は、地震に関する調査及び研究を行い、その成果を県民、事業者及び市町村に公表するとともに、地震防災対策に反映させなければならない。

(市町村の役割)

第四条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の住民の生命、身体及び財産を地震災害から守るため、県、自主防災組織その他防災関係機関等と連携して、地震防災対策の推進に努めるものとする。

(県民の役割)

第五条 県民は、県及び市町村が実施する地震防災対策の円滑な推進に協力するよう努めるものとする。

- 2 県民は、自主防災組織等が実施する防災訓練その他の活動に積極的に参加し、地震防災対策に関する知識の習得に努めるものとする。
- 3 県民は、地震災害に備え、あらかじめ次に掲げる対策を講ずるよう努めるものとする。
 - 一 建築物その他の工作物（以下この条及び次条において「建築物等」という。）が所在する土地の地形及び地質の状況を把握しておくこと。
 - 二 建築物等の耐震性を確保すること。
 - 三 家具の転倒の防止策をとること。
 - 四 初期消火に必要な消火器等を備えること。
 - 五 食料、飲料水及び医薬品を備えること。
 - 六 避難場所及び避難所の位置並びに避難の経路及び方法を確認すること。
 - 七 地震災害発生時における通勤、通学先等からの帰宅方法及び家族間の連絡方法を確認すること。
 - 八 前各号に掲げるほか、地震災害に備え自らの安全確保に必要なこと。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、地域の一員として、県及び市町村が実施する地震防災対策の円滑な推進に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、地域の自主防災組織等が実施する防災訓練その他の地震防災の活動に協力するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、地震災害に備え、あらかじめ次に掲げる対策を講ずるよう努めるものとする。
 - 一 事業の用に供する建築物等が所在する土地の地形及び地質の状況を把握しておくこと。
 - 二 事業の用に供する建築物等の耐震性を確保すること。
 - 三 地震防災の活動の責任者を定めることその他地震防災の活動に関する組織を整備すること。
 - 四 従業員が地震発生時にとるべき行動を明確にすること。
 - 五 防災訓練、地震防災に関する研修等を実施すること。
 - 六 応急的な措置に必要な資材及び機材を整備し、並びに食料、飲料水及び医薬品を備えること。

(行動計画)

第七条 知事は、地震防災対策を総合的かつ計画的に推進するため、地震防災に関する施策の実施に係る総合的な計画（以下「行動計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 行動計画には、次に掲げる事項を定める。
 - 一 地震防災に関する施策の目標
 - 二 地震防災に関する施策の概要
 - 三 前二号に掲げるもののほか、地震防災対策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項
- 3 知事は、地震防災に関する施策の実施状況を点検し、必要に応じ、行動計画の見直しを行うものとする。

第二章 予防対策

第一節 地震災害に強い安全な地域社会づくり

(地震災害に強い安全な地域社会づくりの推進)

第八条 県は、市町村その他防災関係機関と連携して、道路、公園、河川等の基盤施設の整備、学校その他の公共施設の耐震化及び非常電源設備等の整備を通じて、地震災害に強い安全な地域社会づくりに努めなければならない。

(建築物の耐震性の確保)

第九条 建築物の所有者は、当該建築物が地震により倒壊すること等により、歩行者等に危害を及ぼし、又は避難若しくは緊急物資の輸送等を阻害することがないようにするため、当該建築物について、必要な耐震診断を行うとともに、その診断結果に応じ耐震改修を行うよう努めるものとする。

(工作物等の耐震性の確保)

第十条 屋外に広告板その他の工作物及び自動販売機（以下この条において「工作物等」という。）を設置し、又は設置しようとする者は、当該工作物等が地震により落下し、又は転倒すること等により、歩行者等に危害を及ぼし、又は避難若しくは緊急物資の輸送等を阻害することがないようにするため、当該工作物等の耐震性を点検し、その耐震性を確保するよう努めるものとする。

第二節 地域防災力の育成及び強化

(自主防災組織の結成とその活動への支援)

第十一条 県は、地域における地震防災対策の効果的な実施に資するため、市町村と連携して、自主防災組織が結成され、当該自主防災組織の活動が活発に行われるよう支援に努めなければならない。

(災害ボランティアコーディネーターの育成)

第十二条 県は、市町村等と連携して、災害ボランティアコーディネーター（ボランティアによる地震防災の活動が円滑に行われるようボランティア相互間の調整を行う者をいう。）の育成に努めなければならない。

(地域防災協働隊の育成の支援)

第十三条 県は、地震災害発生時において地域に密着した地震防災の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう、市町村と連携して、地域防災協働隊（自主防災組織、ボランティア、事業者、公共的団体その他関係行政機関が概ね小学校の通学区域を単位とし、連帯感をもって、相互に連携しながら、それぞれの地震防災の活動を行う仕組みをいう。）の育成の支援に努めなければならない。

(地震防災に関する知識の普及等)

第十四条 県は、県民が地震災害に備え、適切な対策を講ずることができるようにするため、市町村、自主防災組織その他防災関係機関等と連携して、地震及び地震防災に関する知識の普及並びに防災意識の高揚を図るよう努めなければならない。

(地震防災に関する教育の実施)

第十五条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の設置者は、生徒、児童及び幼児が地震及び地震防災に関する理解を深めるとともに、地震災害発生時において自らの安全を確保できるように、地震及び地震防災に関する教育の実施に努めるものとする。

(防災訓練の実施)

第十六条 県は、市町村、自主防災組織その他防災関係機関等と連携して、積極的に防災訓練を行う

よう努めなければならない。

(岐阜県地震防災の日)

第十七条 県民及び事業者が、地震及び地震災害に関する意識を高め、地震防災の活動の一層の充実を図るため、岐阜県地震防災の日（以下この条において「地震防災の日」という。）を設ける。

2 地震防災の日は、知事が定める。

3 地震防災の日には、県民及び事業者は、第五条第三項各号に掲げる対策又は第六条第三項各号に掲げる対策の状況を点検し、及びその一層の充実を図るよう努めるものとする。

4 地震防災の日には、県は、地震防災対策の取組の状況を点検するとともに、前項に規定する県民及び事業者の取組が積極的に行われるよう、防災意識の向上を図るための啓発活動を実施するものとする。

5 地震防災の日には、市町村は、地震防災対策の取組の状況を点検するとともに、防災意識の向上を図るための啓発活動の実施に努めるものとする。

第三章 応急対策

第一節 応急体制の確立

(応急体制の確立)

第十八条 知事は、地震災害が発生した場合においては、迅速かつ的確な避難、救出、医療等の応急対策が講じられるようにするため、速やかに必要な体制を確立しなければならない。

(情報連絡体制の確立)

第十九条 知事は、地震災害が発生した場合においては、地震及び地震災害に関する情報を県民と共有するため、市町村、自主防災組織その他防災関係機関等と連携して、速やかに必要な体制を確立し、迅速かつ的確に情報を提供するものとする。

(応急対策の実施に係る応援等)

第二十条 知事は、地震災害が発生した場合において、必要があるときは、他の都道府県知事、防災関係機関の長及び応急対策の実施に係る事業者に対し、直ちに応急対策の実施に関する応援又は協力を求めるものとする。

2 知事は、地震災害が発生した場合において、市町村長から応急対策の実施に関する応援を求められたときは、速やかにその求めに応じるよう努めなければならない。

第二節 緊急輸送対策

(緊急輸送の確保)

第二十一条 県は、地震災害が発生した場合においては、迅速に応急対策を実施するため、市町村その他防災関係機関等と連携して、必要な緊急輸送を確保するよう努めなければならない。

(緊急通行車両等の通行の確保)

第二十二条 県民は、地震災害が発生した場合においては、災害対策基本法、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）その他の法令の規定に基づき公安委員会又は警察官が行う車両の通行の禁止その他の道路における交通の規制を遵守するほか、当該交通の規制が行われていない道路においても車両の使用を自粛することにより、救急患者の搬送、緊急物資の輸送等に係る緊急通行車両及び高齢者、障害者等の避難のための車両の通行の確保に協力するよう努めるものとする。

第三節 帰宅困難者等に対する支援

(帰宅困難者等に対する支援)

第二十三条 県は、地震災害が発生し、又は東海地震に係る警戒宣言（大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第九条第一項の規定により内閣総理大臣が発する地震災害に関する警戒宣言をいう。）が発せられたことにより、長期間にわたり交通機関が停止し、又は道路における車両の通行が禁止されること等により、帰宅することが困難となり、又は旅行途中で目的地に到

達することが困難となった者が円滑に帰宅し、又は避難するために必要な情報を、市町村その他防災関係機関等と連携して提供するよう努めなければならない。

(災害時要援護者対策の支援)

第二十四条 県は、市町村、自主防災組織等が実施する高齢者、障害者、傷病者、乳幼児等で地震災害発生時に特別な援護を要する者に対する避難誘導、介護支援その他の対策に必要な支援を行うよう努めなければならない。

第四節 その他地震災害の拡大を防止するための対策

(衛生的な生活環境の確保)

第二十五条 知事は、地震災害が発生した場合においては、市町村その他防災関係機関と連携して、感染症の発生の予防及びまん延の防止、食中毒の発生の予防その他の公衆衛生の確保のために必要な措置を講じなければならない。

(災害ボランティア活動への支援)

第二十六条 県は、地震災害が発生した場合においては、災害ボランティア活動が円滑に実施されるよう、市町村その他防災関係機関等と連携して、支援に努めなければならない。

(自主避難等)

第二十七条 県民は、地震及び地震防災に関する情報に留意し、危険を感じたときは自主的に避難するとともに、市町村長等が避難勧告を発したときは、速やかに避難するよう努めるものとする。

(危険度判定)

第二十八条 地震により被害を受けた建築物及び宅地(以下この条において「被災建築物等」という。)の所有者及び管理者は、当該被災建築物等が余震により倒壊すること等により生ずる災害を防止するため、市町村が実施する危険度判定(被災建築物等の危険度の応急的な判定をいう。)に協力するよう努めるとともに、その判定結果に応じ、避難し、又は応急の補強等の対策を実施するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成二十七年三月二十四日条例第三十一号)

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に知事が地震防災対策を総合的かつ計画的に推進するため策定している地震防災に関する施策の実施に係る総合的な計画は、第七条第一項の規定に基づき策定された行動計画とみなす。

岐阜県地震防災行動計画検討委員会設置要綱

(設 置)

第1条 南海トラフ地震などの海溝型地震及び内陸型地震に備えて、必要な対応・対策について検討し、県の地震防災行動計画の推進を図るため、「岐阜県地震防災行動計画検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 南海トラフ地震をはじめとする大規模地震対策に関すること。
- 二 岐阜県地震防災行動計画の推進(行動計画の策定及びフォローアップ)に関すること。
- 三 その他地震対策の推進のために必要な事項に関すること。

(構 成)

第3条 委員会は、別表1に掲げる委員により構成する。

- 2 委員会に、会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、委員会の委員の中から互選し、副会長は、会長が指名するものとする。
- 4 会長は、委員会の議事を整理する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任 期)

第4条 委員の任期は2年とする。なお、委員の再任を妨げない。

(会議の招集)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 その他、会長は委員以外の者に対して、必要に応じて委員会への参加を要請することができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局は、岐阜県防災課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年2月19日から施行する。

この要綱は、平成22年11月22日から施行する。

この要綱は、平成27年11月26日から施行する。

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

岐阜県は、古来、山紫水明の自然に恵まれ、世界に誇る伝統と文化を育んできました。豊かな森を源とする「清流」は、県内をあまねく流れ、里や街を潤しています。そして、「心の清流」として、私たちの心の奥底にも脈々と流れ、安らぎと豊かさをもたらしています。

私たちの「清流」は、飛騨の木工芸、美濃和紙、関の刃物、東濃の陶磁器など匠の技を磨き、千有余年の歴史を誇る鶺鴒などの伝統文化を育むとともに、新たな未来を創造する源になっています。

私たち岐阜県民は、「清流」の恵みに感謝し、「清流」に育まれた、自然・歴史・伝統・文化・技をふるさとの宝ものとして、活かし、伝えてまいります。

そして、人と人、自然と人との絆を深め、世代を超えた循環の中で、岐阜県の底力になり、100年、200年先の未来を築いていくため、ここに「清流の国ぎふ憲章」を定めます。

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知

清流がもたらした
自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創

ふるさとの宝ものを磨き活かし、
新たな創造と発信に努めます

伝

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます